

平成28年3月11日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	3番	藤本岩義		
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

2番 濱村 博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成28年3月11日 9時00分 開議

日程第1 陳情第12号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 28 年 3 月 11 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、本日午後の会議中の休憩について報告します。

東日本大震災の発生から 5 年が経過し、本日の午後その時を迎えようとしています。

犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、午後 2 時 46 分から約 1 分間の黙とうをささげたいと思います。

会議中である場合には、黙とうをささげるために暫時休憩としますので、よろしくお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1、陳情第 12 号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についてを議題とします。

なお、陳情第 4 号、第 6 号、第 8 号および要望第 10 号については審査未了に、陳情第 11 号および第 13 号については継続審査となったことを報告します。

委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは私の方から陳情報告を致します。

総務教育常任委員会が平成 28 年 3 月 9 日に開催されましたので、この出席議員が、私、山崎と森、坂本、澳本、小永、浅野、各委員とともに、この陳情について審査致しました。

陳情第 12 号は、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についてであります。

内容は既に議員の皆さまに配付されていますので省略致しますが、陳情の趣旨は選挙権を持たない子どもや若者でも実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペース、通称、模擬投票所を選挙期間中投票日に期日前投票所、そして投票所に設置することを求めるというものです。

本件については、選挙期間中に期日前投票所や投票日の投票所の模擬投票所を設置することは、公職選挙法や予算と場所と人員配置の点で実態上難しいと考えられます。

また、本案については意見書案もなく、陳情者にも連絡が取れない状況でありました。模擬選挙や投票等は学校教育の中で対応できるのではとのご意見もありました。

審査の結果、採決を致しまして、全会一致で不採択となりました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

陳情第 12 号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 12 号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

陳情第 12 号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

それでは、陳情第 12 号を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数です。

従って、陳情第 12 号は採択しないことに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

澳本哲也君。

5 番 (澳本哲也君)

おはようございます。

まず、質問通告書に従いまして、僕から質問事項を 2 点質問させていただきます。

まず 1 番目ですが、インフルエンザの予防接種についてです。

僕たちが小さいころはですね、皆さん知ってのとおり学校で一斉にインフルエンザの、確か予防接種をしたと思うのですが、今現在は全くやっておられません。もう個人の任意ということで接種をしておりますけれども。しかし、やっぱりインフルエンザが怖い。そして、学校も休まないかんなんということで、多くの保護者が子どもをインフルエンザの予防接種に連れていっているという実態があります。

そこで、子どものインフルエンザ予防接種の無料化ということで質問させていただきます。

ご答弁よろしくをお願いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

おはようございます。

それでは、澳本議員の一般質問のインフルエンザ予防接種についての、子どものインフルエンザ予防接種の

無料化にかんする質問にお答えします。

予防接種につきましては、定期接種と任意接種に分れており、定期接種は予防接種法により A 類疾病と B 類疾病に分類されております。A 類疾病に属する疾病の場合は接種を受けるための努力義務が課せられており、B 類疾病は努力義務はないものの予防接種を行う必要があると認められる疾病となります。一方、任意接種は予防接種法に基づかない疾病に対するもので、本人の意思により接種を行うものとなります。

高齢者のインフルエンザ予防接種は予防接種法の B 類疾病とされており、一部個人負担がありますが、予防接種法の中で助成をしながら予防接種を行っております。一方、子どものインフルエンザの予防接種につきましては任意接種と呼ばれる予防接種に属し、個人の判断で受けるかどうか決める予防接種となります。このため、議員がご指摘されますとおり、現在、個人負担で予防接種をさせていただいております。

この任意接種につきましては、被接種者および接種する医師との相談によって判断され行われる仕組みとなっており、行政が積極的な勧奨を行うものではないといわれていると認識しております。

このため、インフルエンザ予防接種につきましても副反応がいわれており、副反応のリスクなどを考慮しながら、本人や保護者と接種する医師とで検討する必要がある、基本的には自己責任の中で予防接種を受けるかどうか判断するものと、なると考えております。

議員がご指摘されますとおり、無料化することで子どもたちの健康増進に寄与することになるとは思いますが、予防接種法で定められている B 類疾病でも一定の個人負担をいただいて実施している中で、任意接種である子どもたちのインフルエンザの予防接種を無料化して推進することにつきましては、無料化することにより積極的な勧奨を行うことになりかねないと考えられるため、他の市町村の取り組み状況なども参考にしながら検討する必要があると考えております。

また、町の財政面での負担も小さくないと考えられることから、財政的な面からの検討も必要であると考えられます。

無料化の取り組みにつきましては、黒潮町の子どもたちの健康増進の見地から、免疫力をつけるための有効な事業や施策がないかなどについても検討する必要があると考えられ、総合的な検討が必要であるものと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

このインフルエンザ。何か前橋レポートですかね、やってもやらなくても別に関係ないみたいなレポートがあるがですけども。しかし、高校受験のときなんかは特に親がですね、非常に気を使うがです。もしもかかって高校受験できなかつたらどうしようということで、家族全員が打つというようなことも今現在もあります。

それで、全額無料ということは、まあそれは無理かもしれません。しかし、一人当たり、子どもです。もう中学生以下の子どもに対して 1 本当たり 1,000 円ぐらいの補助はできないかなと、思っておるがです。調べたところ、大方では 1 本当たり個人負担 2,700 円。中村、四万十市の方では 3,000 円からですね、高い所では 4,000 円に消費税という所もありました。なかなかこれを 3 人の子どもなり、また 4 人で家族全員が打つとなると、なかなか財政的には厳しい面があるがですけども。

実際、愛媛県の愛南町ですかね、僕調べたがですけども。愛南町に住所のある生後 6 カ月以上の方に対して、接種 1 回の料金 1,000 円は補助するというので実際やっているみたいですけども、そういった補助というこ

とで実現はできないかなと思うがですけども、どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

澳本議員の再質問にお答えします。

1回1,000円の補助というご質問ですが、町の負担として試算をしておりますので、それでお答えに代えさせていただきますと思います。

先ほどご指摘されました中学生までということになりますと、13歳以下の子どもたちになろうと思います。

平成28年1月末日現在の住民基本台帳の数字で962名の乳幼児や児童がおります。

先ほどご質問では1回というお話だったと思いますが、生後6カ月から13歳未満の子どもの場合、2回の予防接種が有効であるといわれております。そのために各自に2回実施することとすると、それと、ご質問の中で黒潮町の平均が2,700円というお話をされたと思いますが、私どもが調べてみますと2,500円がほぼ平均ということでお聞きしております。

2回接種をして2,500円を乗じると、単純計算で、無料化した場合ですが481万程度の経費が必要となります。インフルエンザの予防接種を半数から6割程度の乳幼児、児童が受けることとなりますと、250万から300万の経費が必要となるという計算が成り立つと考えております。

澳本議員の質問の中で1,000円は補助ということになりますと、962名の2回分の掛ける1,000円という計算になりまして、約180万程度になろうかというふうに暗算で今計算しましたが。

そういうことで経費の方も非常に、毎年この経費が必要になるということになりますので、経費の方も検討をしていかないかというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

180万ですか。

金曜日の町長の施政方針の中にですね、子育てのことがちょっと書いてあったと思います。

子育て支援の拡充に向けて、平成28年度中に議論を深めながら新たな施策展開を行っていきますという言葉があります。

それで、県内の市町村、自治体の中で、新聞にも載ってございましたけども、18歳までは完全に医療費無料化もするというような市町村もあります。そういった中で、ほんとにこれ前向きに検討していただきたいと思いますが。

まず町長、検討してくれますかね。お願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。

このインフルエンザの無料化、あるいは補助につきましては、その目的がですね、子どもたちの健康対策でやるのか、また保護者に対する子育て支援としてやるのかで、それぞれ政策の選択幅が広がってこようかと思えます。

健康対策でありましたら先ほど健康福祉課長の答弁しましたように、免疫力の増加のためのさまざまな施策の展開ができないかということのパッケージとして検討する必要があると思いますし、子育て支援という趣旨で行うのであれば、他のメニューと比較して費用対効果を図るべき案件だと思っております。少し総合的な検討が必要であると思っております。

ただし、総合的に検討して、なるほど効果がということになってもですね、最終的にはやっぱり財政的な制約がどうしても掛かってまいりまして、財政面も含めた総合的な検討が必要であると思っておりますし、28年度いただいた宿題として、しっかりと検討はさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ほんとに前向きな検討をよろしくお願いを致します。

次へ移ります。

人権教育についてということです。

1番目です。

これからの黒潮町の人権教育は、今のままでよいかということです。

まず、自分たち、我々議員からですね、もっと積極的にこの人権教育を学ばなくてはいけないというのは僕本人の考えでありますけども。黒潮町は小学校、中学校、ほんとに県下でも、ほんとに高いレベルでこの人権教育に取り組んでくれていると思います。そして、社会教育の方でも推進講座、年4回ですか。そして、女性泊まり合い研修など積極的にやってくれておりますけども。

今のままでこれでよいのかということ、まず教育長にお伺いを致します。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、人権教育についてのご質問にお答えを致します。

黒潮町の人権教育の取り組みについてのご質問でございます。今の取り組み、あるいはこのままでよいのかということでございます。

議員ご質問の中でもありましたように、学校教育、それから社会教育の中で人権教育を進めております。そういう中で課題というか、そういうこともあるわけでございます。

特に今ですね、全国的にいじめや児童虐待、そういったことが多く発生をしております。子どもたちを取り巻く環境、ますます厳しくなっているというふうに思っているところです。そして、家庭の教育力の低下も指摘をされております。学校だけではなくて、家庭、それから地域が連携をした地域ぐるみの教育力を高める必要があるというふうに考えているところです。

黒潮町におきましては、その基本となるのがやはり人権教育であるというふうに考えております。そういう考えの下で取り組みを行っております。

まず、各小中学校におきましては、人権教育参観日の中で人権教育問題に関する児童の作文発表、あるいは講師を招聘（しょうへい）しての講演会なども開催をしております。講演の中では、命の大切さやネットトラブルの危険性、いじめ、不登校などの各分野の専門家をお招きをし、保護者や地域の方々とともに学習を深めているところでございます。こうしたことが、家庭の中であらためて人権について考えるよい機会にもなって

いるというふうにも思っているところです。

そして、保育所におきましては、各保育所で保護者を対象とした子育て講座。こういったものも開催をしております。

それから、地域ぐるみの人権教育ということも非常に大事になってくるというふうを考えております。そういった意味で、例えば佐賀の横浜地区で毎月1回、横浜成人集会を実施をしています。幼児期からの成長発達段階の子育てを学習し、保護者と保育士、教職員が共に、そういったことに関する悩みや人権、あるいは地域防災などについて話し合いを行っているところです。こういった地域ぐるみの学習を行っていく、こういうことが大事になってこようかというふうに思います。児童虐待などの子育てに関するトラブル、そういったものの予防にもつながっていくというふうにも考えているところです。

ぜひ、こうした人権教育の取り組み、これを今後も一層進めてまいりたいというふうを考えているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

やりようことは一年を通してやってくれよう、ほんとに人権教育についてはやってくれようと思うがですけども。今のままのような教育を行えばいいという継続的な取り組みも必要ですけども、新しい人権教育を創造していくという時代だと、僕は思っております。普通にやればよいという範囲にとどまらなく、結局は縮小論に限りなく近くなってくるんじゃないかと思うがですけども。

新たな取り組みというものが、いろんな人の知恵を借りながらこれからやっていかなければならないと思うがですけども、そういうふうな新しい取り組みというのは何かあったら教えてください。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

新たな取り組みということでございますけれども、やはり取り組みの中で大事になってくるのは、先ほども答弁致しましたけれども、地域の中での学習、それから家庭の中でのその人権教育という部分になろうかと思えます。そういったことでいきますと、やはり地域学習の場を確保するというのではなからうかというふうに思います。

例えば、そういった取り組みを充実させるためにですね、横浜地区の成人集会の例を挙げましたけれども、ぜひそういった取り組みをそれぞれの地域へ広めていくということが必要ではなからうかと思えます。例えば、横浜成人集会は児童館の方が主体となって取り組みをしていただいております。そういったことで、こういった取り組みをぜひ大方地域へも広めていくことができればというふうに思っているところです。

そういう意味で、大方児童館の役割というか、大方児童館が主体となって、そういった新たな取り組みを進めていくということも必要ではなからうかというふうに思っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

確かに、佐賀は成人集会などほんとに積極的にやっております。教育長が言うたように、大方の童夢館の役割というものもこれからほんとに必要なようになってくると思うがですけども、そういうところの指導を今以上によろしく頼みたいと思います。

2番目の、保護者や地域、企業研修など、現在の取り組みでいいのかというところです。

最近ほんとに、先ほども教育長が言いよりましたけども、子どもの虐待のニュースなんかが毎日のように流れる。孫がおじいちゃんおばあちゃんを殺す、なんかもそうです。保護者に対する、ほんとに人権意識はほんまに今どうなっているのかということはほんとに心配です。そして、もし町内でこのような悲惨な事故が起こったらと思うと、ほんとにぞっとする最近であります。

今現在、ほんとに町が取り組んでいる人権教育で構わないのか。特に保護者がですね、もっと学校にかかわり、そしてこの人権参観日なんかを活用してですね、一年に一度はこの人権教育に携わる時間がほんとに要るんじゃないかと思うがです。

そして、企業研修ですけども。この、ほんとに企業研修、昔は確かいろんな面でやっていたとは思いますがですけども、今現在ほんとにやってないんじゃないかなと思うがです。

そういった、町民が年に一度は人権について学んで考えてほしいと思うがですけども、町としてこれから一人でも多くの人たちに参加していただく人権学習の場をどのようにして、これからもっともっと確保していくのか、ほんとに重要な課題だと思うがですけども。

まず、その企業研修の今の現在の取り組みは今どうなっておるかをお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本哲也議員の2番目の、保護者や地域、企業研修など現在の取り組みでいいのかについてお答えしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、将来を担う子どもたちを育成し人権意識を高めるためには、保育所や学校だけではなく、保護者や地域、そして職場など、地域ぐるみで取り組む必要があると考えます。そのため、黒潮町では黒潮町人権施策推進基本方針を定め、日常生活の中で人権の配慮が行動や態度に表れるように、家庭や地域社会、職場など、あらゆる場を通じて人権教育、啓発の推進を図ってまいります。その取り組みの一つと致しまして、黒潮町人権教育推進講座を実施しております。

この講座は、人と人とのつながりによる差別のない明るい黒潮町を目指して、地域ぐるみで人権教育を推進するために、計画的に、そして系統的に実施し、地域に根ざした指導者を育成することを目的としております。そして、町内企業にも参加を呼び掛けまして、11月から2月までの4カ月間に月1回を設定致しまして、4日間の研修を受講していただいております。

また、人権週間 in 黒潮町啓発講演会や泊まり合い人権研修会など、町内全域に参加を呼び掛けまして、人権啓発を進めてまいっております。

しかしながら、すべての町民の皆さまが人権啓発事業に触れられる機会があるということではなくて、このような人権啓発事業が実施されている情報が届いてない方や、また、研修会に参加したくても仕事の都合などで参加できない方などもたくさんおられると思います。そのような状況を克服するためにも、既存の会議にわずかな時間でもよいので人権教育に関する研修を設定していただく、そのようなことが必要かと思っております。

例えば、健康体操の前に20分間とか、またあるいは企業の社員研修の中に組み込んでいただき、その場に向くとか、参加者を待つ研修だけではなく、既存の会議に訪問し、届ける人権啓発事業も必要ではないかと考

えております。

また、先ほど教育長がお答え致しました横浜成人集会について、就学前の子どもを持つ保護者たちが悩みや相談を共有し、そして小学校、中学校へと子どもの成長段階に応じて、共に学習を深めていく取り組みと致しまして大変有意義であると思っております。

大方地域におきましても大方児童館が中心となりまして、地域の皆さまのご協力をいただきながら進めていくように検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひとも積極的な声掛け、そして場づくりというものを、これまで以上に町行政にはよろしく頼みたいと思います。

3 番目ですが、高校の人権教育について、町がもっと積極的にかかわることができないかという点です。

これはですね、ほんとにここ最近も実際あった差別事象なんかもあるがですけども。ほんとに今、高校の人権教育はどうなっているのかなと思うて、ちょっといろんな面、そして子どもたちにも聞いてみました。すると、高校ではほんとに、全くと言っていいほど人権教育というものがピンとこない。映画を見たり、講演会を聞くだけというようなものに終わっているというふうに聞きました。

高校生になるとですね、今まで小学校、中学校と子ども会、そして地域の子どもたち、仲間と一緒に学習をしておりましたけども、高校に入ってくるとやはり一人になる。そうなってくると本当に、何と言ってもいいけど、寂しさとか孤独感といいますか、そういうものがわいてくるそうです。そうなってくると、ほんとに自分が、まあ部落だということしんどい思いしている若者がほんとにいるということを行政の方々も分かっていると思います。

最近でもですね、県内の専門学校で先生が差別発言をするという事件がありました。まだまだ若い子どもたち、若い青年がほんとにそういう場にいるということを忘れてはならないと思うがです。地域の中で、高校生たちは友の会を通してさまざまなことを学んでおります。しかし、卒業し一人になったとき、どうしようもない自分に気付くということです。

そのときにですね、町教育委員会はこの高校に対して、ほんとに今までの人権教育でいいのかということをチェックし、そしてまたお願いに行くということ、これから県教委、また高校の方に依頼をしてほしいんですけども、そういうことは可能ながでしょうか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは澳本議員の 3 番目の、高校の人権教育について町の積極的なかわりをというご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、高等学校における人権教育というのは非常に大事であるというふうに考えております。ただ、ご承知のように、高等学校におきましては県教育委員会が所管しております。そういったことで、その教育内容に対して市町村の教育委員会が直接かかわっていくということはなかなか難しい状況でございます。

そういった中で課題となっているのは、やはりご指摘の同和教育であろうと思います。黒潮町においては人権課題の中で、同和問題の学習においては指導の平準化。こういったことを図るために、町内すべての小学校で共通の教材を活用して指導をし、そして中学校へとつないでいるところでございます。

しかしながら、高等学校においては小中学校で同和問題について十分学習していない生徒。こういった生徒も多くおり、高等学校における、特にまあ同和教育が課題になっているというふうに考えております。

教育委員会の方では毎年一回高校訪問を実施をしております。これは教育委員会の事務局職員、それから補導センターの職員、そして中学校の学校長、このメンバーによりまして、町内の中学校を卒業し進学をした近隣の高等学校を訪問し、意見交換等を行っております。こういった場でぜひ要請、そういったこともしていきたいというふうに考えております。

ただ、この高校における人権教育というのは1つの市町村だけで考えるだけでなく、やはり県下全体の市町村が考えていく必要が大切であるというふうに考えているところです。今後、機会を見て働き掛けも行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ほんとに重要なのは、まず他市町村とのそのレベルの差があるということです。

小学校、中学校の人権教育の温度差が他市町村と相当差があるんじゃないかな。ほんとに黒潮町は、ほんとにやってくれてると思います、僕は。

そういった中で、やっぱりまずは幡多郡内の小中高の教師を集めて、やっぱりそういった問題提起もこれから必要になってくると思うがですけども。昔は、五者で何か連絡協議会みたいなのがつくってですね、こういった取り組みの内容の確認なんかをやっていたみたいですけども、今現在は多分ないと思うがですけども。

そういった教師レベルの意思統一じゃないけども、おんなじレベルに持っていこうやというような討論は、今は、現在はないんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

幡多郡内でのそういった先生方の意思統一ということでございますけれども、五者連については現在やっているかどうかちょっと分かりません。

例えば、幡人協。幡多地区の人権教育に対するその夏の研修会とかいうことは行っております。そういった幡人協の中で協議をしていくということは可能であろうかというふうに思います。その中には小中学校の先生方、高等学校の先生方も当然含まれているということでございますので、そういった中で議論をしていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

そういう場にも黒潮町としてですね、積極的な課題の確認というものをしてもらいたいと思います。

そして、僕は一番やってもらいたいがはですね、今現在の高校生、そして専門学校生、大学生ももちろんそうですけども、まず高校生が今ほんとにどういうふうな立場にいるのか、どう思っているのかというのを、実態調査というものがやっぱり必要じゃないかなと思うがですけども。

平成26年ですかね、黒潮町人権尊重のまちづくり条例が施行されましたけども。6条に、政策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとするという文言があります。そういった中で、やっぱり高校生が今ほんとにどういうしんどい思いをしているのかということ、どうか一度実態調査はできないもんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

高校生のその思いを調査をするといったことはできないかということでございます。

例えば、子ども会の中に高校友の会があるわけで、そういった中で子どもたちは活動しております。その活動の中で、自分たちがその高等学校での生活、そういったものに対してどういった思いを持っているのかということなども話し合いはできるというふうに思います。そういった部分の中から子どもたちのその思いというものを拾い上げていくということは可能かと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ぜひとも、そういった友の会、またできればほんとに意識調査なり実態調査を実施してもらいたいと思います。

最後に、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、人権教育に関する取り組みが必要と思うが、その対応はということです。

ほんとに立派な黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略はできておりますけれども、ずっと読んでみますと、人権教育どころか人権のじの字も出てこない。ほんとに何か寂しいな、思ったところです。

やはり、人が移住する、そして多くの子どもたちにも人口減少を止めるということも考えていくと、やはり人権教育が何よりもこれから特に大事になってくると思うがですけども。

町として、この人権教育の文言をきちっと入れて取り組みはできないかということをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして澳本議員の4番目の、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人権教育にかんする取り組みが必要であると思うが、その対応はについてお答え致します。

議員もご存じのとおり、安倍政権の重要政策である地方創生を本格的に推進するために地方版総合戦略として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が各自治体に求められ、それを受けまして、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことを目的と致しまして、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年度版が策定されました。

その基本的な考え方と致しまして、1つに人口の減少の克服、2つ目に人材育成、確保、黒潮町の将来を担う

人づくり、3番目にまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立、そして4番目に最大津波高日本一厳しい町から、日本一の地域力を発信。

以上4項目を掲げ、4つの基本目標と35の具体的施策を挙げています。

その中で、議員のご指摘のとおり、2番目の人材の育成、確保、黒潮町の将来を担う人づくりが掲げられているにもかかわらず、人権教育をはじめ、教育の振興にかかわる施策、事業が挙げられていないのが事実でございます。この総合戦略は、町の最上位計画と位置付けられております第1次黒潮町総合振興計画の下位計画に位置付けられ、人口減少の克服を主とした施策と事業がまとめられており、必ずしもすべての施策を網羅した計画でなければならないものではございません。

しかしながら、掲載されていないから取り組みをしないということではございません。黒潮町におきましては黒潮町人権尊重のまちづくり条例を制定し、それに基づき施策の推進や教育および啓発活動の充実を図っております。

従いまして、現時点でこの総合戦略に掲載するという事は考えておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

掲載されなくてもしっかりやっていくということでもいいがですかね。

（藤本課長から「そのとおりです」との発言あり）

はい、分かりました。

そういうことを期待してですね、これから特にこの人権、人を大切にするという教育、何ととっても大事だと思います。

特に、これから人材育成という大きな課題も、ほんとに町として待っておりますので、そういった面もよろしく頼みたいと思います。

高知県下でもこの黒潮町は、この人権教育についてほんとに、先ほども言いましたけども高いレベルで模範となるような教育をやっております。まだまだけど進むべきところもあると思いますので、これまで以上に全国的に模範となるような、教育委員会を中心にこの人権教育を推し進めていってほしいと思います。

以上で僕の質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時5分まで休憩します。

休 憩 9時 48分

再 開 10時 05分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

議長の許しを得ましたので、質問致します。

まず第1問目は、地域医療についてを伺います。

地域医療の定義は、前回も申し上げましたが、保健予防、疾病治療、後療法、更生医療を地域住民に対し社

会的に適応し実践することといわれています。また厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するといっています。

それまでに黒潮町はきちっとした地域医療の計画、道筋を立てるべきと考えます。そのことと医師対策を含めどのように考えておりますでしょうか。

まずお伺いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

藤本議員の一般質問の地域医療についてのご質問に、通告書に基づきお答えします。

ご質問の地域包括ケアシステム、医師対策を含んだ地域医療の今後の構想につきましては、黒潮町の医療福祉の体制構築として、取り組みの方針について、内部的に取りまとめを行っております。

本来、地域医療は、住民の皆さまと協力しながら、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくものであると考えておりますが、ここでは、行政として取り組むべき方向性として、取りまとめを行った医療福祉構想により答弁をさせていただきます。

医療福祉構想では、まず、地域医療を在宅医療としてとらえ、地域医療の目的を退院支援、日常の医療行為、急変時の対応、看取りの4つの医療行為のアクションとして定義できると考えております。

これら4つのアクションを支えるために必要な施設や人材を整理しますと、病院もしくは診療所、訪問看護事業所、薬局、地域包括支援センター、介護老人保健施設、短期入所サービス提供施設、在宅医療において積極的役割を担う医療機関など、9種類の施設や専門機関が必要になると整理することができます。

特に、病院もしくは診療所の医師につきましては、地域医療を支えるためには、1年365日24時間体制が必要となります。このため、地域医療を医師のみで支えようとするすると数名の医師が必要となりますが、本町で数名の医師を確保することは困難な状況であると把握しております。

このため、先ほどの9種類の施設や専門機関が相互に連携して、共に支え合う体制の構築が必要であると考えられます。

例えば、日ごらの見守りや相談は地域包括支援センターなどが中心となってい、日常的な医療に関する支援につきましては、訪問看護事業所が行うとともに、急変時などは医師が駆けつけ、応急的な診療や治療などを行うことを基本とし、さらに重篤な場合は、拠点となる医療機関などに搬送するなどの体制を取る必要があると考えられます。

また、これらの施設や専門機関がすべて本町にある必要はないと考えられますが、近隣の市町村の施設や専門機関と密な連携が取れる体制の確立の必要があります。

このような体制が構築できると、医師の数や負担も軽減でき、本町におきましても、満足とはいえないまでも地域医療の構築はある程度は可能であると医療福祉構想の中で定義し、この構想の実現を、今後の取り組み目標としているところです。

また、介護保険事業におきましては、地域包括ケアシステムの構築が課題となっており、来年度には、在宅医療・介護連携推進事業として、地域包括ケアシステムの構築のための取り組みを行う予定としております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

検討をするということでしたので、検討していただいております。その件については感謝を致します。

ご承知のとおり、国保も4月からですね新しい診療所というか病院へ行きますと、5,000円の初診料が要ると。というのは、直接行くとその大きな大病院は困るということからでしょうが、紹介状を持っていけばですね、要らないということです。国の方は国保の方の医療費の軽減等も図るために、その初診料の5,000円追加というのが考えられておるようですが、これは基本的には500床ですので、高知県内には医療センターと高知医大ぐらいのもんでしょうか。その以下の病院についてもですね、その病院の考え方によってこれを取ることができるようですが、そのためにはですね、医療費を削減するためにも、先ほど言いよった医師の確保というのは重要になってくると思います。当然その医師確保の場合もですね、やっぱりその黒潮町の方針というか、考え方をきちっとした上で医師確保をしてほしいと思います。

第6期黒潮町高齢者福祉計画とか、それから介護保険事業計画、ならびに、この下の66ページとかに地域包括ケアシステムが記載されておりますけども、地域医療の拠点となるべき診療所の位置付け、その付近がきちっとなされてないように思います。十分記載されてないと思っております。黒潮町の診療所の位置付けはこれぐらいで大丈夫なのかと思っております。

このもう一つの、黒潮町の2013年から2022年までの健康増進計画という部分にもですね、あまりその診療所の位置付けが書いておられません。先ほど言われた内容の等をきちっとこの中にですね反映して、診療所の位置付けをすべきだろうと思っております。

先ほど課長が言われました内容は、地域医療の定義の中にもこれらが包括されておると思います。保健予防においても、せんだって国保の運営協議会で委員から問題提起のあった集団検診の在り方なども含め、国保や介護保険料を下げたいのであれば、地域医療の充実を図る必要があるのではないのでしょうか。

これらの計画の中にも直診における役割の位置付けがありません。患者を診ることも大事ですが、それと同等以上に、住民の生活を診ていただく診療所であってほしいと思います。生活を診るには往診が一番。地域医療をしながら往診をしない医者がもしいたらめぐりと、そういう話もいわれております。過去に拳ノ川診療所では、今も保存されていると思いますが、住民の傷害カルテを作りました。診療所に来られる方ばかりではなく、健診のデータも記載されているし、心臓疾患の予備軍を把握することを含め、各集落に伺い、私も行ったことがあります。地域の協力も願って、取れる方全員の心電図も計測を致しました。このカルテは保健予防とともに、ひいては国保の医療費の低下につながったと思っております。その後、国保料の値下げということをやりました。厚生労働省の方からも逆に指摘を受けたこともありますけども。同じことをせよとは言いませんが、地域医療の要としての位置付けをきちっと黒潮町はしておくべきではないのでしょうか。医師募集の失敗をしないためにも大事だろうと思っております。

それで前回もその付近の意見交換等も含めてですね、町内の医師、歯科医師との意見交換会を年に何回かやっていたかのようにお願いも致しましたし、そういう方向でという答弁もあったと思っておりますが、27年度は何回そういうことをやられましたでしょうか。

黒潮町のデータヘルス計画案によりますと、国保の医療費は26年度の実績が2万6,827円の月額要っております。24年度に比べて10.97パーセント増加もしております。27年度は6,000万の一財をはめても国保は2億6,000万の累積赤字になるといわれています。きちっと診療所の位置付けをして医師募集をして、早くこの付近の解決も少しでも少なくなればよいと思っております。

医師募集についても一つ言えることは、ホームページに医師募集の案内も載ってませんし、この付近はその

意思が本当に、医師募集の意思といたしますか、それが本当にあるのでしょうか。やはりその付近も少し疑いたくなってくる状況ですが。ほんとに地域医療をきちっとした基本としてですね、今後の高齢化社会に向けてですね、対応していけると思っておるのでしょうか。やはり診療所というのそういう地域において、患者さんを診るだけじゃなくですね、今、先ほど課長がおっしゃられた介護やそんなことも含めてもですね、協議をしながら進めていくということによって介護保険料も低下するであろうし、国保料もそういう低下もしていくということを考えますが。

その付近はどういう形で、その黒潮町の方角を示してですね、医師対策に向けて考えておられるのかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

藤本議員の再質問にお答えします。

質問の方は2点あったと思います。まず1点目として、医師、歯科医師を含んだ協議会の開催の実施回数についてのご質問と、診療所の位置付けで医師の募集する気があるかというご質問だったと思います。

まず1点目の、医師、歯科医師を含んだ協議会の開催の回数のお答えをさせていただきます。

今、現段階では、先ほど答弁させていただきました医療福祉構想の固めをやっている状況で、まだ医師、歯科医師を含んだ医師団との協議会の実施は行っておりません。取り組みが遅れているとご指摘されると考えます。

次に、診療所の位置付けおよび、医師を募集する気があるかというご質問に関しましては、将来的に直診の診療所であったり佐賀の診療所、黒潮町内の診療所、クリニックの必要な数といいますか、医療体制がどのような体制が好ましいのかという検討をする必要があるというふうに考えておりました、その検討をしようということで、今、提案というか準備をしている段階です。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

どうも取り組みが弱いように思いますが。

やはり位置付けの方も急いでやってもらわないかんですけれども、医師対策の分にしてもですね、現在おられるお医者さんといいますか、医師との意見交換会。意見交換会でまとめてやる必要ないわけですよ。先生も忙しい方だと思いますので。まあ午後とかね、そういうときに所管の課長付近、あるいは前から言うように副町長をトップとしてですね、そういういろんな地域で活動していただいておりますお医者さんにはいろんな悩みもあると思いますし、町への要望とか考え方もあると思うがです。その付近をやっぴりこう対等に考えながらですね、一緒になってまとめてやるがじゃなくて、個々にでもいいと思うんですよ。すっどできることですので、そういうことをしながらやっぴりやっぴりいただく。そのことを基本にしながらやっぴり募集も掛けていくということが大事であろうと思います。

それで、ホームページの話をしましたけれども、それにも載ってないがですが。ほんとにやる気であればですね、もう医師が拳ノ川診療所は1月の初めからおらないんですよ。末に退職いうことなんですけど、1月の初めからおらないんです。12月には既に退職の願いが出てきておりましたので、もう12月から既にそういうホームページにも載せていくべきだろうと思っております。その付近がどうもできてないので、本当に取り組む考えがあ

るのかどうかちょっと心配になっております。

地域の人らあにとってみればですね、今、医療センターにも医師会の方にもお世話になってやっておるんですけども、実際にはやっぱりそこにきちっとした先生がおられるというのは、先ほど言いましたように治療だけじゃなくてですね安心感を与えるわけですよ。その付近もありますので、どうなっておるんですかね。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

医師、歯科医師を含んだ検討会の実施は、個々でも構わないというお話でした。歯科医師を中心とする歯科医師連絡協議会という組織を持ってまして、歯科医師の方からは意見をお伺いする機会を設けております。しかしながら、今の議題は歯にかんする課題であったりのところのご意見を頂戴するということになりますので、もう少し議論の幅を広げて、その協議会の中で検討もしていきたいと思っております。

ホームページ等の医師の募集に関しては、地域住民課長の方でお答えをしていただくようにします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

ホームページでの医師の募集につきましては、拳ノ川診療所の先生の退職が表明されて以降、全国的な部分での国保診療施設協議会、こういった部分のホームページでは掲載をして情報を流しております。で、そのホームページ等につきましても、現在の状況を更新して募集をしておりますけれども、町のホームページ等での取り組みが若干遅れているという状況にあることは申し訳なく思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

医師募集についてはいろいろ、先ほども言いましたように、町そのものの考え方をきちっと持った上で交渉していただかなくてはなりませんので、その付近はきちっと腹構えをしてですね臨んでもらわないかんわけですけども。取りあえずPR といいますか、黒潮町は医師募集しておるところをホームページでいつでも見れる、一番最初にぱっと開けたときに見えるようにしておけばですね、今の時代ですからやはり希望する、先ほど言ったように国保連合会とかいろんな形はあるにしてもですね、町そのものが出してないというのは、その取り組みについて疑われる余地もあると思っております。ホームページの方に、やっぱり一番トップのページにですね載せて、よその町村は全部載ってます。どこの町村も。医師募集しておる所は。前に載っておってまた載っておらないので、どうしてだろうと思っております。まあよそへ載せておくことも結構です。それも大事ですが、町そのものが取り組みとしてやっぱり載せておって、それともう一つは中にですね、町の考え方も載せていただいたら非常に分かりやすいがじゃないかなと思っております。

早いうちにですね検討をしていただきたいと思いますと思いますが、それはすぐにでもできると思っておりますので、やりませうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

ホームページの方に医師の募集と町の取り組みの概要等を載せて募集をすべきであるというご意見だと思います。取り組みの方がもう少し固める必要もございますので、医師の募集については早急に載せていくように検討したいと思います。

また、町の方の取り組みの方は、公開できる段階で追加をさせていただくという対応でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

取り組みをすぐしていただけるということで、少しは安心しました。

先ほど言いよった地域医療の中身についての取りまとめは、出来次第追加をしていくということは大事なことでらうと思いますので、こういう方法で黒潮町は診療所の位置付け、特に直診の位置付けをしておることが分かるような方向で対応していただきたいと思ひますし、そのホームページ見た先生も多分、あ、黒潮町はこういう考え方でやっておられるのかな、ということを見ながらですね、ほいたら自分も行って協力しようということがあるかも知りませんので、そう願ひたいわけですけども。ぜひそういうホームページを作っただきたいと思ひますし。

佐賀の診療所については、町長が議会の当初言われましたように、めどが立ったということで一つは安心しておりますが、拳ノ川については、医療センターとか幡多医師会の方にご無理を願っておる状況ですので、ぜひ解決を早めていただきたいと思ひます。

続いて、防災対策についてお伺ひします。

へりポートの整備のことですが、へりポートの整備は26年6月議会の答弁では、孤立集落等を地域防災計画の見直しの中でしっかりと見直しやっっていくということでした。孤立集落は現在、漁村として10集落、農村部では18カ所を孤立想定集落としているが、今後、孤立集落と地域防災計画の中で見直しの中でしっかりと見直し、29年度までに9カ所整備するとのことであつたと思ひます。年次計画はもうできておるのでしょうか。

また、新設の鈴のへりポート、これ、ひらがなで書いていたと思ひんですが、ひらがなですずいうて書いておりましたので。鈴へりポートは、2月に私、現場へ行って見に行つてました。現在はほぼ出来上がり、進入路の舗装する準備をしておりました。現地は360度視界に恵まれ、良い場所を提供していただいた地権者にも感謝しながら現場を見たことです。

今後のこともありますので、次の3点を教えていただきたいがです。

着陸面ですね傾斜が配水場についておりますが、何か理由があるのでしょうか。せつかく工事をするのに当たつてですね、できるだけ水平にした方が私はいいいと思ひますし、どうしてもできなかったのであれば問題ですけども。あこは掘削したところですので、わざわざその傾斜を8パーセントと2パーセントついてたと思ひんですが。パーセントちょっと間違つているかも知りませんが、なぜつけたんでしょうか。やはり水平の方がいいんじゃないかなと思つております。まあ駐車するというわけじゃないですけども、止めておるときですね、下へ下がる恐れも少しでもあるがじゃないかなと思ひますし、専門じゃございませんで分かりませんですが、それを教えてもらいたい。

2 つ目はですね、着陸面はコンクリできちつとできておまして、きれいにできておりますが、その周りに

碎石がですね敷き詰められております。これはヘリの風圧で飛び散ると思いますが、それは大丈夫でしょうか。よくヘリが着陸します幡多けんみん病院にもヘリポートがあります。その周りに職員駐車場がありまして、車のへこみやひび割れ、相当の被害が発生したと職員等から聞いております。救急車やその他の車にも飛び石は考えられませんか心配です。現在の鈴ヘリポートは静かな場所ですので、山間部ですので問題がない言やあれまでの話かも分かりませんが、周辺には個人用の山もありますので、そういう所でもし働いておったりしておられる方に飛び石する可能性としてあると思います。あれでもう飛ばないと考えておるんでしょうかね。小さいヘリだったら構わないかも分かりませんが、大きいヘリが来たときにはものすごい風圧ですので、飛び散る可能性が出てきます。この対策は考えておられるんでしょうか。

もう1点目は進入路。おさかな街道からの分岐点の安全対策はどのように考えておられるんでしょうか。やはりその上にヘリが来るときにはですね、何かの指示が出せるとか、あるいは救急車が下りてくるときにカーブミラーを設置するとか、そういうところもどうもできてないようで。また、進入路の上に向かって右側はきちっとした擁壁（ようへき）でもできてませんので、柔らかい所ですので崩れる可能性もあるのではないかなと思います。

その点について伺います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の防災対策について、まず1点目の、ヘリコプター緊急離発着場の整備に関するご質問にお答えしたいと思います。

現在、黒潮町地域防災計画の方では21カ所のヘリコプター緊急離発着場を指定しております。議員がご質問でおっしゃられました平成26年6月の議会では、平成25年10月に策定致しました孤立集落対策計画に基づいて、ヘリサインの設置を含めて平成29年度までに9カ所の整備計画に基づく答弁をしてきたところでございます。

平成27年度までに整備を実施してきた所は3カ所でございます。場所につきましては、北郷小学校、黒潮消防署、鈴となっております。従って計画どおりの進捗くまでには至っておりませんが、これも平成26年6月の議会でご答弁した、最も緊急とする南海トラフ地震発生時に孤立が特に懸念される鈴地区についての対策につきましては、その対策を平成27年度中に講ずることができました。

なお、その他未整備のヘリコプター緊急離発着場につきましても、緊急時には、万全とは言えないまでも離発着は可能でございます。地域防災計画でヘリコプター緊急離発着場としているうち、現在使用中の教育施設については整備が実質困難であることから、整備計画の見直しが必要であると考えております。

また現在、高知県が、県下市町村のヘリコプター離発着場について、適地であるかどうかの現地確認も行っており、その可否判定が今年度中になされる予定でございます。その結果も参考にしながら整備計画の見直しを進めてまいりたいと思います。

なお、新設の鈴ヘリポート整備につきましては、地域住民課長の方からお答えさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、藤本議員ご質問の鈴ヘリポートの整備につきましては、私の方からお答えさせていただきます。南海トラフ地震等の災害時におきまして、孤立集落となる恐れが高い鈴地区へのヘリポートの整備につま

しては、今年度中の整備を目指して取り組んでまいりました。用地等の関係で当初の計画からは若干遅れはしたものの、今月10日、昨日でございますけれども、完成検査を行ったところでございます。

このヘリポートの完成によりまして、鈴地区住民の方々の安心につながっていければと期待もしているところでございます。議員ご質問の中でヘリポートにおける安全面等につきましては、地形等も考慮しながらしっかりと対応はできているというふうに考えているところでございます。

そして、こう配につきましてでございますけれども、ヘリポートのこう配につきましては用地造成費、この費用等を若干抑えるために、山なりのこう配で設計をしたものでございますけれども、このヘリポートの関係で防災対応離着陸場の基準の範囲内でございます。消防防災航空隊にも問い合わせ等致しておりますけれども、特に問題はないというふうに言われております。

また、この傾斜をつけた理由でございますけれども、このヘリポートの近くに鶏舎がございます。そういった部分から若干こう配をつけまして、風を海側に逃がす、そういったことも考えてのこう配でございます。このこう配につきましては、海に向いている東西に4パーセント、それから南北に2パーセントというふうになっております。安全基準の部分は5パーセント以内という部分ですから、それはクリアできているというふうに考えております。

次に、2点目の砕石を敷き詰めている部分です。この部分につきましては、コンクリートの部分以外は砕石で処理をしておりますけれども、今後の対策の必要性、こういった部分も考えております。今後の整備の中できちっと安全面を注意して整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、おさかな街道からの進入路。この安全対策については、カーブミラー等含めまして今後の整備を計画しているところでございます。

以上で藤本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

県の調査をもってヘリポートの今度の改修といたしますか、新設も含めて検討していくということで、それはまた待ちます。事業も遅れておるようですので、できるだけ早くですね安心できるものを造っていただきたいと思っております。

それで、特に言いましたその漁村で10カ所10集落、農村部で18カ所の孤立集落という構想の中でしたけれども、これも見直すということでしたんで、どれぐらいその孤立集落は今度見直した中で増えたんでしょうか。例えば、あのときも言ったんですけども、市野々川がこの前の、昨年でしたかね、集落孤立しておりました。ほんで、これは想定外だということでしたけれども、水が来て国道も潰かしまして、集落孤立しておりました。そういう孤立集落をきちっと把握することによって、このヘリポートの位置というのはですね決まてこようと思います。通常るときには小学校とかそういう部分もしておるとは思いますが、小学校は学校ですので子どもたちが勉強しています。緊急のときにはやむを得んかも分かりませんが、急患とかそれぐらいの程度であればですね、下りれるヘリポートがあればですね、山間部の孤立集落も助かるのではないかなと思っております。この付近はきちっと見直しをされたんでしょうか。再度お伺いします。

それから鈴のヘリポートですけども、きれいに出来上がって10日の日に検査を受けられたということで、地権者を含め感謝をしております。着陸面の傾斜面がつけておるのが8パーセントじゃなくて4パーセントということですので、私の聞き間違いだったと思います。4パーセントにしてもですね、必要以上の傾斜であろうと思います。5パーセントが基準であればですね、それに近いような傾斜をわざわざつける必要はなくて、あこ

掘削するときですね、傾斜の分もあるとは思いますが、やはりできるだけ工事費は多少重なってもですね、そのときに考慮できなかったかなど。まあ、今さら言っても始まりませんが。理由は分かりました。

それから2番目のときに言いました、その碎石ですけども。できるだけ早いうちにですね、やはり碎石、アスファルトでもいいと思うんですが、押さえていただくということが大事だと思います。あつてはなりませんが、ヘリポート以外へ飛び石、必ずあの石であれば出てくると思います。まあ救急車が近くへ来ておるときとか、あるいは消防車が来ておるときらあにも、当たる可能性としてあります。それではずっと下の道でも待機するなり、あの付近まで飛んでくる可能性としてはあります。今度大屋敷の方も直すようですけども、今年の予算で。まあそれはそういうものが飛び散らないようにするというように聞いておりますので。

せっかく造った所がですね、そういう飛び石による事故とか、山の中に作業されておる方もおられると思いますが、あつてはなりませんが、そういう事故が起きないように、早い目にですね対策をされる考えはあるんでしょうかね。今後考えていくということですけども、できれば早く、今年あたりの予算の中でですねきちっと修正をしていただくということをお願いしたいと思っております。

その2点、お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問のうち、孤立集落についてのご質問にお答えしたいと思います。

前回議会で私が答えた孤立集落の数というのはですね、平成25年の南海トラフ地震の際のL2の被害想定の数値を基にして、農村で18、漁村で11というふうな数値で答弁していると思っておりますけれど。これはまた孤立集落対策計画というところで孤立集落を申し上げますと、これは実に61集落すべてでございます。そういうふうな南海トラフでいう孤立と、それからすべての災害に対する孤立とでちょっと違って来るんですけど。恐らく藤本議員のご質問というのは南海トラフにかかわらず、あらゆる災害の対応についてご心配されたご質問ではないかと思っております。

中山間につきましては、現在高知県の方で土砂災害警戒区域の指定を順次進めておりまして、特に平成27年度中に佐賀地区の危険地区の追加がございました。実に76カ所の追加がございました。現在、そうすると当町では143カ所の土砂災害警戒区域ができたわけですけど、さらにこれに大方地区の調査が進みますと、さらに追加されてきて、この状況を見ながらですね再度孤立集落の計画、見直しが必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。現在はその調査資料をそろえて再度孤立集落対策の計画と、それから地域防災計画の全体の中で検討していかねばならないというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは藤本議員の、鈴ヘリポートの碎石による危険回避、この部分の対応についてお答えしたいと思います。

整備のための予算等、こういった部分も考えながら、できる限りの早めの対応を検討をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

孤立集落というのは何も震災だけじゃなくて、先ほど課長もおっしゃられたように水害とかいろいろな面も考えられますので、早いうちにですねそういうのを計画して、その中で次のヘリポートどこへ新設するのかとかいうことも考えていただきたいと思いますし。それから、碎石の方はできるだけ早く対応してほしいと思います。

次にいきます。災害時の情報収集の有効な手段として、ドローン、何か雄の蜂ということらしいですけども。よく分かりませんが。そのドローンといたら、官邸の方に落ちたとかいうことで有名になったと思いますが。このドローンをですね、総務省の消防庁が 2019 年に実用化する計画が 2 月の 15 日に示されました。甚大な被害が予想されるわが黒潮町も操縦の人材を含め対応していく考えはないでしょうか。

震災ばかりではなく、大雨などによる先ほどの孤立集落の状況や通信の確保、災害時には強い味方になると考えます。既に現行機種の中から採用しているところもあるようです。前にも言いました滞空サインボードなども充実すれば、いざというときに効力を発揮できると思います。平時には、町内の空撮によって黒潮町の PR にもできると思います。

今年度 28 年度の災害危険箇所啓発用航空写真 600 万も予算化も、ある分そういうのに利用できることもあるかも分かりませんので、どういう考えを持っておられるのかお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

それでは藤本議員の、防災対策についての 2 番目のご質問、災害時の情報収集手段としてドローンの活用についての質問にお答えしたいと思います。

災害時の情報収集にドローン、いわゆる無人航空機を活用するのは、非常に有効な方法であると考えております。また、平時の活動でも威力を発揮して、昨年、行方不明者の捜索の際に、IWK 所有のドローンを活用致しました。広範な現場を空中から確認することで、より迅速な対応が取れ、進入困難な場所でも容易に入ることができ、軽量な物資の搬送等さまざまな活用が今後期待できます。

このドローンの活用にあたっては操縦技術の熟度が重要であり、操縦研修等による人材育成が必要であります。その育成については、火災、捜索活動、大規模災害等で活動する黒潮消防署および黒潮町の消防団を中心として進めていくのがいいのではないかと考えております。

そこで、議員からも素晴らしい提案いただきましたので、今後、黒潮消防署および黒潮町消防団と協議して、ドローンの導入配置を視野に入れながら積極的な検討を今年度はやってみようと思います。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

珍しく前向きに検討していただくということで、これ以上ありませんが。ありがとうございます。

ちなみにですね、これ、広報大田原という所の一面というか記事が載っております、広報の中に。ここは既に取り入れて空中写真を撮ったりですね、防災のために職員も訓練しておるということになっておりました。昨年の 12 月の広報ですけども。この中によりますと、地方創生の交付金の 70 万を利用して 2 機買ったようです。そのほかにも下呂市とかですね、たくさん市の市が結構競争のように今増えてきておりますので、先進

の町村にも聞いてですね、経費をどういうて工面したかとか、それから研修はどうしておるろうか含めて検討していただきたいと思います。ぜひ、いざいうときに使えますし、PRにも使えると思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、続いて3番目にいきます。3.11の震災から今日で、先ほど議長も言いましたように、今日で5年を迎えます。そうした中、命の道、高規格道路は西へ西へと延長が期待されています。その中で、拳ノ川にインターができる話は早くから聞いておりましたが、ハーフインターとは最初は思っておりませんでした。都市計画でも十分な説明がなされたとは思っておりません。そんなせいもあると思いますが、その後、そのことに気が付きました北部の区長会や住民からの要望もあり、同僚議員も私も取り上げましたが、町はその後解消に向け積極的な働き掛けをしたのでしょうか。命の道としての役割を求めるならば、ハーフインターは不備だと言わざるを得ません。

特にこのインター近くには災害対策本部の佐賀支部や住民の避難場所も設置され、佐賀地区とのアクセスが重要です。また、北幡地域方面からも県道秋丸佐賀線を通して支援の想定も考えるべきだと思います。津波高日本一の黒潮町の佐賀地区住民を守るために働き掛けをしているとは思いますが、県や国交省になお強く要望してほしいと思います。

今もやっていただいておりますが、やっていただけますでしょうか。今後のことについてお伺いをします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員2番のカッコ3、命の道、高規格道路への北部地域へのアクセスのその後についてのご質問にお答え致します。

この件につきましては、確か平成19年ごろから地元からも要望書が出され、この議会でもたびたび取り上げられた大変重要な案件でございます。これらを踏まえ、町と致しましては、国、中村河川国道事務所に対してこれまでも何度も要望してきた経過がございます。また、高知県道路課においてもその協議を行ってまいりました。都市決定がされて、その中で地元と設計協議の場においても、その可能性について土地条件や縦断関係など、技術的な観点からも協議してまいりました。そして現在、拳ノ川から佐賀までの間の設計協議の中でもその場所が取れないか、技術的な観点からも協議をしてきた経過があります。

議員ご理解のとおり、高規格道路のインターの間隔は道路法の中で、一般的には山岳地帯では20キロから25キロの間で設けられている。これは一般的な例でございます。窪川佐賀間の全体延長17.3キロのうち金上野および拳ノ川地区にはハーフインターを、そして佐賀地区にはフルのインターを計画しているところでございます。現在、国の考え方としましては、当初の計画には変更はなく、片坂バイパスについては現国道の線形不良解消および防災危険箇所回避を目的として、平成30年度の供用を目指して事業を推進しておりますが、地形が急峻（きゅうしゅん）であり、かつ現国道との高低差もありアクセスが困難なことから、国においてもフルインターチェンジの設置計画はないとの回答を受けております。

ただし、大規模災害発生時や事故発生時に必要となる緊急退出路などの検討については、今後地域の皆さまのご要望を踏まえ、将来の土地利用、防災上の観点からも、町としても引き続き国土交通省との協議を進めていきたいと考えております。

現在、拳ノ川地区でのハーフインターに、さらにその間に新たなインターということがありますが、この制度はいわゆる地域インターということになりますが、この制度は地域づくり計画と一体的な整備を目的として、地方公共団体が主体となり発意し整備するものであり、高知県においては、四万十町東インターチェンジにつ

いては県が事業主体となり整備したインターであります。このインターについては事業効果、企業便益、利用交通ならびに地域づくり計画など、将来を見据えた地域のポテンシャルが大変必要であり、ハードルが高い事業だと考えており、現在、その情報収集に努めているところであります。

住民の皆さんが不安なく暮らせるよう、今後も皆さまの声を届ける努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ずっと努力はしていただいております。しかし、どうもこの付近がすっきり受け入れられないという部分があるがです。

拳ノ川のときにも言いよったように、都市計画の中で早めに協議がなされておいたらですね、地区住民の方もその付近は分かったと思うんですが、あんまりその付近の情報が出されずに、この決まったように思います。で、決まった後に言われても困るというようなこともあったと思いますが。前にも国交省の方が拳ノ川の保育所の所に来ていただいて、そこで結構話しましたが、そのときも言いましたが、インターとは言わなくてもいいです。インターじゃなくてもいいですが、取りあえず佐賀から下りれる所を、その拳ノ川の現在のインターの所につけなくても。例えば、荷稻の町道鈴線、荷稻鈴線の付近、あるいは小黒ノ川のシメジ工場の付近とか、いろいろ空く所がありますので、そこを利用してですねやはり下りれる道をやってほしいなと思うわけです。

特に国の方が駄目であれば、先ほど課長の方からもありましたように県もつけた事例がありますし、今度南国の方にね、高速というか高規格がついておりますが、そこらも結構インターの幅が、距離を忘れましたがとも近い間にインターがついております。インターとは呼び名がなくてもいいですが、取りあえず佐賀地区の方からこちらに逃げて来れる道、特に国道 56 号は不破原と小黒ノ川の境のサルノコシという地区ですかね。その付近は非常に崖崩れも多くてですね、過去にもそういう事例もあったようです。あの付近は非常に通行止めになる可能性としてあります。

高規格道路が命の道としての目標を目指すならば、ぜひ先ほど言いよった事業効果はないかも分かりません。しかし、地震が起きたときには事業効果がものすごく発揮できると思いますので、その付近をもう一度お答え願いたいと思います。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは藤本議員の再質問にお答えします。

まず初めに、いわゆるインターと言わなくてもそれに代わるアクセス道路、これは非常に、正式にいくと非常にハードルが高い。先ほども言いましたように、一日当たりの例えば荷稻鈴線にひっつけて、そこで一日当たりの交通量が 2,500 台、B バイ C(B/C) が 1 以上、あるいは 1.5 以上というような基準がございまして、それに北部地域の世帯、人口、それから四万十町あるいは関係市町村の通過交通を考え、昨日もちょっと試算をしてみると、なかなかそれに達する利用量はなかなか厳しいだろうと。ほかの県ではですね、工業団地があったりとか、それからスマートインターチェンジによって利用促進を図られるなど一定のやった例はありますが、なかなかそれをそこに持っていくのは現実的には不可能だろうとは考えています。

ただ、その緊急時において、いわゆる高規格道路の側道ができてくるわけですから、その側道を使った運用の仕方については、現在そのどの位置でどのようなそういう緊急車両を下ろしていくのかいうのを国交省との

話の中で積極的にやっていきたいと。それをうまく活用して、そういう地震時にも退出ができないか、なお努力をしていきたいと思っています。

議員おっしゃるとおり、大規模災害のときにはですね、人命の救出救護、あるいは緊急物資の輸送、避難先からの被災地へのアクセス、災害廃棄物の搬出、仮設住宅等の資材、そして地域住民の人々が日常生活を営む、このようないろんな役割がございますので、そういうものができるようにこれからも努力をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

努力していただいて、それから緊急の部分を考えておられると思いますが。

緊急がいけるのであればですね、そこでインターとはいわないでも下ろしていただく。一般の車両もですね、普段のときも下ろしていただく方向を少し、理由は何でもいいと思うんですが、考えていただく。

ほんで前に国交省が来られたときもインターとは言いませんと。その代わり、何かの方法で下りれる方法を考えてくださいというお願いをして検討をしていただくということになっておりましたが、こっから先はやっぱり、町長はどれぐらい考えて無理を言うていただくかということになってくると思いますが。

町長、意気込みどうですかね。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

補足も含めて全体の整理がちょっと必要なと思っています。経過を申しますと、この件はもう相当やってまいりました、国とも。で、最終的な結論はですね、一つ大きな課題、乗り越えなければならぬ大きな課題があります。それはもう言うまでもなく B バイ C のお話です。窪川佐賀道路 17 キロ、中の片坂バイパスの中抜き先行事業化という、ちょっと変わったやり方をやってるんですけども。B バイ C1.0 として、いわゆるこれ以上工費が積み上がると、事業そのものの説明が国民に対してつかないと。こういうことになります。ご承知のとおり新直轄税金が投入されますので、各地方に造られる新直轄路線については全国民に対する説明責任がある、これが国の姿勢でございまして。佐賀に数十億、ハーフからフルに変更しますと数十億の上積みが必要で、それをやろうとすると、ハーフインターをフルインターに変更をお願いしますというお願いの仕方では絶対無理です。これを実現しようとする B バイ C の算定式、これの変更から求めていかなければならなくて、自分はこの 4 年間、この B バイ C の算定式、いわゆる 3 便益のみの算定式についてはとにかく変更をお願いしたいということ、もう数え切れないぐらい国ともやってまいりました。その中でもなかなかそのハードルをクリアできなかったというのが経過です。

それから現在、非常時に開放できる、先ほど建設課長が申しあげました非常時に開放できる側道利用。これを拳ノ川インターチェンジから佐賀インターチェンジまでの間の中に 3 カ所現在検討していただいております。具体的には、荷稻それから市ノ又、小黒ノ川でございまして。で、平時に開放できるなら普段下ろせるじゃないかということなんですけれども、こちらも道路構造令の問題がございまして、工費が多額にかさむようになります。平時の利用でアプローチをしようしますと、側道、いわゆる加速車線が構造令上 160 メーター、それから幅員ゼロに持っていくテーパー長が 50 メーター、計 210 メーターの構造が要ります。まずそこで工費がか

さむということ。それから、そこへアクセスするアプローチです。例えば小黒ノ川ですと、現道と高規格の計画高、これの高低差が40メートルございまして、構造令の頭が5パーセントだったと思います。ただ、交差点付近は例えば2.5パーセントにしなさいとか、あるいは加速車線なんかは本道のこう配で設計をしなければならぬために、平均4パーセントととすると1キロ。2車線道路の1キロの整備が必要と、こういうことになってまいります。従いまして、いずれにしても多額の費用がかさんでBバイCを議論がクリアできないと。これが一番の根っこです。自分なりにはやってきたつもりですけれどもなかなか力不足もありまして、そのBバイCの議論は超えられなかったと。

それからもう一つは、どうしても構造の確定が平成16年ということになっておりまして、その16年の都市計画決定、いわゆる構造確定をひっくり返すだけの根拠がなかなか用意できないと。こういったことになっております。

ただし、最終的にその拳ノ川のフル、これはもうほぼ、なかなかちょっと現実的には難しいと思いますが、その建設課長が申しあげましたように側道の非常時の開放。これがもう少し、本当に非常時だけのことを考えるのではなくって、平時にも何らかの有効活用ができる方法がないかというのは、これからもまた一生懸命検討してまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

単純に計算すると確かにそのようになってくると思います。利用価値とあれとの問題からいくと、国の方も出しぬくいと思いますが。

先ほど最後の方に言われた部分をですね、じっくりと、国がいかなければ県の付近とですね、命の道としての活用、黒潮が言うのはもうそれだけながですよ。利用とかそんなもん言うたら本当に少ないことは分かっております。人口も少ないです。ただ、命の道としての考え方を主たる目的にしてですね、県あたりにもだいぶ働き掛けてほしいと思いますし、今後も努力をしていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお願いします。

黒潮町で生産されている商品を地産外商につなげる対策が取られ、魅力ある返礼品の発掘がされているでしょうか。商品数はパンフレット作成時の、課長の答弁では34品目ということでしたが、それから増えていますでしょうか。

また、27年度の経過と28年度の計画はどのようになっていますでしょうか。

3月4日の高新によりますと、高知県では約40億、昨年度の6倍となったと。1位は奈半利町の、そのときには12億と。現在13億のようですが。2位、四万十町が6億5,000万。県総務部長は、市町村は制度を大いに活用し納税者の志に応えるまちづくりや、返礼品を活用した地産外商に取り組んでもらいたいと県議会でも答弁がなされております。

それから外部委託も大事ですが、基本となる町がしっかりしていないと、おいしいところを持っていかれる恐れがあるかもしれません。黒潮町の特産品が発掘すればまだまだあるのではありませぬでしょうか。山間部のきれいな水で細々と作られておるおいしいお米も、少し町がお手伝いしてあげれば特産品に変化し販売できるのではないのでしょうか。私も何人かに返礼品に参加してはの話はしておりますが、これがもう少しうまくいくとしたら、農産物の場合は特にコラボといいますか、一緒に合わせて何種類かを一緒に返礼品になればですね、小さいご家庭でも使いやすいというような付近をですね、やっぱり地域に入って行って作っていくということが大事です。町では待つことではなくですね攻めてほしいと思います。ネットもキャッシュカードもでき

ました。あとは先進しておる町村との違いをどうつけていくかということだと思いますが。

まずお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問の3番目、ふるさと納税について、通告書に基づきましてお答えします。

ご質問の、黒潮町で生産されている商品を地産外商につながる対策が取られ、魅力ある返礼品の発掘がされているか。また、27年度の経過と28年度の計画は、についてお答えを致します。

先の12月議会でご答弁させていただきましたように、現在、ふるさと納税の推進体制、総務課の財務係長1名での対応でして、年末の確定申告の税控除の駆け込み需要が多くなったときに、3名の臨時職員での応援体制で急場をしのいでまいりました。しかし、12月は財務係では当初予算査定が開始されまして、併せて地方債の借入れなど、手続き等で多忙を極める時期となりました。昼夜を問わず、ふるさと納税の業務に携わる時間が極力制限されてまいりました。とはいえ、お客さまからの問い合わせには随時お答えをしなければならず、返礼品に関しての問い合わせは、ふるさと納税商品お問い合わせセンターで一定の対応をしていただいておりますが、こちらの対応時間も午前9時半から午後6時までとなっておりまして、それ以降の時間帯の問い合わせや、土日祝日、年末年始のサービスはございませんので、12月期のお問い合わせの対応には想像以上に苦慮してまいりまして、町としての返礼品の新たな発掘にまでは及んでいないのが現状でございます。

しかしながら、既にふるさとチョイスを活用されている町内の生産者の皆さんでは、オリジナルの商品に幅を持たせ、売上を伸ばしている状況にありまして、少しのアイデアを活かせば伸びしろはまだまだまだたくさんあることにも気が付きました。なお、平成28年3月3日現在の取扱品目、45品目になってございます。

次に、町内生産者の新たな発掘活動ですけれども、既存の集落活動センターにもこの情報提供を致しまして、ふるさと納税を活用したオリジナル商品の開発等をお考えいただくようにお勧めをしているところでございます。

中山間地域ならではの商品が売れることによって、生産意欲が高まり、地域の方々の生きがいにつながっていくことに期待しているところでございます。

さらに、その先の戦略と致しましては、一つの考え方の段階ですけれども、集落活動センターの体験メニューも商品に加えて、その体験メニューの生産者、お問い合わせ先というか販売先といいますか、それは町内の民宿の宿泊商品とするのも、地産外商戦略の一つになるのではないかと考えてございます。こうすれば、集落活動センターでは農作業を体験していただくことで地域の労力に補充ができますし、黒潮町においでいただくことで町の良さも知っていただき、ふるさと納税をきっかけとして、移住促進や地域の産業促進につなげていくことも考えられます。

そうした地域内での連携を模索していくと、魚だけ、野菜だけといったものではなく、田舎という切り口を商品パッケージ化していくところに、いろいろな発想もわいてこようかと思えます。そういった取り組みの可能性が高いのが佐賀北部ではないかと考えてございます。

27年度の経過と致しましては、先ほど申し上げましたように、とにかく、ふるさと納税に係る業務は兼務では対応し切れず、お客さまへのご迷惑もお掛けしますので、専門部署を構えて対応していきたいと考えてございます。

平成27年度の納税件数と金額をお知らせしておきます。平成28年2月末日現在で1,602件、2,847万6,000円の収入となっております。対前年比で1,562件、2,518万8,000円の増となっております。

次に、28年度の計画でございます。まず、4月1日から代理納付に係るクレジット決済、現在のGMOからYahoo！に切り替え、VISAとMasterに、新たにJCBやアメリカン・エキスプレス、ダイナースクラブが利用できるよう、サービスの拡充を図ります。

また、スタッフですけれども、27年度の経過を教訓と致しまして、2名の専属スタッフで、目標金額1億円を目指して取り組む計画でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

努力されておることは認めますが、やっぱり職員の方がやはり動いていくという部分がないとですね、この付近が、先ほども言いました中山間の方に入っていけばですね、埋もれておる特産品があると思います。ちょっと工夫すればいける部分もあるがじゃないかなと常々考えております。私も先ほど言いましたように、ひとつ進めてですね、現在その相談をしておるところです。写真も撮りましたし、その詰める箱らの写真も撮りまして、商品、できるだけ売っていけばいいなと思っておるんですが。

これがですね、私は知りませんでしたけども、商品の取りまとめする所が高松だそうで。そこにお金を払って委託してですね、町の方はやっておられるようですけども。この付近もよその町村はですね、やっぱり地元の中にそういう組織をお願いしてですね、今まである所をお願いをしてやっておるわけですね。この付近はですね、やはり経費をせっかく入ってくるその寄付していただけるお金を外へ使うことはないと思うんです。これも地産外商じゃないですけど、地元の方にやっぱり落ちることも考えながらやっていかないかんがやないかと思えます。

今年度の計画、先ほど聞きましたが約1億円ということを目指しておるということですが。そのその委託料といいますか、1,400万4,000円ですかね、当初予算に組まれておったと思うんですが。そのほかに、クレジット代金が150万、それから返礼品は7,000万でしたけども。そんなものを全部引いたらですね、1億入ってきてても1,282万しか残らんということになります。そのうち7,000万は町内に落ちるということで、これはある部分良としますが。

過去に言いました大月町あたりはですね、僕も再度確認をしてみました、現在5,000万だそうです。昨日あたりでしたが5,000万入ってきておるようです。

それで経費はですね、年間6万8,000円と寄付額の1パーセントクレジットがですかね、そういうのを利用しておるようですが。この付近はですね、どうもちょっと経費掛け過ぎやないかなと思う思いようがです。結構それでもそれぐらい入っておるということで。ちなみに今日の新聞に載っておりました、広がるふるさと納税というのが、奈半利町の方にも電話をかけて再度確認しましたが、経費はですね70万でふるさとチョイスの方もやっておられるようです。金額はこれぐらい上がっても70万だそうですよ。ほんで、クレジットの経費は1.08パーセントだそうです。大月もそうなんですが、どうしてこんなに経費が掛かるか。職員も3名がやっておられるようですけども、ここの新聞にもありますようにですね、年末まで残ってですねやっておられたようです。たった1日で1億円入ってきてますよ。たった1日で1億円。年末大感謝祭と名を打ってですね、この日だけで1億1,000万を集めたと書いてます。やはり他に委託したち、これはできんがですよ。やっぱり町のことを直接こう考えて専従に考えていただく方をやっぱり確保しないと難しいと思うんですが、どうしてそれぐらい経費を掛けないかんかなと。今、2,800万ですか。年末だけで2,000万入ったきま結構太いなと思いいったけど、1月、2月は100万ぐらいしか来ったようですけども。どこに原因があるか。先にこう組織つく

るということも大事じゃと思うんですけど、全部外部委託をしてやるというのいかにがなもんかなど。

ちょっと経費の掛け過ぎじゃないかなと思うのですが、その付近はどうですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員の再質問にお答えします。

黒潮町の場合の平成 27 年度、目標金額というものも特に持っておりませず、28 年度に初めて目標金額 1 億を設定を致しました。そして取り掛かりも、実際は 12 月からといったことで、現行の職員 1 名体制でやってきました。他の市町村と比較する段階にはまだない状況でございます。

何でその経費をそれだけ、今度 28 年度予算に掛けるかということでございますけれども。一定の流れのまだつかみきれてない状況でございます。中間取扱業者の業務の内容というの、寄付金額の 5 パーセントの金額でやっていただいております。結局その部分を地元へ落としていって、どんだけの雇用と労力が発生するのかといったことは、これから調査する段階にあるかと思っております。まずは、今すぐできることと、そして中長期的に考えること、そういったことに整理してやっていきたいと考えてございます。

先の 12 月議会でも、今すぐできることとこれからといったことで一定お答えをさせていただきました。まずは 1 億円目指していってどんだけ達成ができるのかといったことを目指しながら、あるいはまた商品もどんどんどんどん開発していく中でいかにコストを下げていくかといった研究もできようかと思っておりますので、もう少しお時間を頂ければと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

どんどん増やすことは大いに結構ですき増やしていかないかんがですけども、最初からですね、言ってはあれですが楽な方法を取るというがじゃなくてですね、町もしんどい思いしながらやっていただく。職員の方もしんどい思いしながらこのところもやってますし、九州の平戸の方へ行ったときもですね 1 人の職員がですね、1 億、2 億まで入るまでですね頑張ってやったがですよ。町長と、なかなか予算もつけてくれんというところを交渉しながらですねやっています。大抵この成功しておることを聞くとですね、職員が本当に苦労してやっておりますよね。

黒潮の場合には、逆に最初からお金を出してありきというような感じが何か受けますんで、そこをちょっと心配しようがです。この経費も 1,400 万というがびっくり。一番最初に私ね大月町のが聞いたときに、その金額があまりにも少なかったんで直接担当に聞いたら、1.4 パーセントの違いじゃないかというて聞いたら 14 パーセントやいうことでびっくりしました。ほんで、そのときに奈半利に聞いてしまったらよかったですけど奈半利には聞きませんでしたので、せんだって聞きましたら、今言いよったように 70 万で。取り組みが早かったせいであろうとは思いますが。だから早く取り組んでくださいというてから僕は言ったわけです。早くやればやるほどそういうふうになく仕上がるし、それから職員の資質とかね、その付近もすぐ近くの町村にあるわけですから、やっぱりそこへも何遍も行って聞いてくると。そんなことも聞かんずつに、ぱっと向こうの言うとおりに計画もですね金額を決めていくというのいかにがなもんかと思うわけですが。

この付近はちょっと見直す必要もあろうかと思っております。ほんで、そういう計画でやっていただけますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

これまで専属の1名ということではなくて、兼業の1名で急場をしのいでまいりました。平成28年度からは専属2名ということですので、近隣市町村あるいは先進事例等を情報収集しながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

聞くがを1つ忘れちよりました。

27年度の現在までの入金は言っていただきましたけども、そのうち町内の生産者といいますか、に払われた額というのはどれぐらいあります。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

黒潮町の場合の還元率は生産者の小売価格そのまま影響してございまして、要綱改正以降は、納税額の半分以上の希望小売価格を保証しています。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

それから返礼品の方もですね、ここで言う小売価格よりも若干有利な値段で取引できると思うがですよ。生産者が出して出荷したり、あるいは近くで売るよりもですね、その返礼品をもらう側にとってみればそれでも安いということになってきますので、魅力ある商品であればですね大いにいくと思います。ぜひその付近を早いうちにもう検討していただいて。先ほど言いよった、その商品を集めるとも高松とかじゃなくてですね、町内にそういうことをやってくれる所を構えるとか。あるいは、農業の付近であればその取りまとめを、今一生懸命、農家を育てることに力を尽くしよう農業公社とかですね。ここでもそのキュウリ生産農家を育てるだけじゃなくてですね、農業公社の育成も含めてその町内のその農産物の取りまとめをセットして送れるぐらいのところもしていけばですね、いいかなと考えますが。

その付近は考えられませんか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政登君）

その中間取扱の件、今後の研究課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

できるだけ経費を少なくして町内にお金が落ちていくように、いろんな面で考えていただきたいと思います

し、それからそういう契約行為もですね、周辺町村あるいは先進町村のこともきちっと調べた上ですねやはり契約をしていかないと随分黒潮高いな思うて思うたがです。その付近はもう一度再考していただいて、契約をし直すときに考えてほしいと思います。これはなかなかまだ現在進行形ですので、これ以上言っても無駄だと思いますのでやめますが、本当に商品はあると思います。やっぱり職員がきちっと定まったらですね、まず町内各地を出歩いてその商品発掘にすればですね。缶詰工場も一生懸命頑張っておられますけど、缶詰工場よりは安い経費でぐっと地産外商ができると思います。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、情報基盤整備についてですが。

第1問目の所については、この質問は開局に向けて現在重要な取り組みをしておることが分かりましたので、今回は質問を取り下げさせていただきます。

情報基盤の2番目ですが。黒潮町では交流人口増の努力をスポーツ合宿を含めしているところですが、参加していただく方、観光客にも喜ばれると思われる公共施設周辺の無料のWi-Fiができないかということです。

同僚議員が先に、公園付近に外部スピーカーを要請がありました。すぐには対応できないということでしたので、他の情報手段として混雑してるIWKの回線を利用しなくても補助もあるように聞いております。県とも協議しWi-Fi対策、対応は難しいでしょうか。

防災面、観光面での答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の、情報基盤整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の内容は、公共施設周辺の無料Wi-Fiの整備についてでございますけれども、観光、防災、いずれも公共施設のWi-Fi化は望ましいと考えております。例えば、観光面ではスポーツ合宿およびマリンレジャー客、そして、お遍路さん以外にも近年増加している外国人観光客への利用が見込まれております。そして防災面では、災害対策本部における無線通信の確保、避難所における無線通信の確保が期待できます。整備が想定される拠点としては、本庁、支所、出先の機関、保育所、学校、道の駅、土佐西南大規模公園内の施設、他団体施設および一般店舗などが考えられると思います。

具体的な整備方法としては、拠点までの光ケーブル回線が必須条件となります。黒潮町の場合は、黒潮町光ネットワーク回線を対象施設まで敷設して、Wi-Fiアクセスポイントを設置するというものでございます。

その想定される費用としては、光回線の施設工事費、そしてWi-Fiアクセスポイント機器類、それからWi-Fi設置作業および設定費、それから上位回線および維持費。また、対象施設まで幹線が足りないケースも想定されますので、その場合は新たな幹線施設費等が発生致します。

そして実施に向けて検討すべき事項としては、利用対象者の検討、参加資格獲得の条件検討、認証方式、チャンネル設定、広域Wi-Fiへの参画の有無とかがあろうかと思います。こういう状況の中で、情報インフラ整備構想としては既に検討しており、基本計画程度の資料は作成中でございますけれども、現在のところ予算をつけて事業化はしていません。

なお、補助制度と致しましては、総務省の観光防災Wi-Fiステーション整備事業、補助率2分の1がございました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

課長の方に答弁していただきましたけども。

やはり観光防災両面から言ってもですね、Wi-Fi ステーションというのは今から先の時代に即応したやり方ではないかなと思います。特に先ほど言いました、課長が言っておられました場所にはぜひ早いうちにですね、そういうのを装備していくことによって、黒潮町はそういうものがきちっと整備されておるといふ、このことの発信がですね、そこにスポーツ合宿されている方の見学に来られた方とかいろいろな所から、ツイッターとかフェイスブックとかそういうものを通じてですね、やはりいい環境だということが流されていくと思います。観光面では、そのことの黒潮町のイメージアップに非常につながってくる。今はそういうパンフレットを作ったりするよりもですね、口コミでものすごく広がっていきます。この間、保育所へ入れらったある主婦の方がちょっとした書き込みをしたことがですね、ものすごく広がって、最終的には国会でも取り上げられ、今、総理の方が答弁に苦労しようかも分かりませんが。そういうものなです。いい面も悪い面も含めてですね、非常に広がっていきやすい状況にあります。そういうのを考えたときに黒潮町のイメージアップに相当つながってくるとは思いますし、ぜひ高知県の、これ27年の2月26日でしたかね、2月におもてなし県民会議の資料のおもてなしの第4条のところにですね、今後の新たな取り組みとして主要観光施設道の駅等、無料公衆無線LAN、Wi-Fi のことですが、環境整備を支援ということが、おもてなし県民会議の資料の中にも第4条に載っております。観光面でも非常に有利というのは県も認めておりますので。

先ほど課長が言いました観光防災Wi-Fiステーション整備事業というのは、これは26年度の補正で8億、27年度の当初予算で2.5億の予算が組まれておったようです。今年度はどれぐらいか知りませんが、それを兼ねてですね、やっていくと。そのなおかつ県の方にも、その補助は県はないようですけども、県の施設がだいたい公園の中にありますので、その付近は県の方にですね防災の面も含めてですね、要請していくという考え方をやっぱり持ってほしいと。ほんで町長も県内いろんなところへ行きますので、こういう付近の要請も町の考え方をきちっとつくった上でですね要請していくということが大事ではなからうかなと思います。

四国総合通信局というのが松山にありますが、そこが町村のがをまとめた自治体のががあります。現在のところ、室戸、土佐清水、東洋町がありまして、その付近が公共とかにやっておられる。ほかにもですねたくさんあります。例えば黒潮町であればですね、民間がやっておるのは土佐佐賀温泉こぶしのさと、これも無料Wi-Fiを既にやっていますし、それからコンビ二等は既にやっておられるとたくさんあります。それ以外に、公共施設としてやっぱり必要ではないかなと思います。やはり総務省の付近もですね、この前も来ておったと思うんですが、地方公共ネットワーク等強靱化事業費補助金交付要綱というのが27年の2月25日に一部改正されておりますが。その中によりますと、先ほど課長が言いよった経費はほとんど見れると。局舎のセンターから始まりですね、無線アクセス装置とかを含めてですね、その他付帯工事も含めて観光防災Wi-Fiステーション整備事業というのはですね、そういう経費も見れると書いています。あと、一財の分をどういう形をやっていくかということもあると思います。

それともう一つは、お願いをしたいのは、当然高知県もお願いしてもらわないかんですが、携帯電話各社にですね、この付近の何個かを協力願えないだろうかというような交渉も必要やと思います。

その付近はどんなに考えておられますか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員たくさんお勉強で、いろんなご提案もいただきました。その中で携帯各社への働き掛けについてのご質問ありましたけれど、これについてはちょうど携帯電話エリア整備事業もやっていますので、主な会社とのつながりはございますので、そういう機会も通じて要望を届けてまいりたいと思います。

それから、黒潮町は幸い光ケーブルが町内に巡らされていますので、その活用によってこのWi-Fiへつなげるというのは確かに有利な環境ではないかと思っております。ただ国の補助があると申しましても、平成28年度で当初が2億6,000万という国の枠でございます。枠もございまして、2分の1の補助ということでございませぬ。議会でもたびたびご指摘されるように情報基盤整備について、特に黒潮町光ネットワークの運営につきまして、ほかにも優先すべき課題もありまして、全体的な事業の優先順位の選択も慎重にしながら、この将来のWi-Fiのですね観光利用、あるいは防災利用についてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

議員の方から観光施設についてのご質問もございましたので、お答えしたいと思います。

まず、県管理の公園施設についてでございますけれども。現在のところWi-Fiの設備はできておりませんが、最近になりまして公園の担当課と観光担当課でその整備について協議を始めたという情報が入っておりますので、お知らせをしたいと思っております。

それと、町内の道の駅でございますけれども。なぶら土佐佐賀には昨年度Wi-Fi設備が整っておりますので、その報告と。もう1点、ピオスおおがたの方も整備する方向で今協議をしておりますので、そのお知らせを致したいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

観光面の方では結構、お店とかね、そういう所については結構進んでおるといいますし。高知市辺りは結構、県あたりもいろいろ、図書館とかそんなもんもやっておられるようです。特にこの大規模公園には県の施設がありますので、その付近、今言ったスポーツ合宿等の来られる方とか交流人口の増加のためにも、それから、先ほども言いましたが情報発信のためにですねPRしてくれます。無料でPRしてくれますので。そういう面考えたらある部分安いというかね、そういうもん考えられますのでぜひ県の方とも十分協議して、管理者の方とも協議していただいてですね、早くこのことが解決できるようにしていただいたら、防災面でもいいし、観光面でもいいということになってきます。特に大きなスピーカーを付けるとかいう工事も高くつくとすればですね、取りあえずこちらの方で防災面の対策もしていくというのも大事であろうと思っておりますので、今後、県とも話す機会もあろうと思っておりますし。

町長の方も、そういうことで県や電話会社とも話すときにですね、相談していただきたいと思いますが、町長よろしいですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

県や国の方に、制度拡充についてもしっかりとお願いをしてみたいと思います。また、事業者について

も綿密に連携を取りながら、自分たちの町の施設がどうやって整備できていくのかと。できるだけ費用負担を伴わずに整備できるのかのお話をさせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 10 分まで休憩します。

休 憩 11 時 43 分

再 開 13 時 10 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは、一般質問させていただきます。

今回私がお願いしました質問は 3 点でございます。黒潮町防災缶詰の給食提供についてという件と、それから人口減を克服するための対策について、それから宮川奨学資金の返済免除等について、ということでございます。

では、まず 1 番から質問させていただきます。

私がこの質問を準備させていただきましたのは、単に缶詰を給食に使ってくださいねっていうだけの意味をもって、今日ご質問したわけではありません。

今日はまさに 3 月 11 日でございますので、5 年前のこの日、東日本大震災が起きました。そのときの経過を、3 月 8 日付の高知新聞で黒潮町の取り組みを非常に詳しくご説明いただいていたと思います。その新聞を見させていただきますと、この日からの本町の取り組みというのが、時系列に載っておりました。3 月 11 日、この震災が起き、それから 17 日には町の職員さんが現地に向かわれた。そして 19 日には、今おられる町長が向かわれ、そして 4 月以降、どんどんどんいろいろな取り組みが進んできたという経緯が、2015 年 2 月までの防災教育プログラムの完成というところまでの記事が載っておりました。

そしてまた、そのコメントの中には全国最大の 34.4 メートル、南海トラフの巨大地震に関する想定を受けて、それから 5 年がたとうとしている。その間の津波想定に突き付けられた本町の様子。その特別な時間が流れたという記事でございました。

そして町では防災対策が多数計画され、行政は津波や地震と戦うというのではなく、うまく付き合うという理念を掲げた、という記事が載っています。私もまさにこれを見ながら、ずっとこれまでの本町の取り組みの 5 年間というのを思い出してみますと、ああ、ほんとにつらかった時期があったなあと。それから、被災地に思いを寄せて何度涙を流したことか、というような思いがよみがえってまいります。それがこの今日なんだなということをまたあらためて、この記事を見ながら思っているところです。

そして、今日ご用意させていただきました、この黒潮町の防災缶詰の給食提供ということに対する思いという部分なんですけれども、こうして私たちの町は 5 年間防災という切り口で、どうしたら黒潮町が、黒潮町の町民の皆さんが、希望を持って前に進んでいけるか。そういうことをずっと考えてきた 5 年間ではなかったか

なというふうに振り返っています。

そして今、この質問をさせていただくに当たりましては、ここでこういう質問をさせていただくことができるということに対して、私は本当にうれしいなという思いを持っています。

これからの子どもたちに、黒潮町が一生懸命考えた、そうした防災の缶詰を提供できることができれば、本当に今まで蓄積してきたこの5年間の黒潮町の積み重ねというものも生かされてくるのではないかとあって、今日は教育長にご質問をさせていただきます。

さて、この缶詰の提供ということに先立ってですね、1でご質問したいのは、町内の児童生徒の中にアレルギーをお持ちの方がいらっちゃって、それに対して黒潮町はどのような対応を、教育委員会はどのような対応をご指導になっているかということです。

そして、その中には実際除去食とか、それから代替対応とかありますけれども、そういうものは実際にできているかどうか。そしてそれが実績がないとすれば、どのような基本的なお考えをお持ちかということなんですけれども。

私がね、この学校給食になぜこの缶詰をと言うかという思いなんですけれども。私はこの缶詰というのをとても高く評価しています。この缶詰の質ですね、商品の品質というものが非常に私は素晴らしいと評価をしています。というのは、黒潮町にある材料を使っているということだけではなくて、その中には、被災地に学んだそういった思い、結果が詰まっているということですね。

例えば、今7大アレルゲン除去している商品を提供しています。工場の中には、アレルゲンは持ち込みが禁止という形になっています。ここまでの取り組みをやっている本町の缶詰の製作の過程、それからできた商品というのに対して、私はとても自信を持って販売ができるものであるというふうに思っています。

そして、何度も私も試食とか、自分で現実に買って調理をして、その味とか、使い方とかいろいろやってみるんですけれども。その中でも大変使いやすいし、その上にアレルゲンはないし、7大アレルゲンは不使用です。それから、何よりもおいしいということです。

何度か私も販売なんかをさせていただいたことがあるんですけれども、そのときのお客さんの反応っていうのも大変いいです。かなりワインなんかをお飲みになって食通といわれる方なんかにも、その商品を食べただけで非常においしいと言って、幾つも買い込んで帰られるとかですね。そういうふうなことを私も体験していますので、この缶詰の品質については私も大変、町長はじめ会社の方はもっと自信を持っておられるんでしょうけれども、私もこの町の黒潮町の町民の一人として、自信を持ってこの缶詰は皆さんにお勧めできるものだというふうに思っています。ですから、この品質であれば、黒潮町の学校給食に提供されたとしても非常に喜ばれるのではないかとあっていますし、特にこれからの防災の教育の中心に据えていく子どもたちの教育の中に、黒潮町がなぜ今、こうした缶詰を学校給食で使うのかというようなことも含めてですね、利用できるもんじゃないかと思っていましたので、この質問を用意しました。

ですから、まず1番目に現状の様子をお聞き致しまして、それから次にスケジュール等があればということをお聞きしたいと思っていますので、カッコ1についてまずご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、坂本議員の1のカッコ1のご質問、町内の児童、生徒の中にアレルギー除去食の給食を提供しているか。提供の現状がない場合、基本的な対応の仕方についてどのような対応をするようになっているかについてお答えを致します。

結論から申し上げますと、アレルギー除去食は実施をしているということになります。なりますけれども、あらためて食物アレルギー対応の事務的な流れについてご説明を致したいと思います。

まず、新たに入学してくる児童生徒につきましては、就学時検診または転入学時の際に保護者の皆さまに対して、学校給食における食物アレルギー対応についてご説明をし、関係様式を配布をさせていただきます。その後、アレルギー対応を希望される方につきましては、保育所通所児童に関しては保育所を通じて、転入学児童生徒については当該の学校を通じて、給食センターに書類を提出をさせていただきます。

それを受けて、給食センターの栄養教諭が保護者へ電話で聞き取りを致します。アレルギー原因物質が複数あり複雑な場合や、治療食等アレルギーではない場合など、電話では確認しづらい場合や判断が難しい場合は、学校長、給食担当者、保護者、栄養教諭、学校給食センター所長で面談を行います。

面談の結果、アレルギー疾患のある児童生徒については主治医の診断を受けていただき、学校を通じて給食センターへ診断書を提出していただきます。

その診断書を基に、保護者、学校、学校給食センター間で児童生徒の学校生活における配慮や管理について協議を行い、正式に学校給食において食物アレルギーを対応することを決定し、教育長名で保護者に通知を致します。

アレルギー児童生徒の保護者には、除去するものに印を付けた月ごとの献立表をお渡しをし、毎食の食材の確認ができるようにしています。保育所児童に対する対応もおおよそ同じようなこととなります。

提供時の対応と致しましては、基本的に除去食、代替食になりますけれども、メニューによっては家庭からの副菜の持参をお願いすることもあります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、ご答弁いただきましたそのアレルギーに対する取り組みですけれども、文科省の方から指導された項目と同じような形で進められているんだなというふうに今、思ったんですけれども。

ただ、こうしてですね、アレルギーの除去食を作ったりとか、それから代替のものを用意したりすることってというのは、とても気を配ってやっていかないといけないと思うんですね。やっぱりどこの地域の中でも、他地域の中でもさまざまにこのアレルギーの問題っていうのは取り上げられていますし、万が一事故が起こったときの心配というのも、大変大きなものがあると思います。そのためには細心の注意を払って調理をしていく必要もあると思いますし、その衛生面、それからラインの管理というものも大変重要になってくると思いますので、その管理しているそのラインの状況というようなものはどのようになっているのでしょうか。

お分かりになる範囲でお答えいただけたらと思います。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

アレルギー食を提供する場合は、基本的に調理器具等はすべて別に致します。従いまして、室内を分けるということにはなりませんけれども、基本的にラインは違うということでございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

そしたら、調理の器具には分けているということですね。

そうしましたらですね、このアレルギーというのは非常に微妙なところがありまして、この調理をするときに、完全にこうして分けている場合はその心配はないと思うんですけども、非常に調理をする方たちにも負担の掛かる部分もあると思います。人数、今アレルギーの方がちょっとどれくらい人数いるかっていうのがご説明がなかったので、どの程度調理工程が分けられているか。その負担がどのくらいになるかということについては、ちょっと今の段階では分からないんですけども。もし分かればご答弁をいただけたらと思いますが。こうした作業が二重になったりするわけです。そういうときにですね、やはり調理をする方も大変私は気遣った調理をしていくんじゃないかと思います。

今、アレルギーの子どもさんで非常に多くなっていますので、かなり配慮が必要な人がいるんじゃないかと思っています。私が体験した、私の子どもが小さいときにも食事が一緒に取れないというアレルギーをお持ちの方がいらっしやいまして、そのお母さんは、その献立表に合わせてずっと自分がお弁当を持たせたりというような対応をされていた方もありました。

今は学校給食になりましたので、そういう保護者への負担と申しますか、ことは今なくなってきていると思うんですけども、その分やはり給食センターの方で、細心の注意を払ってそういう対応をしていかなければならないようになってきていると思います。そのときに、私、この本町が作ったその缶詰というのがですね、出せたら非常にいいなと思うんです。

それは、今、多分除去食を作る場合にも、例えばハンバーグが、ほかの方のハンバーグは丸いんですけども、除去食で別なものを使うという方については多分四角いハンバーグか印が付いているというお話がありましたけれども、なるべく似たような形で、見た目にも大差はないけれども、でも間違わないで摂取していただくということが大事なことだと思いますので、そのためにはいろいろな工夫をしていただいていると思うんです。

でも、もしこの缶詰を使うことができたらですね、そのおなじものを皆さんが、アレルギーがある、それから持たないという人も、おなじようにこの缶詰は食べられると思うんです。私はね、この考え方っていうのが、この黒潮町が震災の現場に学んでとても苦労したアレルギーをお持ちの方々がおられたので、みんなと同じように食べられるようなものを用意しておくことが必要じゃないかっていう考え方に立ってできた商品だと思いますので、それを学校現場でも生かしていくためには、その缶詰を利用して、そのアレルギーをお持ちの方も持たない方も一緒にやるということで、その調理の間の危険性というのも解除できるし、非常にこのアレルギーの対応については、この缶詰というのは有効ではないかなというふうに思うんですけども。

そのあたりについて、現場の方とお話になったことはあるんでしょうか。

(畦地次長から「まだ1番なんですか」との発言あり)

アレルギー対応ですから、1番でお願いできたら。

議長 (矢野昭三君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

ご質問の中で、途中でちょっと質問があった件について、まずお答えをしたいと思います。

まず、アレルギーの対応している児童生徒の数ですけども、小中学校では合計で21名です。ちなみに、アレルギー対応はあくまでも医師の診断書がないと対応を致しませんので、診断書が出されて対応をしているという児童生徒数ですけども、小学校、中学校で21名ということになっております。

その者の原因の理由ですけども、牛乳を理由として停止をしている者が12名。主としてタコ、エビ、イカ、

カニが原因の者が3名。主として果物、野菜。キウイとかパイナップル、リンゴ、イチゴ、スイカ、ピーナツ、モヤシ等です。この者が4名。卵が2名ということになっております。

それから保育所につきましては、牛乳を原因とする者が15名。卵を原因とする者が8名。バナナを原因とする者が1名。ソバを原因とする者が2名。サバを原因とする者が1名。ゴマを原因とする者も1名。ラッカセイも1名。小麦も1名。ということで、延べ30人になりますけれども、これは一人の者が複数のアレルゲンを有しているものも原因ごとにカウントをしておりますので、実数では19名ということになっております。

それから、どれぐらいの工程、ラインを分けているのかということでございますけれども。その日のメニュー、食材によって、分ける工程はまちまちでありますので、一言に幾つということはお答えを申し上げられないと思います。

それから、後段のご質問につきましては、2番のご質問でお答えさせていただいたと思います。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

では、最後のところは2番でお伺いすることにします。

今、人数出していただいたんですけども、やっぱりだんだん多くなってきているのかなというふうに思います。まあ自分たちの中にもいろいろアレルギーを持っていますので、特別なことではないのです、それぞれの方が除去していけば、安心しておいしい給食が召し上がれるということですので、これからもラインも分けながら、安全な給食の提供というものに努めていただきたいと思います。

それでは2番でお答えということでしたので、2番に移らせていただきたいと思います。

こうしたアレルゲンを除去するというので、非常にやっぱり気を使いながら日々の工程に当たっていただいていると思うんですけども。そういうふうな、黒潮町にせつかくそうした7大アレルゲンを不使用の缶詰があるというのですから、それをご使用になるということで、まあ仕事の軽減ということではなくして、同じものを皆さんが食べられるというような食事の提供、学校給食の提供ということと。

それから、今見ましても、かなりやはりいろいろなアレルギーをお持ちの方がいて、それなりに対応していかなければならない、そういう生徒さんが、一緒に給食を囲めるということについてですね、缶詰というのは有効ではないかと思うんですが、そのことからまずお答えいただけたらと思います。

それと併せて、これからのスケジュールはどのような形になっているのかということについてをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、坂本議員の1のカッコの2のご質問、地域の食材、地域の食を食べる取り組みを実施しておられるが、クロカンを取り入れていくスケジュールはできているかについてお答えをしたいと思います。

現在、情報防災課から災害備蓄をしている缶詰のうち、賞味期限切れ間近のものを学校給食で活用できないかのご提案をいただいているところです。

ご存じのように、黒潮町は防災教育を積極的に進めているところであり、34メートルマークの缶詰事業は、地震津波災害で一人の犠牲者も出さないという黒潮町の防災哲学の象徴でもあり、また、大事な地域の産業です。そのような素材を教育である学校給食に活用することは、教育的にも有効であると思いますし、先月開催を致しました学校給食運営委員会でも、利用に賛成する保護者の声を多くいただいたところです。

しかし、調理の前に缶詰を給食センターで開缶し、利用するのは、個数によっては調理作業スケジュールに無理が生じることから、十分なメニューの検討をしてから活用しなければいけないと考えています。

本年度中の防災缶詰の給食での利用は間に合いませんでしたけれども、来年度には数回、メニューに取り入れてみることで計画をしています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

メニューに取り入れていただけるということなんですけど、まだじゃあ具体的にどいうふうな形で提供するかということについては話し合いが進んでいないということでしょうか。

缶詰工場が立ち上がりまして、今、丸2年がたつくらいになっています。その段階の中で学校給食に取り入れていくということについての協議というのは、今回が初めてだったんですか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

まず、学校給食に防災缶詰を取り入れることに関する協議でございますけれども。学校給食、ご存じのように小学校は一食260円、中学校は一食290円の賄材料費。要は、原材料を購入する費用の中でメニューを組み立てて毎食給食を提供を致しております。従いまして、通常の購入パターンで缶詰を購入をして食材と致しますと、非常にメニューとしては組み立てづらいということで、金額的な面があって見送ってきたということがあります。今回、我々が取り入れようとするのは、先ほど言いましたように備蓄の賞味期限切れのものを活用してもらいたいという、まあ提供していただけるからできるわけでありまして。そのようなことがないと、なかなか一般購入をして給食の材料として利用するということは難しいと思っています。

それから、本年度数度、何とか活用したいというふうに担当者は申ししておりましたけれども、年間のメニューの計画からちょっと間に合いませんでしたので、新年度から導入をしますけれども、それにつきましてはまた職員の異動等もあり栄養教諭等も代わりますので、新年度以降、計画を立てて実施をしてみたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

まあ計画はしていただけるということですので、期待をするところです。

そして、缶詰の賞味期限というのは、先ほどもおっしゃったみたいに3年ですので、期限に近づいたものを学校給食の方に入れていただけるというようなお話で、単価的にも、まあどれくらいになるのか、ただで来るのか、それとも何割かの割り引きをして入れていただけるのか、そのあたりもあると思うんですけれども。学校給食とか、それから地域の中で、ローリングストックという考え方が非常にこの缶詰を提供するときにはPRをしていってる部分なんですけれども、町内でもいろんな所の、私の住んでいるその芝地区の自主防災でも、ローリングストックとして150缶、今、集落の中で備蓄をしています。そしてこの150個の缶詰を、今度花見が集落であるんですが、その花見のときに使って体験をしていただくというような形での取り組みを進めるようにしています。これは地域内でのローリングストックの、私たち芝地区のローリングストックでもありま

すけれども、そういうふうにならぬに今学校給食に情報防災の方から提供されようとしよう缶詰の利活用の仕方。それは、各集落集落の自主防災なんかに生かされることす、これが集落だけのローリングストックではなくて、黒潮町全体のローリングストックの仕方の一つとして、学校給食というのが位置付けになつてくるのではないかと思ふのですが。

そのことも含めた上で、今の学校給食の提案の仕方というのをご検討になつたということでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

備蓄缶詰につきましては担当部署がございますので、そこから我々が活用できる範囲、利用させていただくということでありまして、学校以外の部署でのローリングストックまで考えては、学校給食でメニューを立てたりということはありません。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ごめんなさい。私の質問がちょっと悪かったですね。

学校給食として缶詰を使う場合に、それは黒潮町の中で行われる缶詰のローリングストックとしての取り扱いの一貫として、学校給食が取り扱いをされたのかという意味です。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

情報防災課からの申し出でございますので、ローリングストックに対する考え方につきましては担当課にお聞き願えたらと思ひます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、立場をちょっとはっきりしてから答弁をさせていただいた方がいいと思ふんですけれども、首長としての立場で答弁させていただきます。

これまでの備蓄食糧、現在、缶詰をある一定購入して備蓄をしておりますけれども、これまでのような例えはアルファ化米だけとかですね、カンパンのたぐいとかがというのは、賞味期限が切れた後の処分がほとんど廃棄ということになっておまして、非常にこう税金を投入しながら用意する備蓄食糧としては、その賞味期限が切れた後の行き先が少しかう住民の皆さまにもご納得いただきづらかつたのではないかと、自分たちは思っています。給食でお使いいただくことも当初からお願いをして想定をして、おいしいもので、つまり皆さんに食していただけるものをそもそも作らなければならないということで、一つコンセプトとして取り上げて、取り組んでまいりました。すいません、ちょっと立場がごちゃごちゃになつて、難しいですけれども。

ローリングストックの考え方に、この給食が活用できるかといひますと、いずれにしても賞味期限が切れたものを給食でご活用いただくわけにはいかないと思ひます。

従ひまして、どうしても3カ年の制約がありますので、給食で使おうが使うまいが、3カ年の備蓄のサイクルで回ってくるということになりますと、給食を取り入れたので、それがローリングストックのコンセプトの強化になるということにはならないと思ひます。

ただし、今後検討いただけないかなと思ってる、あるいは検討すべきではないかなと思っていることがございまして。缶詰の賞味期限が3年なんですけれども、例えば2年10カ月、3年の賞味期限のものを2年10カ月のサイクルで、町長部局が備蓄として回さしていただきますと、2カ月の使用猶予期間が設けられることになります。そうなりますと、廃棄ではなくて大量にその2カ月間で、例えば給食で複数回お使いにいただく。あるいは、現在、昨年開発しました備蓄缶詰、備蓄をコンセプトにした缶詰は嚙下（えんげ）対応もしております、いわゆる高齢者の方の嚙下（えんげ）飲み込む力が弱い高齢者の方にも優しくお食べいただける、そういったコンセプトで作っておりますので。

例えば今、ボランティアの皆さんが配食サービスをやっていただいております。こういった際に少しお付き合いさしていただいて、賞味期限内に食べていただくと。こういう給食政策と福祉政策とを組み合わせ、いずれも住民サービスで、しかるべきに効果があるということになると、町長部局の方で進める備蓄のサイクルを2カ月。缶詰に限って2カ月短縮させていただくことができれば、より住民の皆さまのためになる制度ができるのではないかなと思っております。

ただ、2カ月縮めるということになりますと、36分の2縮まるわけでございますので、18サイクルですか。になると、1回余分に購入しなければならないということになりますけれども、十分その費用対効果は得られるのではないかなと思っています。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

はい、分かりました。

私は学校給食の方のスケジュールを立てるに当たっては、もう既にその執行部とですね、そういう話し合いがなされた上にこの学校給食での使い方、頻度というものが議論された中でこのスケジュールが始まっているのかなと思ったんですけど、まだそこまではいってないというご説明でしたので、これからはそういうことも含めてぜひ定期的に、それから循環するように学校給食の中で提供されればよいなというふうに、今お聞きしまして思っておりますので、今後の努力に期待をしたいと思います。

では、1番はこれで終わらせていただきます。

次に、2番について移ります。人口減少を克服に対する対策についてということです。

もうずっと話がありましたけれども、黒潮町のまち・ひと・しごと創生の戦略でも基本的な考え方の中で、1として人口減少の克服というのがありました。

具体的にどのような対応を考えておられるのか、どうすることを進めていこうと考えておられるのかということについて、まずお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、坂本議員の2問目、人口減少克服対策について、カッコ1の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略で基本的な考え方でも、マル1として人口減少克服とある。具体的な対応が求められるが、どのように進めていくか、ということについてお答えを致します。

黒潮町総合戦略の中の、黒潮町創生に向けた基本的な考え方の中のマル1、人口減少の克服を読み上げますと、人口減少対策としては、黒潮町の将来を担う若者を中心とする人材育成・確保に取り組んでいく必要がある。町内企業を元気にし、雇用を拡大することと併せて、一次産業の振興と観光振興を中心とした活力ある産

業と交流のまちづくりを図り、若者の雇用の受け皿づくりを進める。さらに、子育て環境をはじめとする自然環境と調和のとれたまちづくりや、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりを進める、とあります。

総合戦略では、平成31年度までの5年間の計画期間の中で、どこから手を着けるかがポイントとなりますけれども、若者の雇用の受け皿づくりに関しては、本議会の議案第83号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算において、地方創生加速化交付金を活用する黒潮町缶詰製作所機能強化事業、および黒潮町版スポーツ活用型による持続可能なまちづくり事業の2つの事業を予算化しておりまして、その成果に期待しているところでございます。

また、黒潮町版人口ビジョンによりまして、2060年に黒潮町の総人口は6,800人を目指すこととなっております。そのためには、2020年に社会増減のバランスを均衡させることが求められてございます。

この社会増減は、人口ビジョンにおいて現状分析していますが、平成26年における直近5カ年から確認しますと、その差は90人の転出超過となっております。つまり、入ってくる人よりも出ていく人の方が90人多いということとなっておりますので、人口ビジョンではこのマイナス90人の社会減を、2020年、平成31年にプラスマイナスゼロに均衡させる、とございます。

このマイナス要因で主なものは、15歳から29歳までの世代で転出が際立って多くなってございまして、いかにこの世代の転出を抑制するかが今後の課題となります。

その一方で、0歳から4歳までの世代は、逆に転入の方が多くなってございまして。この世代は単独での行動ができない世代でございますので、転入者を年齢別に分析してみますと、25歳から35歳までの世代が、0歳から4歳を伴って多く転入していることが判明しました。現状からしますと、若者や子育て世代の家族の転入が、確認することができました。

これは非常に明るい材料でございまして、いわゆる生産年齢層でございますので、今後の人口増につながる要素を多分に持っております。この人口移動における黒潮町の強みの部分を生かして、本町への移住を希望される方の相談件数も増加傾向にあることから、この流れをしっかりと受け止め、安心して移住、定住ができるよう各種団体とも連携しながら、町の情報発信、移住相談、空き家の確保等、それから紹介など、一元的な対応のできる体制を整え、社会増減の均衡を図っていきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございました。

本当にこの人口の問題というのは、本町だけではなくて、もう全国的に進んできた現象だと思って、私もずっと心配はしています。そして、高知県が平成元年でしたか、全国で初めて人口自然減の県というふうになったところでございましたね。そのころ、まだ課長も私たちも非常に若くて、そのときに課長が、私一度ですね、ラジオ番組でなぜ高知県は人口自然減になったんでしょうっていうような問い合わせがあったときにですね、必要な人間が残ったんだという強いご意見を言われたときがあったんですけども。もう今はそれだけでは、なかなか本当に地域を維持し、守っていくことはできないというふうな、今、感じているところです。

それで、私たちの町は、先ほどもその5年間の防災の対策の話などもしましたけれども、非常に環境にしても、それから気候にしても、災害にしても、ほんとに逆に言うと思われているくらい穏やかな生活の営める町ではないかなと思っています。ですから、今までにもですね、大変多くの方が黒潮町にお住まいになって、そんなに大きな仕事とか、とてもたくさん収益を挙げるといようなお仕事がある町ではありませんけれども、

それなりに、幸せに暮らしていける環境にある町ではないかなというふうに感じています。それは何より私がここに住んでいて、この町がとても好きですし、この町で暮らしていくことに自信を持っていけるし。それから、こういった穏やかな環境の中で日々の営みを続けていけるということが、何より幸せなことだと思っています。ですから、こうしたことをどんどんどんどんやっぱり皆さんに知っていただくということが、とても大切だと思っています。

それで、ホームページの方に最近はいろいろなことも取り上げていただいてPRもしてくださっていますので、大変こういろんな人に興味を持っていただけるような町になっているのではないかなと思っているんですけども。これから、この具体的な対策はどうかということ、まあお聞きしてるんですけど。先ほど課長の中にご答弁あったのは、缶詰製作所に支援をしていくとか、それからスポーツ合宿等を、スポーツ観光を進めていくとかですね、そういう具体的なこともありましたし。それから、こちらの方に来る方に対しては、いろいろな形の移住者の支援をしていくというような形のものがありました。

けど、一番黒潮町がこれからこの地域の人たち、この地域に若者が帰っていただけたりと、それから先ほどおっしゃった、0歳から4歳の方々が非常に多く増えている。その元はやっぱり25歳から35歳までの方々がこちらに住んでいただくことで、そういう結果がついてきているという部分をですね、もっとこう強化していくためにこれをやるんだというようなことはありませんか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えを致します。

今回取りまとめた総合戦略の中で、すべてが網羅できているわけではないので、これからまた、毎年毎年検証を繰り返しながら、ボリュームアップをしていくべき計画だと思っています。

人口減対策の柱は、大きく言いまして3つございまして、構造から見る対策としては3つございまして。もう言うまでもなく、一つは転出抑制です。それから、その反対の転入促進。それからもう一つは、出生率の増加ですね。これらすべて、どうしても経済と切り離すことができない課題となっております。

転出超過一番多い、15歳から24歳まで。こちらは年齢的に判断しますと、恐らく高度の学習環境をお求められたり、いわゆる高校進学で町外に出られたり。あるいは、大学進学で町外、県外に出られたり。あるいは、ご就職されて町外へ出られると。こういった年代ではないのかなと思っていますが、恐らくそういう理由で、この15歳から24歳まで、ここの転出超過が非常に著しいわけでございます。

ここの転出抑制をするためにも、どうしても地域に仕事がある必要がありますし、最近では単純に雇用の場があるというだけではなくて、その雇用の質、職場の質が非常に問われる時代になりました。

従いまして、何でもかんでも仕事さえ用意すればいいという時代は終わったと思います。なので、そういった職を、いかに魅力のある職を、やりがいのある職を。そしてサラリーがしっかりと、人生設計が立つぐらいのサラリーがお支払いできる、そういった職場を創造していくか。これに懸っていると思います。

それから、転入促進の場合は、短期的に一番効果が高いのは住宅政策であることは間違いないと思います。現在、住宅がないがために、町外にお住みになって黒潮町へ通勤されている方。こういった方が多数おられます。こういった方は、短期的には住宅さえご用意させていただければ、それだけで準増ということになるかと思っています。

ただ、これ防災とも非常に関連するんですけども、現在黒潮町では404戸の公営住宅を持っておりまして、そのうち180戸が主にCB構造で、耐震NGということになってございます。

これから社会資本整備がどんどん進んでいって、ある一定落ち着きますと、住宅政策がメインの社会資本の整備、黒潮町としての社会資本整備の一つの大きなトレンドになるのかなと思ってます。まず、公費の使い道としてはそちらの方が優先されるべきだと、自分たちは判断しております。

ただしそればかりをやっていると、じゃあ例えば移住者であるとか、先ほど申し上げました、その住宅の不足。これをどう解消していくのかという話になりますが。今進めているのは空き家改修でございます。現在40戸弱ぐらいのストックを持っておりまして、これから順次改修をさしていただいて、移住者の方ともマッチングをしたりして、順次お貸しさせていただくような、そういった進み具合になろうかと思えます。

それからもう1点ですね、新年度から、日銀の河合支店長のご紹介で、県内大手と少し勉強会をスタートします。どういう勉強会かといいますと、民間事業所が黒潮町に進出、民間事業所というか住宅整備ですね。民間資本で黒潮町に住宅が整備いただける手法が模索できないかと思っています。

現在のままだと、例えば人口は減っていく。それから津波が来る恐れがあって、当然のことながら固定資産に対するリスクがあるわけです。そういったことをかんがみますと、現状のままだと民間資本の進出はまず、現実的には望めないのかなと思っています。そこを公の力と、それから民間の力を合わせて、もし落としどころといいますか。例えば、建託のような25年償却の資産で、例えば10年間の借り上げ保証を公がするとかですね。あるいは、用地については町が用意します。あるいは建物の補助、民間がやる場合でも補助あるんですけど、住宅整備。その上乘せが町としてできるのかできないのか。こういった法的な根拠と、それから民間が求めるリスクヘッジ、あるいは資金供給。その落としどころをちょっと探って見たいと思っています。そうやることで、住宅政策の一翼を少し民間事業者にも担っていただけないかなと思っておりまして。

ただ、これには相当リーガルチェックも、結構深いところでリーガルチェックもかけなければならないことが想定されますので、少しかなりちょっと時間はかかると思います。そういった勉強会を進めてまいりたいと思っています。

そういったことを進める。更にその上にさまざまな施策をかぶせながらということで、人口減に対応していきたいと思います。

個々の政策につきまして、政策インデックスに載せておりますが、冒頭申し上げましたようにこれですべてということではございませんので、これからまだまだボリュームアップをしていく。そういった予定とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今、町長にご答弁いただきまして、何か希望が持てるような取り組みじゃないかなと私も思っています。やはり民間力を生かしてこの地域をやっぱりつくっていくというのは大変大事なことだと思います。

私、今の新庁舎の、これから建つ新庁舎の位置とかを見て、何回かあの山の辺りをずっと歩いていくんですけども。非常にまだいろんな所で、黒潮町の中には開拓していけば、いろんな形で使える所っていうのはまだまだあるんじゃないかなというふうに思ったりもしています。

これからの居住地ですので、いろいろな面で検討は進めていく。まあ予算的なもんもそうですけれど、立地の問題とか、いろいろなものがこの政策が入っていくと変わっていくんじゃないかなと思うんですけども。

しばらく時間はかかるというふうなお答えでしたけれども、町長のお考えの中にあるその住宅政策というのは、これからの黒潮町が、まあ町をつくっていくにはどうしても人が減るということは町が消滅していくということでございますので、そのことに対する住宅政策と、その人口増に対するリンクした考え方という

のと、それから宅地開発、住宅建設という部分について、もう少しお話いただいてもよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。まだ全体が整理できているわけではございませんけれども、基本的にこの賃貸の住宅について、自分たちがどうとらえているのかを少しだけ申し上げます。

昨年、高松で国土交通省の都市局と住宅局から審議会にお越しいただいて、意見交換をさせていただきました。現在1万1千人強の人口で、404戸の公営住宅を有しております。耐震化が取れていない所、それから浜の住宅ですね、いわゆる移転を想定しております。そういった所で政策空き家を造ってっておりますけれども、それにしても、ある一定のボリュームで公営住宅を抱えております。

人口が減っていくと、それに比例して、人口比でその公営住宅の比率がそのまま下がっていくかという、自分たちはそうはとらえておりません。

というのは、これまでは当たり前のようにある一定の年齢になりますと持ち家を建てられて、そこでお住まいになられるというのが、まあ一つのライフスタイルのトレンドだったのかなと思いますが。昨今のその地域経済の低迷であったりとか、現在の雇用状況。こういったことを考えますと、むしろ人口比に対しての持ち家率は低下していくと思います。

従いまして、404戸の数がずうっといるかというところということにはならないと思いますが、人口が半減するので住宅も半減でよろしいと。こういったことにはならないと思っております。そう考えますと、現在のストック、これを適切に管理しながら新たな住宅を造るというのは、何ら矛盾があるところではなくて、理論的整合性は取れているのかなと思っております。

宅地開発ですけれども、大規模の宅地開発を行う余力が当町にあるのかというのが一つです。実は、新年度で始める住宅の勉強会は、住宅をどう建設するかということなんですけれども。昨年度は、UR といひまして、都市圏の近郊でそういった大規模開発をやっている。あるいは、最近ですと被災地で復興を丸々PPP で受けてみたい、そういった所があるんですけれども。そういった所の進出が検討できないかという相談も直接 UR さんにさせていただいたこともございますが、どうしてもやっぱりリスクが高いということと民間事業者さんと一緒に、語弊を恐れずに言いますと、住宅、それから宅地のマーケットとして魅力がないと。こういったことでございます。

そこまで言い切られるともう、恐らく進出は見込めないと思っておりますので、通常のスキームでじゃあ住宅整備をやるかという、大規模な住宅整備を行う余力をいつの時点で黒潮町が有することができるのかというのは、かなり慎重に判断をしていかなければなりません。

少なくとも、通常でいきますと、平成28年度から交付税の一本暫定で5カ年の激変緩和措置期間がございまして、ここで減ると想定されていた7割を国は総額として確保するということになっておりますけれども、順次メニューが出てまいります。その最終メニューが平成30年ということになっておりますので、自分たちの町が頂ける交付税の確定、ある一定中期見通しができる確定というのは、平成31年度にならざるを得ないと思っております。

大規模開発ということになりますと、まずその入の判断をさせていただいた後にということにならざるを得ないのかなと思っております。それまでにさまざまな判断材料の整理はしていきますけれども、それまでに着手ということにはなかなかならないと思っております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

縷々 (るる) こう、将来的な宅地の計画、それから住宅計画を進められる思いがあるということで、今お伺いしました。

それと併せまして、じゃあ先にカッコの2の移住者Uターン対策への対応はどのようにということをお伺いをしてから、もう一度ご質問したいと思います。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは、坂本議員の一般質問、人口減少克服対策に対するご質問のカッコ2、移住者、Uターン者への対応はどのように対応するのか、というご質問にお答え致します。

一定ハード整備についてはカッコ1の方で整理されたかと思しますので、カッコ2ではソフト面のことについてお答えをしたいと思います。

移住者には、Uターン、Iターン及びJターンとかいろんなパターンがございますが、総じて、移住されてこられる方々のその思いや心情というのは、我々、地方に長く住んでいる者には計り知れないものが多くあるかと思えます。

考えてみれば、移住は単なる旅行ではなくて、都市部から地方へ移住ともなれば、これまでの生活環境が極端に変わる場所で新しい生活を始めることとなりますので、期待と不安が相互しながら戸惑いも多くあるのではないかと思います。それでも一大決心されて移り住んで来られることに対して、少子高齢化の進展で人口減少の著しい黒潮町にとっては、人口の社会増につながり地域コミュニティーの存続の面からも大変ありがたいことですので、感謝の念に耐えないところでございます。

一方、移住者の方々には、移住された方でしか分からない悩みやそれなりの感激もあろうかと思いますし、実際に生活を始めてみますと、生活習慣の違いに驚かれることもたくさんあろうかと思います。

地方に住む私たちには当たり前のことでも、都市部に住まわれていた方々にはそうでないこともあって、場合によってはトラブルへと発展していくことも懸念されます。

こうした生活習慣の違いへの対応については、移住者同士で情報交換される交流会の開催なども必要ではないかと考えてございます。

ご質問は、どのような対応をされるのかということでございますけれども、黒潮町総合戦略の基本目標の2、新しい人の流れをつくる。でも、移住者へのサポートについては、種々の具体的な事業を記述していますので、実施期間の中で具現化を図っていきたいと考えてございます。

私どもの望みとしては、移住されて来られた方々ができるだけ早く地域になじみ、そして長く住んでいただけるような環境を整え、時にはお力添えもいただきながら、共に生活をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

今、移住者、Uターン者の対応にということで、ソフト面ということでご答弁をいただきました。

この方たちが、地域に来て、生活をするに当たっての居住ということについては、先ほど町長がおっしゃった1番でお答えになったような、将来的に、少し先にはなるかもしれないけれども、そういった具体的な政策

を持ってUターン者、それからIターンで来る方、そして黒潮町に移住をされようとしている方に対しては、対応していくということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

住宅政策での移住者への対応は、おおむね1番のときに答弁させていただいたとおりですが、直近で必ずハードルに当たります。大体90人の転出消化ということになっておりまして、これを2020年までには均衡を取るという計画にしております。

で、移住されてこられる方の世帯構造を分析してみますと、大体平均2人ということになっておりますので、2人世帯の45組の方が移住していただければ、順次そこまで上げていけば、転出転入の均衡が取れるという計画にしております。そうなりますと、毎年数十戸単位で住宅が必要になってくるという計画になっておりまして、それを空き家だけで対応しようとすると、多分2、3年のうちにかなり大きなハードルにぶつかることが想定されます。

従いまして、その先をどう住宅政策を展開していくのかというのは、今から詰めておかないともう間に合わない。計画ではこうなっているんだけど、全然政策が追いついてないということになりかねませんので、来年度から少しスピードを上げて、その検討はさせていただきたいと思いますが、直近の対応はそういう空き家を対応した対応をさせていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

やっぱり、移住者という位置付けなんですけれども、その移住をするという方というのは、例えば黒潮町から、それをUターン者とよく表現するんですけれども、地域基本台帳に載っていない転出証明を取って、また黒潮町に戻ってこられるという方については、もう移住者という位置付けなのかなというふうに私思っているんですけれども。その中には、そのIターンの方のもあればUターンの方もある。それから、地域の中に財産をお持ちである親御さんの所にお帰りになる方もある。それから全く財産を持たずにこの地域に、町長が今おっしゃったその90人の割り振りの中にはですね、いろいろな方々があるんじゃないかなと思うんです。それで、そういう対象の方を具体的に分けていくとですね、かなり地元から出ていって、また成人してお帰りになる。そういうふうな方々というのも、かなりの移住者としてのカウントの中には入ってくるんじゃないかなと思っているんです。

ですから、単純に移住者というだけの割り振りではなくて、やはり地域でお生まれになって、また出ていかれて、Uターンとして帰ってくる方の割合。それから、新たにまた新天地を求めてですね、この黒潮町に来ていただけるような方とかいう方を本当に細かく分類していくと、本当に結構黒潮町の転入者、それから移住を希望して入ってこられる方というのは多いと思ってるんです。逆に90人という数字というのは、そんなに本当に難しい数字ではないなというふうに私も思っているんです。

で、最近この各集落で聞いていきますとね、空き家はあんまりないんだよっていうね、声が返ってくるんです。以前、私たちすごく空き家が多いんじゃないかなと思っていたんですけども。まあ地域の方の思いというのは、貸せる空き家がないということなのか、全くその空いている家がないかということで、ちょっと微妙なそこらへんが違いはあるかなとは思っているんですけども。

そこを、その地域づくりの中でどういうふうに、その入ってきた人たちがその地域の中に入っていかって

いう分布を考えていくとですね、各集落に1年にお一人ずつでも、一組ずつでも増えていくということを考えていくと、その移住者を増やしていくということは、そんなにハードルが高い数字ではないんだろうなと思っているんです。

ですから、各集落の中できちっと詰めていくと、ここはきちっと集落として貸せるお家がある。ということは、その集落で何人の増が望めるというということが各集落ごとに目標人数っていうのが出せてくれるんじゃないかなと思うんですけど。

そういうことについての議論というのはなさってはいないのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。

集落維持の観点からも、今議員からおっしゃっていただいた、そういった移住形態が町にとっても望ましいというのは、言うまでもないところです。

また、空き家を確保する地域を全地域に広げることで、その確保も容易に、恐らく比較相対的に容易になると。そういうことも想定されます。

ただ、どうしても移住されるのは移住者の方でして、ここへお住まいくださいというご紹介はできても、その選択をされる、その選択のコントロールまではちょっと難しいのかなと思ってます。

地域によってはですね、少し突出した地域もございまして、かなりの割合で移住者の方がおられる地域もございまして。例えば、そういった地域がどういう特性があってそういうことになっているのかというのを、もう少し掘り下げる必要もあるのかなと思ってます。

そういった町内の先進事例を少し分析させていただいて、かつ、一番大事なのは実際に移住された方のご意見をお伺いするということだと思っておりますけれども、それから積み上げをやっていきたいと思っております。ただ、空き家確保は行政、それから今、建労の皆さんに大変お世話になってるところですけれども、どうしても、なかなかこう思ったほどの確保ができません。

従いまして、できればこの場をお借りしまして、議会の皆さん、それから住民の皆さまにも、空き家提供のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

本当にその空き家というのは、人が住まなくなると本当に早く傷みがきます。人が入ってくると、どんどんどんどんその部屋の空気が変わって、その気の流れも変わってきて、今までさび付いていたような所が新たに変わってくるというようなもので、本当に人が住んでこそ初めて家というのは生かされるんだっていうのをすごく思うんですね。

その一つの例として、私、今馬荷小学校で、あったかふれあいセンターの方へ行かしていただいておりますけれども、今までは子どもさんがいて、放課後子ども教室で子どもさんが、放課後いらっしゃったので、少しやぱりにぎやかな学校の雰囲気がかう出てきていました。で、その上に高齢者の方々がたくさん集まってくださって、日に30人ぐらいお集まりになりますので、またその方が笑ったり動いたりすることで、本当に今まで、子どもさんたちだけだったときよりも、その人が入れば入るほど、その空気というのはすごくさわやかになってきますし、生き生きしてきます。

それで、今ある空き家っていうのも、そのまま置いておくとほんとに集落の中の空気のよどみみたいなものがやっぱり出てきてしまって、ほんとに寂しい状態が続いていくと思うんですね。

それで、そういう所を今貸し出しをしてくださって、理解もだんだん増えてきて、黒潮町のホームページを見ますと、随分貸してもいいよというおうちというのが増えてきていると思います。

今、最初のころから言うと、どんどんどんどん新しい物件というのが出てきていまして、行政の方も空き家対策に携わる人をつくってくださってますので、その人たちがほんとに細かく、その空き家の状況を見ていただいて、貸していただけるような交渉から、それから条件等の整備もしていただいて、ほんとに日々増えてきています。見るたびに空き家の所のページにニューという赤い文字が入っていて、ああ、この方も貸していただけるようになったんだなというふうな形で、いつも見させていただいてるんですけども。

こうして、貸し出した空き家に入らせていただければ生活をしていくと、やっぱり生活するに当たって不自由な面っていうのやっぱり出てくるんですよ。初め入ったときには、これでもいいかなと思ってやっぱり入って、家賃も安いし、直すんだったら自分でやってもいいですよとかいうような形ですね、条件的にも非常に使いやすいというような形に入ってこられる方もかなりあると思うんですが。それやっぱり使っているとやっぱり傷みが、見えなかった傷みが見えてきたりして、これからずうっとここをお借りして住んでいくに当たってはもう少し手を入れたいな、というようなことも出てくると思うんです。そうしたこの対応っていうのも、空き家を貸していく中ではですね、考えていかなきゃいけないことじゃないかなと思います。

先日、私たちが議員の研修で九州の方に行かさせていただいたんですけど、その中の住宅対策として、こちらの地域に入ってきた方にはこのくらいの補助金をお出ししますととかですね。まあ、その財源はちょっといろいろあると思うんですけども。それから、その直すときにはこれくらい補助金が出ますよとかですね。そんな対策まで取っているところがある所がだんだん出てきています。

それで、先ほど言ったみたいに、いろんな条件の方があるんですけども、やっぱり貸す方にもある程度準備をしておかなければいけないことがこれからも出てくるのではないかと思います。そういう点では、国の方でも空き家対策が本格的になってきましたので、さまざまな補助事業があると思うんですが、そういう事業を取り入れて、やはり空き家として、空き家を住居として提供する場合の行政的な支援というのをこれからは考えていくということはないのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

現在ですね、改修に向けた、いわゆる所有者の方って言うんですかね。所有者の方への実費の補助制度はございます。ただ、今おっしゃっていただいたように、この所有者の方、いわゆる空き家の貸し手の方へのもう少しインセンティブが打てれば、もっとこう空き家の確保が容易になるというようなことがあるようでしたら、少し検討をする余地は残っていると思います。

まだ残念ながら、ここを深く議論ができておりませんので、実際にお貸しいただける方とか、あるいはハードルがあって、迷っているんだけどもなかなかお貸しいただけるところまでのご判断をいただけてない方等々に少しお伺いをさしていただきながら、少し政策的に詰めさしていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ぜひ、その具体的な支援策というのを進めていただきたいと思います。せっかく勇気を、お試し住宅ということでですね、1年間、鞭にありますけれども、1年間そこに住まわれて、自分が住みたい物件を探して、新たな居住場所として選択されて行かれる方もありますし、また、地域の方のご紹介で、自分でもお家を建てて住まわれるという方もあります。そういう方については、やはりそれなりの資本力もおありということなので、ある程度その心配はないところではありますけれども。

特にこの若い方がですね、これから地域の中で子育てをして、それから生活をしていこうと思ったときには、Iターンの方であれUターンの方であれ、移住をしてくる方の中には、やはり財政力というのが以前のようにはなかなかないというのが大方ではないかと思います。

最初のころお話ししたようにですね、本町は非常に自然も豊かで、人間的にもすてきな人たちに出会える場所なので魅力は大変あるなということなんですが、残念ながら、子育てをしながらここで生活をしていくに当たっては、大きな収入を得られるような仕事にはなかなか結びつかないという現実がある。そうなったときに、でもやはり私たちの黒潮町はですね、若い方に来てもらって、やっぱりこの町を元気にしてもらいたいという思いがある。そのためにはやっぱり、こういうふうに町はお金も出していくんですよってというような住宅対策であったりとか、いうものが必要になってくると思うんですね。

ぜひこれから、まあいろんな所で、いろんな事業がどんどんどんどん出てきています。今日もお話があったみたいに、何かふるさと納税はもう早いもん勝ちだみたいな感じに、どんどんどんどん収入は上がっている所もありますが、こういう住宅政策とか、それから移住者の問題なんかも、ある程度魅力のある所にどんどんどんどん人が行くというような現状もやっぱりあります。そういう点からいくと、やはり魅力の発信という、情報発信というのは大変大事なことになると思います。

で、ぜひよろしくお願ひしたいということで、2番を終わらしていただきたいと思います。

それでは、この3点目に移りたいんですけども。この宮川奨学資金の返済免除についてという3点を出してありますが、これも結局はですね、上の2番に起因するところなんです。

というのは、今お話ししましたように、地域の中で生活をしようとしたときに、やはり所得というものが本当にその、今、若い方の所得というのはほんとに伸び悩んでいます。高度成長期るときであれば、頑張れば頑張っただけ手取りが増えて、それでどんどんどんどん所得も上がって行って、生活も豊かになって、経済の発展とともに福祉政策も充実してきたというような時代もありましたけれども、今はですね、一生懸命頑張っても、なかなか賃金がどんどん増えていくというようなものではなくなってきました。

で、この中でですね、私たちが、これからの将来を担ってくれる子どもたちをどう育てていくかということなんですけれども、どう育てていくかというその若い方がですね、育てていけるのかしらというような、やはり不安の中で子育てをしていかなければならない。

今、学校、高校とか大学とかが学校を終わって、それからまた、先ほどありましたようにUターンでこちらの方に帰ってきた子どもさんがいたとしても、その人が子どもを育てていく環境として、十分な所得を持って学習にこのお金を出すことができるかという、大変厳しい状況です。

この質問については、前回宮地議員もおっしゃってました、給付型の奨学金をつくってあげることで、ある程度、少しでも支援をしたいという思いと私も一緒です。せめてですね、この宮川奨学資金というのは、黒潮町の子どもたちが勉強をする、進学をしたいというときに、少しでも地域が支援ができるようにはならないかということで始まっている奨学金だと思います。

それで、先ほども言ったみたいに、どんどんどんどん働けば働けば所得が増えてきて、頑張れば頑張るだけ、どんどんどんどん豊かな生活ができるといったような時代にですね、できた奨学金でもあるんですね。

ですが、だんだんだんだん今はですね、ここの、私たちの黒潮町の子どもたちだけじゃなくてももう全国的にそうなんですけれども、奨学金を借りてもほんとに返せない。その奨学金のために働かなきゃいけないというような現実が、いろんな所で出てきていますし。

それから、せっかく学習をしても、それがなかなか生かせないという現実もあります。だから本当に、今どういうふうな若い人たちをこの地域に呼び戻せるかということについて考えたら、先ほどのUターン移住者の問題のようにですね、地域がやっぱり必要なんだよ。この必要なあなたたちを帰ってもらうためには、こういうことをやっぱり私たちは、皆さんのために考えてるんだよってというようなことが、先ほどの住宅の政策だとか、IターンだとかUターンの方々を地元へ根付いていただくためにはですね、いろいろな政策アピールが、私は要ると思うんです。その一つとして、この宮川奨学資金の返済免除ということについても、お考えいただいたらどうなのかなということ、ここに用意させていただいたこととさせていただきます。

宮川奨学資金は、もう皆さんご承知のとおり、高校生が2万円、大学生が3万円を月額という形で出しているだけで、それが3年であれば、その倍の期間で返済をしたらいいというものでしたね。

で、今年はそんなにたくさん申し込みがなかったということでした。高校生が、28年度予算では、5件の120万円。大学が15件の540万円。実際には、どうも高校の方のご希望の方が6人と、大学が9人ぐらいになりそうだというようなお返事をいただいております。

こういうふうな状況の中なんですけれども、やはり、この方たちがやっぱり支援を受けて、勉強をして、それから償還に臨んだときに、これ結構、私計算、ちょっと見てみたんですけども。高校の3年間やって、大学の4年間行くとかなりダブったりする時期もあったりして。高校が終わったら、その翌年から償還が始まってきますよね。そして、大学と一緒にいくとなると、大学でその資金をもらいながら返済も始まってくるといけないかなと思うんですが。このあたりの償還の仕方ですけども、そのあたりのご説明をちょっといただきたいのと。

それから、ほんとにせめてですね、地域に帰って子育てをしてくれたりとか、それから働いてくれる方々についてはですね、よく帰ってきてくれたね。今からこの町で頑張って地域の柱となって頑張ってくださいね、というような意味でですね、宮川奨学資金の返済免除とかいうことは考えられないのかなと思って、ご質問させていただきます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは坂本議員の、宮川奨学資金の返済免除についてのご質問に答弁をさせていただきます。

宮川奨学資金の目的につきましては、議員もご承知と思います。教育の機会均等と、青少年の育成でございます。具体的には、就学の志があるにもかかわらず、経済的な理由により就学入学が困難と認められる者とされておりまして。

多くの学生がこの宮川奨学資金を利用し、自身の将来の希望を、夢を、実現させるべく勉学に励んでまいりました。

ご質問の内容につきましては、この宮川奨学資金を人口減少対策も兼ねて、条件付きの給付型の奨学資金とできないかというものでございます。

しかしながら、人口減少対策としては次の理由により困難であるというふうに考えております。

まず1点目としまして、地元へ在住することを条件として償還を免除される。まあそういった奨学資金とすること自体、この奨学資金の目的からやや反しているというふうに思っております。

この奨学資金につきましては、寄付金を原資として貸与、返済を繰り返しながら、その資金により運用を図り、多くの奨学生が勉学のために利用をしてきました。冒頭説明しました主旨にも反することとなります。

2点目でございます。さらに、その貸与額でございます。高校生が3年間で72万円、大学生が4年間で144万円となります。このような多額の金額を、地元へ在住をするということで償還を免除とした場合に、この奨学資金を利用せずに地元に残っている人や、あるいは利用をせずに県外に出、町外に出て、その後で帰ってきた人。こういった方との違いをどう説明するのかといったことも大きな問題となってまいります。

議員がおっしゃられますように地元に住居をすること。こういったことを条件とするのなら、この宮川奨学資金を活用するのではなく、例えば地元定住奨励金。こういった、形、その目的に応じた別の制度を設けて対応すべきであろうというふうに考えているところでございます。

また、先ほど返済についてのご質問もございました。高校生で借りて、併せて大学生でも借りるということになった場合は、大学へ通っている場合については、償還の免除になります。大学を卒業した時点で1年猶予を置き、その後、償還が始まるということとなりますので、償還については重複をするということはありません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ちょっともう一度教えてもらいたいですけれども、今の返済のやり方なんですけど。ちょっと私の誤解があったみたいで。

高校で3年間借りて、大学に4年間行きました。償還の仕方は、大学が終わって1年猶予期間があって、その翌年から始まるということですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

そういうことでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

そうなりますと、高校の3年間で72万円の奨学金を借りましたと。これ、借りるので72万円借りました。そして、4年間の大学のときに144万円を借りました。ちょっと私、暗算苦手なので計算しませんけど。その後をですね、大学が終わった後、償還が始まりますね。1年置いて2年目から始まりますということになりましたら、その合計金額を償還期限でお返しになるわけですかね。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

償還につきましては、倍の年数で償還をするということになっております。従いまして、高校の分を6年間で、大学の分を8年間で償還をしていくということで、合計14年間の償還ということになります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

よいよ算数をやってみたいで、大変申し訳ないがですけど。

最初の6年間は月額1万円の返済。それから後の8年間について、1万5,000円の月額の返済が始まるというふうなことでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

そういうことでございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

最初のお話のときに、その地域に住まわれる方とのその平等というお話が出ました。もともと奨学金というのは、勉学に、学習をしようと思っても、なかなか家庭的な、財政的な条件があって、なかなかその、それぞれ自分だけの力では学校に通うことができないというのが前提です。そういう方々に対して奨学金を出すということなので、そのことについては、まあできる方は、奨学金なくてもいいわけですよ。で、借りた人だけが免除になるというのは不公平だという考え方ですよ。本来やったら、まあいろんな今までの積み立ててきたその寄付金によって原資がつけられているのですから、その原資を使って勉強に励まれた。それは無利子で借りているものですので、ですからそれは当然返して、次の人たちのための原資として積み上げていただくというのが、今までの私も奨学金だったと思うんで、私はこれは素晴らしい制度だと思っているんです。

いろいろな奨学金の制度には、返済をしなくてもいい奨学金というのは、かなりいろんな形でございますよね。中には、市町村が持っているその給付型の奨学金なんかもありますし、それから各学校が出している奨学金なんかもございます。それはやはりある程度みんながみんなではありませんし、ある特定の優秀な方が受けられる奨学金というのが非常に多くて。そういう面で言うと、この黒潮町の奨学金制度というのは非常に開かれた奨学金制度ではないかなと思っています。

で、その方たちに出してきた奨学金ですので、もちろんそら、返済するというのが大条件だと私も思います。でも、何らかの理由で、やはり返済が非常に難しいというような状況が発生したときには、頭から、借りた人がみんな返さなくてもいいわというのではなくて、やはりそういう現状になったときに、やはりその奨学金の免除というのは、条例の中でも、教育長が認めた場合は返済免除と、それから返済期間の延長をすることができるという部分がございますよね。そういうふうに柔軟性があってもいいのではないかなというふうに思います。

それと、特に皆さんに均等に奨学金を受けた方は、皆さん自分の将来に向かって一生懸命頑張るために奨学金を受けて勉強をするわけです。そういう方々が、外に出られて、ご活躍になって、地域の方にふるさと納税をすとかいうような力をつけて、ふるさと納税をしていただくことも、それは素晴らしいことだと思います。

ですけど、私たちの地域は何を必要かとする、やはり地域で地域を支えていただく人材というのを、今一生懸命、今日の話の最初からずっと地域の人材をどうやって確保していくか、どう育てていくかということについてお話しをさしていただいているんですけど、その一貫として、この奨学金の免除、それからまた期限の延長とかいうようなことをしていくことによって、その地域に帰ってきたときに、今までよく頑張ってきてく

れたね。これからはまた地域のことを頼むね、というような形です、やっていったらいいんじゃないかなというふうに、私は思っていたんですけど。今、教育長の方からは、定住奨励金制度を。

続けます。(議長から「どうぞ」との発言あり)

そして、したらいいなと思ったんですけど、まあ今、教育長の方から定住奨励金を。宮川奨学資金を返済するのでなくて、定住奨励金を出したらどうかという、何かご提案のようなものがあつたんですけど。

それは具体的に考えておられることなんでしょうか。

議長(矢野昭三君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

お答えを致します。

この宮川奨学資金、いわゆる奨学資金にはですね、いろんな給付型の奨学資金もございます。例えば、まあ看護師や、理学療法士。そういった方に対するもの。あるいはまあ、大学であれば、成績優秀者に対する特待生。そういった制度。あるいは企業なんかまあ設けております。

そういった給付型の奨学金というのはある一定の決められた目的というか、そういうものがございます。

まあ、議員提案の内容はですね、あくまでも地元に戻ってきて在住するというところでございます。そういった理由になりますと、この奨学資金制度はですね、ふさわしくないと。この制度自体にはふさわしくないというふうに考えるわけです。

一例ですけれども、そういったことを条件とするのであれば、まあ広く、帰ってきた人を対象にできるような地元定住奨励金のようなものが該当するのではないですかという、一例を申し上げたわけでございます。

以上です。

議長(矢野昭三君)

坂本君。

1 番(坂本あや君)

教育委員会としてのことではなくって、黒潮町全体で、そういうお帰りになった人たち、要はUターン者ということですよ。Uターン者の方々に対して、そういう定住奨励金というのを構えたらどうかというご提案みたいなことが出たんですけど、町長どうなんでしょう。

議長(矢野昭三君)

一般質問の途中ではございますが、黙とうを捧げるため、暫時休憩します。

休 憩 14時 45分

再 開 14時 47分

議長(矢野昭三君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長(大西勝也君)

それではお答えさせていただきます。

教育長からもありましたように、一例としてお示しをいただいたということであると思っております。

町長部局の方で、定住奨励金を実施するというような決断をしておりますし、また議論もした経過もございませんので、そこらへんはちょっとご理解いただければと思います。

特に現金給付の場合は相当慎重に判断をしなければ、納税者の方々への説明責任もありますし。そういった

ことを加味しますと、かなりハードルは高いのかなという実感は持っております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私もほんとに教育長がおっしゃったみたいにね、教育の均等ということとか、それからやっぱり地域の人たちに不公平感がないような形での取り扱いというのは、とっても大事だと思うんです。

で、今回一例として、この宮川奨学資金を返済免除、または、その期間延長なども考えてみたらどうかかなというふうに思ったのは、やはり地域地域がですね、それぞれのまちづくりの考え方に基づいてですね、いろんな対応を考えていくべきじゃないかなというふうなことの一例として、お受け取りいただいてもいいかなと思います。

まあ、私は宮川奨学資金のことについて今ご質問させていただきましたけど、この先まだ厳しいご質問が用意されているようですので、また執行部の皆さんにはお考えいただかなければいけないことがあろうかと思えますけれども。やはりそうして、各地域の教育は各地域の教育の個性として、さまざまな形をやっぱり出していく。打ち出していくということというのは大事だと思うんです。

宮川奨学資金の制度ができたときの奨学金の制度はそれで良かったかもしれません。まあこれからどういうふうな地域の生活の環境になる、状況になるかも分からない中で、やはり一番守られていかなければいけないのは子どもたちの教育だと思います。そして、その教育を受けた子どもたちが、大人になってまたこの地域を担っていく。そのために、やはり私たちの町としてそうした若者をやっぱり支援していく。その政策として何か支援策を考えていく。教育関係ではやはりその教育で、今までよく頑張ってきたね。じゃあこのことについてはやっぱり、これは地域に帰ってきたんだしたら、原資も考えないといけませんので。私も原資はどうしたらいいのかなというふうに考えましたけれども。

もしその子どもたちが帰ってこなければ、国調でのカウントにも挙がりませんし、それから人口も増えませんが、そうした形で増やしていただければいいんですけど、今までよく勉強してきたね。よく帰って来たね。頑張ったねという形で、教育の方からはこういうふうに免除をしましょうとか。

看護婦（師）さんとかね、さっきお話がありました、先生とかになられたら、何年間かはこの地域に貢献してくださいねと。そうしたときには、その分についての奨学金というのは免除しますよというような制度もやっぱり教育の資金の中にはございます。そういうふうなことも勘案して、これからの奨学金の制度というのは見直しをしていく必要もあろうかと思えます。

それと、先ほど町長は、まだ奨励金の制度についてはお考えになっていないということでしたけれども。まあ現金の支給だけが奨励ということではないと思います。先ほどお話しいただきましたように、I ターンであるとか、U ターンであるとか、それからこの地域によその地域から移られた方。地域の外に出て住居を構えて黒潮町でお仕事をしている方。それぞれの方々が、いろいろな形でまたこの町に住まわれるような、そういう取り組みについて支援をできるような形を、やっぱり町として考えていくということは、とても私大事なことだと思います。

それで、その奨学金のときにも町長は、前回の宮地議員のご答弁のときに、これからの教育のその制度として、皆さんの協議の場に挙げていくというようなこともご答弁しておられました。それが今言う、その奨学金だけではなくて、この定住奨励金というような形の、定住奨励のまあお金にするのか、政策の中の免除にするのか、いろんな形があると思うんですが。そういうことをやっぱり考えて準備しておく。

そして、私はね、どうして今日これを出したかという、心にずっと思っている、それを何らかの形にし

てやっぱり示していかないと、なかなかその地域の思いというのも伝わらないんじゃないかなと思うんです。自分が考えている状況だけではほんとに伝わらないので、何らかのアクションというものをやっぱり、教育の部門だったら教育の部分、福祉の部分だったら福祉の部分。それから、観光の部門だったら観光の部門ですね、いろんな取り組みを少しずつやっぱり出して行って、早く帰ってきてねとか、たくさん来てねとか。そういうことを、やっていただいているとは思いますが、地方創生というのは、地域の競争力が問われるような部分も非常にあります。遅れることがないような取り組みというのも非常にこれから大事だと思っています。

それで、町長に最後にお伺いしたいんですけれども。町長は最初、地域の経済という、地域の方々をほんとに大事にしていくことが黒潮町のまちづくりを守っていくことだとおっしゃっていました。やはり地域に住んでいる子どもたちが、やはりここで勉強して、それから地域から出て行って、またこの地域に帰ってきていただくということについて、どのようにお考えになってるかということをお伺いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。先ほど、移住のあたりでも少し触れましたので、重複する部分があるかと思いますが。

例えば、15歳から24歳の最も転出超過の高いところ。この世代が、高度の学習環境を求められたり、あるいは自分の将来を求めて、例えば都市部の、田舎にないような職を求めて転出されると。こういったことであれば、むしろ自分たちは積極的に応援をすべきだと思っています。

ただし、自分たちが一番悔しい思いといいますか、申し訳ない思いをするのは、黒潮町が好きで、黒潮町にいたいんだけど、いられる環境が整っていないと。何らかの環境が整っていないと。こういうことで町外に出ざるを得ない、この15歳から24歳の転出超過世代。この方たちに対してはほんとに、まあすべて行政で解決できるわけではございませんけれども、大変申し訳ないと思います。なので、まずそこをきちっと押さえること。

それから、帰ってきていただける方には、ざっくり本音を申しまして大変うれしいですし、また、非常に頼もしいです。

今の若い世代の方と少しお話をさせていただくと、恐らく自分たちの世代よりもかなり郷土愛が強い世代なのかと思っています。あんまり社会とか郷土に関心がないのかと変な既成概念持ってましたけれども、決してそうではなくて、自分たちが若いころに持ち得てなかったようなお考え。例えば、町のためになりたいとかですね、地域のために何かをしたいとかいうことが、非常に若年層、若いときからお持ちの方がたくさんおられます。なので、あまり黒潮町の将来を悲観する必要もないのかなとも思ってます。

できるだけ、先ほど申し上げました、例えば黒潮町にいたくてもいられない環境をできるだけ排除する。

それから、いったんは外に出られたんだけど、外でお暮らしになりながら黒潮町に帰りたいんだけど、帰ってくる環境が整っていない。こういった環境をしっかりと整備していく。これについては全力でやっ
てまいります。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、午後3時10分まで休憩します。

休 憩 14時 55分

再 開 15時 10分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは私の質問に入らせていただきます。

1 問目、避難タワーの建設についてを問いますが、その前に一言、言っときたいことがありますので伝えま
す。この質問を致しますけれど、これは付近の住民の方たちが避難タワー建設に反対をされているものでは
ないことと、この質問がタワー建設に対して反対での質問でないことを皆さんにご了承お願い致します。特に住
民の方々が反対でやるものではありませんので、そのところは十分に考えての答弁をお願いを致します。

これ早咲部落、はつきり新聞の避難タワーの件につきましては、今年1月19日の高知新聞に掲載されていた
ので皆さま方ご存じのことだと思います。

一番の問題は、新聞にも書かれておりましたが、行政が避難タワー建設場所付近で日常生活をされている
方々に対して、事前説明を一度も行わずに建設をなぜなせたかについてをまず、町としてこのようなことにな
ったことの原因の質問になろうかと思えますけど、そのことをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問、津波タワーの建設について、まずは1点目の、早咲津波避難タワー付近で生活
をしている方たちへ事前説明をせずに建設をしたのかというご質問にお答えしたいと思います。

本議会の行政報告で町長が報告致しましたとおり、早咲地区津波避難タワーの建設に当たりまして、住民へ
の説明につきましては、3回のワークショップを開くなどしてきましたが、参加者は町内の役員に限られてお
り、隣接地の住民の方々の出席はなく、その他の機会での個別の説明はできていませんでした。すべて、説明
が十分できてなかったということに尽きます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今のように、それは町長の方からの説明を受けました。3回のワークショップを地域で開いたと。だけど残
念なことに、その中は役員さんのみであったということでの説明を受けております。

行政として住民参加の形でやってきておることですので、やはりその建つ地域の方々の場所も一定限分かっ
てきたところで、どうして一声その近所に声を掛けて、この建設が固まるまでに声を掛けられなかったか。ただ
今みたいに漏れておりましたでは、やはり住民の方々は納得しないと思いますし、また住民の方の話によれば、
これはそういうことは言っていないというかもしれませんけど、こういう話を聞いております。どうせ恐らく電話
でお話しをしたか、直接面談での話か知りませんが、役場の方からは、行政は国の事業なので付近の承諾が
なくても建設は可能と言い切られたと。これは、言うた言わんという問題になってくると思います。けど言わ

れた側の住民にとっては、これってものすごく強烈な言葉と思います。で、私こういうことにあまり詳しくはありませんけど、私の考えとしては、国とはいえども建設予定地付近の関係者の方々に何も説明もせずに工事に着工するという事はないと考えております。これがまた別件では法的に違反はしていないというような、それはあくまでも日照権の問題やと思います。この日照権という問題は思った以上に、住民が思うよりもものすごく規律が軽いと言うたらおかしいですけど、一定限の年間一番短い日の何時から何時の間、屋根の上に何時間日が当たったら日照権は侵害したといわれたいというように、法的にももう裁判なんかでも立証されてそういう判決出ておりますので、それは良いとしましても、やはりこういう言葉というのは悩んでる方に投げ掛ける言葉ではないと思います。

ほんで再度お聞き致しますけど、本当に国が率先している事業、これはあくまでも国ではないです。国の予算でやってる事業です。やったのは町です。確かに国の補助金であり、国のお金でやっておりますけど、事業主体は町のはずです。にもかかわらずよね、国の事業と。これはまあ、あくまでも国の事業といえば国からのそういう予算がついてきちょうがですので国の事業とは言えますでしょう。けど、本当に国がやる事業で隣の所に大きいもん建てちゃろか道を造ろうが騒音があろうが、何も説明しなくても本当にそのような建設が可能なんですか。これは言われた側の話であって、言った側がそういう発言をしましたかしませんか。恐らく覚えがないと言われるかもしれませんが、そういう言葉を聞いた方は忘れるわけはございません。それに住民の方はすべて録音を録ってるわけではございませんので、まずそういう言うた言わんの問題になってきますのでそこはさて置き、本当にこのように国がやる事業であれば、本当に説明が要らずに工事が着手できるものか。そのことについてを、町の方が持ってる考え方をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では森議員の再質問にお答えしたいと思います。

この件につきまして、先ほど申しましたように地域での説明会、早咲地域全体での説明会としては3回やっておりますけれど、ところがタワーが建つ周辺の、本当に生活の影響する方に対して、本来きっちり近くの方に説明すべきところだと思います。ところがそれができずに、今回このように至ったというふうなところについては、もう何回も繰り返して十分ではなかったと申し上げておりますけれど、もうそれに尽きることだと思っております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今のはちょっと答弁漏れだと思いますけど。

私がそれと併せて、本当に国がやる事業なれば、そういうところに何の説明なくても工事ができるように、言われたという可能というように言われたというように聞いておりますと。ここの部分は言った聞いたの違いになって水掛け論になりますからこのことはさて置き、そういうように国のする事業だったら町の知る限りでそういうように説明がなくてもできますか、できませんかということをお伺いしたつもりですけど。そのところが抜けておりましたが、町の把握する範囲で国がやる事業なれば、その隣の住民に相談うか説明をひとつつもしなくても、工事がその土地が買収できたとかいう場合にはそのまま両隣には何も言わずに国の事業だったら、事業に着手できるかどうかについて再度。それができるかできんか、そのように言われたというんで、これは水掛け論、言うたというがじゃなくて、そういうように国としてはそういうことはできんで

すかということ。町と国だから違うと言うかもしれませんが、どこまでそういう話を把握しておるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では宮川議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

（森議員から「いや、私、宮川じゃないです。森です」との発言あり）

失礼しました。森議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

国の事業とかでこういうふうな地域の方に説明せずにやることあるかというふうなご質問でございますけれども、私、国の事業を直接やったこともないし、すべてのことを存じているわけではないですけど、恐らく国道をつけるときなんかですね、地域の方に丁寧なご説明をしてやったおることだろうと思っております。今回それが、私どもはしっかりしなければならぬところができてなかったと思っております。

それから、法律に違反していない、電話で言った言わないの問題ですけど、私の記憶の中では、例えばこの建築基準法の中では違反していないというようなことは言ってきたと思います。それが、ただ建築基準法に違反していないからそういうことをしていいかとはまた別問題で、やはりしっかりした配慮の中でやるべきだったと思っておりますけれど。申してみればですね、避難タワー造って喜ばれるんじゃないかという形の気持ちで、ちょっと自分でこう思い込んでおった、自分たちで思い込んでおったということがあったんじゃないかと思っております。

こういうようなことで、本来きちっと一軒一軒に対してですね、本当にしっかりと説明すべきところをできてなかったのは、これは非常に自分たちの仕事の仕方が不十分であったというふうに思っております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長が、自分たちの説明ができてなかったと。元来ならば、いうたら大事なものを造っているんだから、住民に喜んでいただけるというように、そういうおごりがったという。おごりといったら不都合があるけど、そういう気持ちがあったということでありましたし。さっきの住民の方による国の事業やったら要らんということもこれ電話で聞いちゃうと思うんですけど、これも言うた言わんの問題になりますのでここは置きます。

要は、完全に隣接する住民の方々にきちっと説明すべきところが行政の事業の中で落ちてたということですので、これはもう戻るもんでもないし、そういうふうな反省はしているということですが。

ちょっとこの問題と外れるけど、今度できる佐賀地域のときにはこれを教訓にしていると思っておりますから、きちっと周りの方々にも説明をされていると思っております。

そういうように、二度と同じ手順を踏まないようなことをやっているかないかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それではお答えしたいと思います。

現在、来年度ですね、28年度にかけて佐賀の津波避難タワーを最後のタワーとして建設をするわけですけど、今までに5回の地域の説明会をしてまいりました。本当言うたら、最初できないとこでスタートしましたので、それを入れると6回かもしれません。その中で、やはり早咲地区へのタワーの不十分な問題、もう発覚

しておりましたので、自分たちは気が付いたといったら大変遅い話ですけど、十分配慮しなければいけないということで。

説明会においでない方については家庭訪問しながら、一軒一軒しながら説明をしまいでしております。それから、住民の個別の問い合わせにもできるだけの説明をしまいできております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

ここでこれ以上質問私がしても、答弁としては返ってくるのは手落ちがあったということだと思いますので、次の2問目の方に、1の2の方に入らせていただきます。

後先になるような質問になるかもしれませんが、当初、早咲部落でのタワーの建設予定地の候補は何カ所かを予定されたと思いますが、それに伴いますが、平成27年1月14日に付近の住民の方と役場で協議をなされたときに、いろんなものが配布されております。それちょっとコピーいただいております。そういうものについては、恐らく弁護士が間に入っちゃったことなのか、ちょっとそのへんは私には分かりかねますが、そういうように住民の方に説明するときに渡した資料がここにあります。それとこの地図があります。ここでもらっております。コピーさせていただきましたが。

こういうものは当然、公的資料としてお渡しされたと思いますが、まず1点、そのことについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、まず森議員の津波避難タワーの質問の2点目の件でございます。通告書に基づいて、まずは説明させていただきたいと思います。

当初、早咲部落で建設予定候補地は何カ所かというご質問がありました。これは平成24年9月21日、これが第1回目の早咲の地区津波避難タワーのワークショップ、いわゆる説明会でございましたけれど、この時点で2カ所の候補地を示して検討を進めてまいりました。

それから資料についてはですね、代理人を通じて通知人の方からいろいろなご質問をいただきましたので、そのご質問に合わせて可能な資料を提供しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

代理人に通じて渡したということは、これは公的文書として渡したということでいいんですね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

町の資料として、町の会議の記録を抜粋して渡したりしております。それが公的資料、文書番号まで取った資料というふうにはなっていないかもしれませんが、あくまでも町が通知人の、代理人の方に整理して、まとめて渡した資料でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

代理人の方もこれやはり、自分は代理人じゃないんですけど弁護士ですので。そういうものは行った資料は一応公的に発行された資料というように見ていると思います。

ほんでひとつお尋ねしますのはこの地図ですけど、地図の上で3カ所、このとき住民が頂いたものについては3カ所、赤い丸で囲んでおります。ほいで避難タワーの建設としてありますのは、今現在の所よりももっと南側の所であります。ちょうど新しい国道ができる付近の所に赤い丸が点々であります。

ほいで、このあれが、まあ現在の位置とは違う位置に印が付いておりますが、当初はこの位置に避難タワーの設置というようにこれの地図上に書かれておりますが、赤い丸で囲んでます踏切の近くになります、かなり。で、それから言うと、今現在の所は数十メートル北側に入っております。

ここへ行った経過というのは、どのような経過でこちらの方に移動されているかについてをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それではご質問にお答えしたいと思います。

当初はこの何番地というところまでは絞ってなくて、津波のタワーの適切な地域としてやはり基本にしたのは、津波が何分で来るのか、そして人はどれぐらいの速さで逃げれるのか、というのが一定資料がございます。それに基づいて、逃げ切れる範囲というのはずっと円で描いていって、そしてまず避難困難地域というのを出示してきます。そして、避難困難地域を解消するためにこのこの辺にタワーが要するというふうには、最初の位置の所を大体決めていきます。

だからその最初の資料というのはまだ番地までいく段階ではなくて、その避難タワーを建てるのに適切な位置というか、そういうところの資料だったと思うんです、少し現在の位置とはずれてる位置可能性がございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

まあこれが、地図は渡しておるんだから分かると思いますけど。ここの、今この丸のなった所に早咲地区の部落ですので、避難タワーの建設設置というように書いております。ほんでこれからはかなり、これは今の国道と現新しい国道との多少引っ掛かったような状態になってますので、ここにはもう家も建ってる状態ですのでそれから前へ動いたということですが、それは全体の協議の中でこの位置になったものなのか。それとも、今課長が言われるように津波到達時間と、それから避難者の逃げる速度を計算すると、このここで示している所よりももう少し北の方がそういうところでは助かる率が高くなるからということでそこに持っていかれたのか。そのへんが役場が持っていったのか、3回のワークショップを開いておるといことですので、ワークショップの中で話しがまとまってそちらに動いたのか。

そのへんをお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

森議員の持っている地図、この私の手元にある地図だと思うんですけど。この第1回のワークショップのときの地図というのは、先ほど申しましたように大ざっぱな位置の確認でございます。もう1カ所すぐ離れた、北側の旧早咲の保育所の辺りなんです。それで、最終的にどちらを優先する候補地にするのかという議論とかあるわけでございますけれど。今の最終的に今の所になっておいて、その所には幾つか確かに土地があるんです。その中で空き地のタワーを確保できる所を町の方で絞っていておりますので、誰が決めたかということやっぱり町の方で絞り方はやっていって、地域の合意を図るようなワークショップに持っていったというのが流れでございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

そうすると、町の示した所で地域の会の中でも合意が得れたという解釈をしてよろしいのでしょうか。あくまでも役場がこう絞った所をお示しして、そこで役員会での承認が得られたというような取り方でよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

それぞれの地域にはいいとこと悪いとことかございます。ただ、当初のワークショップ、町の方もですね同じ心配でしたけれど。当初、どうしてもワークショップとか住民の意見の中で聞かれたのはですね、やはり津波は海からくるわけでございますけれど。現国道56号から南側、こちらがやっぱり津波から逃げるのには厳しいんじゃないかと。だからそちらの方にしっかりした逃げる道をですね構えていかなければならないというふうな声やっぱり多かったと思います。だからそういうところから考えて、やはり国道よりも南側の方を優先して選んでいった。そして、じゃあその付近で適切な空き地があるかどうかいうふうなところを順次検討しながら候補地を絞っていって、そして最終的には地域のワークショップ、残念ながらこれ、現在のタワーの周辺の方が参加してればでございます。これが一番まずいんですけど。そういう場で地域の合意を形成していったというのが流れでございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今のが3番のどこまでいって見た、答えが出てしまいましたけど。結局今の答弁でいくと、現在のタワーの決定は部落内の要望なのではないのと、町の方から行政主導で決定されたと。これ、もう3番の問いが今僕の質問の仕方が悪かって、2番の中で混ざってしまいましたので、今課長の答弁はこの3番のタワーの決定についてのところに入ってきたと思います。それはそれで結構ですけど。

要は、部落の中でここにしてくれというんでないんだよと。あくまでも話し合いの中で、その国道から南側の方々の避難を基準に考えて、今の国道よりも南側に造るということで、そこで合意を取れたと。なおかつ、その近辺で空き地のある部分というか、まあ空き地ということないですけど、畑作ってて家の建ってない部分だったらここだったということで決定されたというようなことです。

そのときにひとつ気が付からなかったかなと思うのが、そこに決定したときに周りにお家があるけど、そここのことも最終的にこれを建てるときにも、もうそういう決定されたときにも、さっき言うたように住民への、残念なことに説明がなされてないということで。がじゃないと思うんですけど、そうなってもまだお気づきにならなかったか。行政の側が。ここへ決まったときに。そのときにもまだ気が付からなかったけん、まあ結果こうなっちゃうかと思いますが。そういうように、場所を見に行つてあれして家の周りのところを見ても、まだ気が付からなかったんでしょうか。

そこを再度お伺い致します。

情報防災課長（松本敏郎君）

それは2番の質問として。

10番（森 治史君）

いや、もう3番に移ろうと思うたけど3番の答えが先ほど、ごめんなさい、議長。

議長（矢野昭三君）

はい。

10番（森 治史君）

3番の所の答弁を2番で私が質問したところで今課長がいただきましたんで。どこが決めたということときにワークショップの中で決めて、この場所は役場が南側に必要なということでここに決めましたということだったんで、この場所の決定のところについては私の方の質問の順番が悪かって、今もらっております。もう既に答弁をもらってますので。

ここについては、そこまで決定したにもかかわらず、周りの方に一度も声を掛けなかったことはさっき言ったように気が付かなかったがですかということをお伺いしようんです。その建物建てる前の方に、ここに決まりましたと、場所が。

で、なおかつその前の方に一度も説明しなかったということは、そういう説明が必要にないと思われてたのか、気が付かなかったのか。

いずれかの答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

その時点でまだ土地の地権者との接触ができていなかったと思うんです。そのへんでしっかりイメージをできておればですね、こういう問題なかったと思うんですけど。多分できてない中で場所を探しておったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

そしたら、そこはこれ以上やっても同じことやと思いますので、4番の所に入ります。

これ、タワーの建設時やけん、これは、まあさっき同じことになりますけど、もう土地が買い上げになったことで、買い上げのときの状態でお話しをさせていただきます。

土地は広く長くありますので、その土地を南側に寄せることで、この問題はかなりかなり解消されたと思

ます。また南の方にいっぱいに寄せてしまうと、今度は南側の家の方に同じような障害が出てくると思います。そこは譲り合いということで。今のところよりも5メートルぐらい南側に下げることの検討がされれば、もうちょっとこういう被害が少なかったと私は思っております。

買い上げの時点で、ちょっとでもこう民家に近い方が有利だと思われたのか、それではなくって、もうちょっと下げることによってというような配慮があってもよかったと思うんですけど。

そのような、土地の買い求めて建設に至る間の中でそういう検討はされたのか、役場の方が、行政が。されてないかについてをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では森議員の4番目のご質問だと思うんですけど。タワー建設時に、少し南側に寄せて建設を検討されたかについて問うというふうな通告書のご質問でございますけれど。

これは、タワーの位置を地域とほぼ決めたのは第2回のワークショップでございました。第2回目のワークショップの中で、参加者の方のご意見として候補地内でも、まあ国道56号、海に近い方になるので、可能な範囲で国道寄りの整備をしたらいいんじゃないかというご意見がございました。その意見を参考にして現在の位置となってきました。この時点で、恐らく近隣の地域の方がですね参加しておる場であれば、また違った意見が出てきておったと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

要は、まあこれ誰があれじゃけど、結局、国道寄りの方がいいという意見があったから2回目のワークショップの中でここを決めたということですが。

やっぱ、今現在住まれている人にしてみても、こういう今持ちようものはやっぱこういうかあまりにも北側に寄り過ぎてしまった関係で。ほんで南にもうちょっと、5メートルばあでも寄ってもらえたら今の、まったくゼロになるとは私も思いませんけど、もう少し緩和されたんじゃないろうかという。また、現実にそこへ行って見た場合に、やっぱり圧迫感も違いますよね。目の前の5メートルばあの所にあの大きい建物があるのと、わずかそれから5メートル離れた所にあるのとは。やっぱりその日々生活する方が毎日見上げないかん、ここが大きな問題だと思います。

それで、ほかからあるかないか、それは私分かりませんが、現実にこういう問題が起こってきた。それは次の所へ生かされていることだと思いますので、そこはあれですけど。やはりもうちょっと、これ、後の祭りという言葉を使っていいかどうか分かりませんが、出来上がってしもうたもん、これは壊すこともできません。ざまな国費が入っておりますので。どうしても要ることは皆さん分かっておるんです。こういうものが。いろんなことがありましたけど、そういうように結局、土地を購入する際にもそういうことは考えられなかったと。会の中で北詰めにしてくれという、人家に近いがにしてほしいという声があったから、それに従って行政は執行したということで。

これはもうこれ以上問うてもそっから先は変わらんとしますので、5の方に入らせていただきます。

情報防災課長にお尋ねしたいんですけど、タワー建設されるときに、この場所から入るまでの間の町道ですよ。これ、町道東早咲線というようにまちづくり課でお聞きしておりますが。この道幅が、私が見るにも2

メーターあるかないかと。あとは畑ですので、どうでもなるとこはなるとこですけど。の幅員かしらんないと私は思っておりますが。これに工事用の大型車両等の出入りがスムーズに可能とあり、十分にその工事に対応できるので、付近の畑、住宅には何の問題が起こらないと行政は考えられたかについてを問います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、津波避難タワーの建設についての5番目のご質問、通告書に基づいてお答えしたいと思います。

建設する際に、畑や住宅に何も問題が起こらないと考えていたかというご質問でございます。

早咲津波避難タワー建設工事現場へ取り付け道路が狭かったことから、資材運搬が大変困難であろうということは事前に予測をしておりました。資材の搬入路として使った町道は、議員のご質問にありました東早咲線、これは四国銀行の南側から入る道でございます。それから西ヒジリ線、これは現早咲のローソン西側から南へ向かう町道でございます。この2つがありますけれど、国道からの搬入口については主に西ヒジリ線を使い、大型資材の搬入につきましては、隣接する大方バイパス内を国土交通省に交渉して搬入路として使用させていただく等の対策を取ってまいりました。

それから、近隣の家屋につきまして4軒の家屋につきましては、事前に家屋調査をさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

確かにね、大型車両を今説明があったように、新しくできよるバイパスの方から入ってきたと。入ることはきても、そこから向こうは町道そのものは道幅が狭いですから、恐らく周りの畑の地権者にお借りしたと思います。それはそれで、工事するんですからあれやけど。元々これ、こんなに道があれやったらこの地権者の所にも、まあこんな大きい工事始まるんですからね、やっぱり話がまずまず先にあるべきでなからうかと。これも抜け落ちたということで、すべて役場の手落ちであったということの答弁もらったらそっから先は前へ進めませんけど。すべて役場が悪かったと。説明してなかったから悪かったからこうなりましたでなってしまうんですよね。答弁が。それしか今のところないんですよ、答弁が。住民の方にしてみたら、何で私らに一言もなかったというジレンマがあるんですよ。そこを明確に、何が何でこうなったかということがどうしても伝え切れない。それはあくまでも町長が答弁なさろうが、課長が答弁なさろうが、答弁に出てきて言える言葉は役場の一方的な手落ちですと。説明不足でしたかしらんないと思うんですよ。大きなミスを犯してます。けど、このミスが犯したからいうてもう出来上がったもんですので、これ誰がどうのこうのいうてもう壊せるもんでもないし。

ほんで道路についても、それから住宅についても、その事前に入って調査したと言われてますけど、住みよう方々は工事が始まるまで知らざったという、杭打ちようときも何ができようか分からなかったという、説明がなかったという。打ちに来ちよう人らも何となく、ぼかしたようなことをやってるみたいです。だから余計に不信感を持たれているんです、行政のやったことに。何も反対しようわけじゃないですけど、手順に住民の方々が不信感を持たれたということです。今、こじれちょうがはそこだと思えます。分かってほしいと言われても、あなた方は私たちには先に説明してくれなかったじゃないですかということがまず前提にあると思うんです。

そこを役場がどう理解してもらえるか、一番難しい問題だと思います。そこに尽きると思います。納得のいく説明がもらえてないといわれています。住民の方々は、で、住民の方々の思ってる気持ちをじっくり耳傾けてあげて、そして行政が間違ったところは間違ったで理解してもらえるように話をせん限り、この問題は尾を引くと思います。要は言うた言わんになってきて、先ほど言うたように日照権はどうのこうのとか、法的に問題がないがないとかいう言葉が出てくるように。

一番の問題は、この方々は反対しようわけじゃないですけど、6番目に入ります。

この方々は、付近で生活されちゃう方はこれからも続けていかなければなりません。そこを離れることはできませんので。これからさまざまな犠牲を強いられると、私は考えます。住民の方々の話によれば、タワーの屋根が鉄板です。これに集中豪雨とかものすごい豪雨が来たときの鉄板に跳ねる音、これが下と共鳴するか何かで異常な音で聞こえる。それから鉄柱ですので、風向きによったら大風とか突風が吹いてきて家が揺るぐ。そのあれがものすごい恐怖感を感じて怖いという声とか。これはもうできたもんですけど、それがあるとか。かなりの風圧が家に掛かってくる、感じるとかいうような声を聞いております。

それとまた、大きな雨が降ったら排水が悪い関係か何かで、階段伝うて全部水が下へ向いて流れていきよう。それはこのときですけど、改善されているかしれませんが、排水が完全でないのか、階段を強い勢いで流れてくるとか。それから一番問題になるかどうか分かんけど、雨の音とか、野鳥のふん問題。これは絶対に野鳥が巣します。浮津の国道の下のとこなんかでもネット張ってますよね、入らんように。橋の下に。あれの中に、どこから入るか知らんけど、入ってきたハトのふんがこう垂れ下がってくるくらいたまってきます。ものすごい衛生上よくなってきます。そういう問題が起こることもあると思いますし。また、カラスなんかの夏場に騒がれるのが4時ごろから騒ぐらしいです。そうすると、朝、夏場ですので朝4時というたら結構明るいと思いますけど、4時ごろになって騒がれるとこらあ、まだ寝てるがを起こされる感じになりますので、ものすごい迷惑をしておるとかいう声を聞いております。

今から一番の問題は、こういう問題が起こったときに住民からの相談が役場にあった場合に、行政は十分にその声に耳を傾けて聞かれて、その対策へ対応できることとできんこととあると思います。けど、それについて真摯（しんし）に取り組んでいく考えがあるかないかについて、また、私は当然そうすべきと思っております。声に聞いてあげて、できる範囲対応していくということが今の行政の責任だと思ってますし、それは十分せないかんと思っておりますけど。そういうことに行政が取り組むかについての考えを持っておるかを問います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、津波避難タワーの6番目のご質問、この件に対して、住民の声を聞き、対策への対応をしているかというご質問についてお答えをしたいと思います。

この件に関しては、既に4名の周辺住民の方から弁護士を代理人として、苦情と対策にかんする要望の通知を頂いております。その内容には、先ほど森議員からお話のありました内容も入っております。そういうことでこれまでも協議を重ねてまいりました。

町と致しましては、本議会冒頭の行政報告で町長が報告しました内容で回答致しておりますけれど、まだ最終的な合意の締結には至っておりません。

また、建設工事による隣接地住民の皆さまの個別被害申告事項につきましては、その実態調査を早急に完了させて、その因果関係を明確にした上で、適切な対応をして個別協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

いろいろな問題があつて、ここは今上がれんことはないがやけど緊急時には破って、そして中へ手突っ込んで鍵を開けなければ上へ上がれないようになっております。これは本当に住民がそういう要望したからそうなつたのかということも一つの問題点だと思います。

ただこれは、住民側から役場に言っていたのは、スケボーするとか、それから声がうんと響いて上がって行って若い人らがしゃべる声が響いていて。私らも最初は、できる前にですけど、これは地域のの人らにもやっぱり使わないかと。使わなければ何にもならんけんね。やっぱり普段昼間でも上がつてもう上がり登りの訓練は要るろねと言つてましたけど。私の聞く範囲では、その後出来上がってから上でスケボーするとかいうことで、あれものすごい音がすると思います。そういうことがあつたということの苦情を言うていったということも聞いております。

要は、上がり下りにもものすごい音が響くし、それから話し声も存外響くらしいです。そういうことの苦情は言っていたら、結局あんなおつこうなものは付けてほしいとは言つてなかつたにかかわらず、もうずっと上がれんようなものになつてるといふ。また、現実に見ましたらなつておりました。果たしてそれがほんまに避難タワーをしたときに、ちょっと行き過ぎたあれじゃないかなというふうに思います。そういうことであると、今度は近くの住民の方々にも変な疑いがかかりますので、もうちょっと考えれなかつたかなとは思つてます。

ほんで、野鳥のことなんかでもやっぱり巣作りができんようにしておかんと、あこで巣作りしてしまうとなんぼでも増えてきますので、そういう対策も必要でなかつたかと思つてます。各階にそういうものが、巣ができるような雰囲気になろうかと思つてますので。隙間があると。そういう対策とか。

それから、ちょっとお金が掛かるかもしれませんが、もし屋根に当たる音があまりにも響くんやったら、それに防音になるような何かマットか何かを敷いてあげる。ちょっと予算的なもんもあろうかもしれんけど。これはやはり作つてしもうた側の行政にも責任があると思つてますので、なんぼ雨が降つてもある程度生活に支障がない程度の防音の処置は必要ではなかつたかと思つてます。

また個別に言つたら、太陽光でわいてた風呂が、できてからもう一切わかんなくなつてきたとか。今までだったら、家が建てば入らなくなつてくるとは分かりませんが、高さが違いますので、今まで家の中において奥の端まで入つてきた陽が昼過ぎても入つてきたもんが、もう一番陽の高いところでも廊下のとこまでしか当たらんなくなつてきたとか、いろいろな苦情は出ております。それはもう対応できない部分だと思います。そういう日照権の問題については。

けど、できる範囲、鳥が巣をかけないようにする対策とか、雨の音を削減できないかとか、それから雨が階段を落ちてきょうのを排水をちゃんとするとかいう部分ですよね。この部分是对応していかなければいけないことじゃなかつたかと思つてます。行政として。それはお金も掛かることですけど。生涯この方々にここで住み続ける限り、また子どもさんがここへもんできて住もうと思つても、そんなとこで住みたいと思いませんよ。やつてゐることは定住とか、それから呼び込みだとか言われますけど。ここ、ものすごい環境のいいとこに家はあるんですよ、4 軒。けんどこという状態では、息子さんも敬遠すると思つてます。もんでくるとしても。そのためには、もんで来ていただけるような条件にしなければ駄目だと思います。そのためには若干お金が要るかもしれませんが、その検討されてみて雨の音の防御するとか、それから排水が悪いんやたら排水をどうするとか、それから一番は鳥の巣ができないようにするということも大事なことだと思います。すべてお金が

必要なことですけど。今現在町がやったことで、その前の方も全部承諾してやったがやったら、結果やったらこれもなかったと思いますけど、やはり説明をせずに工事を着工して完成させてしまうという、大きな、町に責任があると思います。そのためにはそれに報うには、これは当然必要な経費の中として1回だけでもかまんけん、何年かにも分けてでもかまんけん、きちっと3年なら3年、2年なら2年の間に完結するというような予定を組まないかんと思いますが、町として住民の声として合意も部署には挙がってきちょうということですので、これに対してそういう対応を組んでいかれるか。

で、当然すべきだと思いますから、組んで検討していつて早急にやられるかどうか。2年か3年の間に期限を切って完成さすか。

そのことについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

いろいろ出ましたけれど、総枠はですね、この地域の方にどういうふうな補償のようなものをしていくのかというさまざまな課題をご質問いただいたと思います。それぞれについてまずお答えしたいと思いますけれど。

まず排水の問題。これは樋がですね、当初排水路まで伸びてなかった問題がございまして、苦情をいただきました。それに対しては対応をさせていただいて、排水路まで伸ばして、それから代理人も確認して了承をいただいております。

それから日照権、日影権の件ですね。この件につきましては当然、建築基準法の日影規制という基準がございまして、あるいはまた全国の日影、日照権の判例がありますので、どっかで補償する範囲であればですね、町の方は公費をもって補償することもできましたけれど、いろんな判例、それから法律を見てみたりですね、国、県の事例を随分調べてみましたけれど、公費をもって補償できる根拠が見出せませんでした。それで日影権の補償について、議員ご質問があったような補償はですね、現在のところ町の方でできないと思っております。

それから雨、鳥の件ですが。その前に門扉の問題ですね。門扉の問題につきましては、これはまず地域の方から、やはり人が集まって、あるいは子どもさんが集まって遊ぶことも踏まえてですね、階段の上り下りとか、その音がやはり困るというふうなお話ありましたので。最初、平成26年の5月21日に、まず注意書き、これはスケボーで遊ぶことも踏まえて注意書きをさせていただきました。ただ、それでも高い階段の上り下りには音がしますので、それをもって階段の方には平成27年1月9日に、緊急時に破壊できる門扉をさせていただきました。それが今ご質問にあった、おっこうな門扉というふうな表現がございましたけれど、そういうものですね、階段には緊急時以外上がらないように、あるいは避難訓練以外のときは上がらないようにというふうにさせていただいております。町の全体的な基本的な考え方は、可能であればそういうものを付けずに、日常的に住民の方が利用していただきたいというふうに考えております。ところが、地域住民の方からやはり、おい、音がやかましい、というふうなことで苦情が出ればですね、どうしてもそういう苦情の対応の方が優先しますので、早咲のタワーについてはですねこういう対応をさせていただきました。

それから、階段の音とか、さまざまな鳥とか雨の音。これは通知人の皆さんと代理人を踏まえて、一定の町の改正案というのをお示しを既にさせていただいております。

ただ町の方としては、やはり公費を使った対応ですので、一定公費を使ってできる根拠、基準を持たなければなりません。従いまして、雨とか鳥、雨についても大雨のときと小さい雨のとき音が違いますし。一定のそ

の音量調査、少し時間いただいてさしていただくとかですね、鳥の調査とかさしていただきたいというふうなご提案とかもですね、少しお話の中でさしていただいておりますけれど、先ほど申しましたようにまだそれが妥結してませんのでまだ協議中でございます。

大体のご質問にお答えしたと思えますけど、以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

要はこれ、何遍言うても行き着くところは、最初の端の説明不足が招いたこういう住民との乖離（かいり）という溝ができてしまったことだと思います。その責任を取れと言うてるのではないですけど、やはりもうこういう問題、その調査をしてどうのこうの問題ではなくって、雨で見れば、もう思い切って調査せずに対策するぐらいの気構えで当たって接触してあげなかったら、今からずうっとここで生活を強いられる方々の気持ちを考えた場合に、調査した結果、ここが当たりませんでしたじゃあどうしようもないですよ。住んでいく方も。

ほんで私、日照権についてはあらがうつもりもないし、これはどうも法的には全く補償の対象でもないし、どうすることもできないことは分かっています。だからそのことはひとつも問うてません。ただ、事例的にこういうことになっておりますよということ言うただけであって、それを補償してほしいとは、私もそんなことは言った覚えはありませんけど。まあそういう問題が起こっちゃうことも考えの中で話し合いに入っていくと、それは日照権の問題については裁判判例からしても該当しませんよというような態度で入っていくと、話すものもつかなくなってくる。で、そこらも踏まえてやっぱり住民の気持ちを酌んであげもって、やはりどうしてもそういうものはできないものはできないで理解していただくんことには、一方的にその法的に間違っていないですよということを言ってますので、こういう結果が出てきておると思います。最初の端に根拠を示し、よいよ気の毒なけどもどうしようもないですよ言葉があれば、もうちょっと違うもんがあったと思えますけど。高飛車というように取られても仕方ないような答え方をしておると、私は受け取っております。

鳥の問題、これはほんまにふんが固まってきたら前に住みよう方にはもう何ともならんぐらい、特にふんの乾いたがが風が吹くたんびに周りに飛んでいくことになってきたら、布団も何にも干せなくなってくるので、そのへんも踏まえてあげんと、考えてあげんと。ほんま、周りにも家があれば家の前へふんが落ちるばあじゃなくって、乾燥したふんがもう風が舞うたんびに、風で全部どっちへ飛ぶが分かりませんので。子どもさんでも来たときには、ぜんそく持ちやったらぜんそく起こるぐらいばあきついもんいうかそういうことも聞いておりますので、そういうことがないように。

一応合意の中ではっきりその検討するじゃなくって、これをやりますというような形の合意書を持っていてあげんと合意にならないと思いますので、そのへんは執行部の方できちっと考えて、合意のところでなれるようなものを持っていかなければいけないことじゃないかと思えます。

7番目に入らせてもらいます。

町長はこの件で、さまざまな犠牲を強いられた付近の住民の方たちに、あくまでも役場の手落ちであったこととありますので、謝罪文書を出されると私は思います。ほんで出すか出さんか分かりませんが。私は出すべきだと思っておりますのでこういうふうに問うております。で、文書への署名についてはこれまで町長だけであったと思いますが、今回、これまでの事例にはないと思います。だけど、このタワー建設を担当された課長とか住民の相談にも対応された課長ですよね。課長そのもんが署名がなければ、なかなか私合意の方にも進んでいかないのでは、進展がないと私は考えておりますので、謝罪文をどうしても出していただきたいという部分を

私には持っております。で、それについても元来なら町長だけの謝罪文の文が本当ながでしようけど、今回の場合、まあ課長にはものすごくこういうきついことになるかもしれませんけど、町長と同じように署名をした文書を出してあげることによって、双方の合意の進展が進むんでないかと思いますが。

町長の方にその考えがあるかないかについてお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

森議員の7番目の質問にお答えさせていただきます。

今議会の開会冒頭の行政報告でおわびをさせていただきましたが、このおわびをもって謝罪がすべて終わったという考えは一切持っておりません。ご指摘いただいておりますように、文書で明確にして謝罪をすべきだと思っております。

それから署名の件もご指摘いただきましたが、この今回の質問におきまして、この7番目の質問までの6つの質問につきましては経過ならびに詳細につきましてのご質問でありましたので、情報防災課長に答弁をさせましたけれども、事の重大さをかんがみますと、この謝罪責任は行政の長である私にございます。

ただし、この謝罪文書に関しましても勝手にこちらがということではなくて、ご納得いただけるものにならなければならないと思っております。そのためには、どうしてもお話し合いをさせていただく場を設ける必要があるかと思っております。謝罪文書に関しましてもそのような経過を踏まえた上で作成をし、かつ、その際にその署名の件もご相談をさせていただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

謝罪しても住民の方と話し合いによって一番いい文章を考えて謝罪の文章とさせてもらうということであって、町長が言われるように、この事業責任者は町長ですのですべて町長にありますけど、私が今言ったように住民の側から今まで前代未聞だと思います。今まで事例がないことだと思いますけど。課長の署名も必要だということになれば、町長として課長にも署名を求めたものを出されるかどうかについて。それはあくまでも話し合いの上のことになりますけど、そういう結論になった場合には致しますかということでお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

行政報告で申し上げました内容につきましては、これまで弁護人の方との協議調整をさせていただいております。論点がかなり整理されていると思いますので、それらを踏まえた上での正式な謝罪文書の作成ということになるかと思っております。

今議会が終わりまして、さまざまないただいておりますご指摘、それから対応策、これらが具体的に明確になってまいりますので、それらを踏まえた上で作成させていただきます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

はっきり課長に書かすとは言わなかったけど。まあそれは話し合いの中だということ、今回のこの質問は終わりまして、2問目の方に入らせていただきます。

特定健康診断についてお伺い致します。

国民健康保険加入者が対象となります、特定健康診断については、加入者の受診率の割合によって県からの補助金の財政調整交付金はどのように反映されるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

通告に基づきまして、森議員の2番目の特定健診健康診断についての国民健康保険加入者の中で対象となる健康診断の受診率の割合について、どのように調整交付金に反映されているかということにつきましてお答え致します。

議員のご指摘のとおり、高知県国民健康保険調整交付金条例に基づき、特定健康診断の受診率によって調整交付金の額が決められております。平成27年度の交付基準は、平成26年度の受診率が平成25年度の受診率を上回っていること、そして被保険者数の規模に応じて超えなければならない受診率が決められております。

黒潮町は3,000人以上7,000人未満の区分に位置付けられ、受診率が37パーセント以上であることが条件とされております。そこで、過去2年間と本年度の黒潮町の特定健診の受診率を申し上げますと、平成25年度が36.5パーセントです。平成26年度が40.9パーセントです。そして平成27年度は、12月の診療分時点で41.04パーセントでございます。そのように伸びを示しております。

従いまして、平成26年度受診率が37パーセントを上回っているため、800万円が平成27年度に交付され、なおかつ2年連続で受診率が伸びているということですので、平成28年度は200万円が加算されまして、1,000万円の交付がされる予定でございます。そのほかにも、受診者一人当たり2,000円の調整交付金が交付されております。

また、国の保険者努力支援制度と致しまして、保険者機能の役割を發揮してもらおう観点から、客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対して、平成28年度から支援金を700億円から800億円程度交付することが決定されております。その指標とは、特定健診や特定保健指導などの実施状況と後発医薬品使用割合、そして国保税収納率の向上の状況などでございます。

以上のとおり、特定健診の受診率向上が高知県の調整交付金や、これからの国の支援交付金に与える影響は大きいものがあります。そして何よりも、特定健診を受診することにより特定保健指導へつなぎ、被保険者の皆さんの生活習慣病の予防に貢献できるという大きな利点がございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

1 問目はよく分かりました。なかなかええ傾向でいっているということですので、職員の方々の努力の結果だと思います。

2 問目の方に入らせていただきます。

平成27年度の受診方法は以前とかなり変更されておると思います。以前でしたら部落の単位が、役場の社協の2階で受診の日にちが2日ぐらいあって、交互に受けてくださいというんですけど、今度はもう指定して、土日の休みの日にまで頑張っていたいただいて、職員さんに、ほいでバスも出して受診を、こちらの方へ呼んでやっておりました。

それで私が思うのは、27年度は受診方法を変えたので26年度よりもまだ結果は出てないと。伸びちょうい

うことかな、その結果が。で、これを継続して目標として、ちょっと目標書いてないけんごめんなさい。けど、これやっていく以上は大体どれを頭にしておこうという取り組みになさってきたか。いうたら、受診率上げることもはっきり分かっております。それを45パーセント目標にしての取り組みなのか、それから最低でも50を、半分を目指しての取り組みなのか。そういうことで、伸びてきてることでさらに力が入ってくると思いますけど。一応変化があったということはさっきの説明の中にありますが。これを受診率を上げていくためにやったがですけど、変更があったということでお伺いしましたんで、少し変わった質問になりますけど。目標的なものもあって変えていると思いますが、それともあまりにも伸びてこないから方法を変えられたのか。26年と27年で40パーセント超えてますんでそんなに悪いあれではないですけど。一定限目標を持たれて変えたと思いませんんですが。その目標位置に対して、何年ごろをめどにしてこの受診方法を取っていかれるのか。

それとも、今からは27年度のような受診方法をずっと続けていかれるのか。計画的に3年たったらやめるのか。それともこのままずっとこういう方法で、伸びるだけ伸ばしていくとかいう方法を取られるのかということについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の、特定健診についてのご質問のカッコの2番、受診方法の変更に伴う受診率の変化について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますとおり、これまで各種検診を個別に実施していた検診方法と異なり、特定健診と肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診を1日で実施し、受診される皆さまの負担を軽減する目的で実施しているセット化健診の取り組みを行っております。

この取り組みは、佐賀地域で既に行われていたことから、平成26年度から大方地域でもセット化を行うこととして取り組みを進め、今年度は一部の地域を残しておりますが、大半の地域でセット化による健診を行っているところです。

ご質問の受診率の推移につきましては、先ほどのカッコの1番のご質問の答弁でお答えさせていただきましたが、再度私の方から答弁させていただきます。

特定健診で、平成23年度38.0パーセント、平成24年度38.3パーセント、平成25年度36.5パーセントの受診率で推移していたところですが、大方地域でセット化の取り組みを始めた平成26年度は、初めての40パーセント台となる40.9パーセントと、一定の成果を見ることができております。

また、大半の地域のセット化健診が行われた今年度につきましては、まだ年度途中ではありますが、先ほどの答弁の中でも報告させていただきましたが、平成27年12月分で41.04パーセントと答弁をさせていただいております。これにつきましては受診勧奨を行う委託事業も実施したこともあり、伸びているのではないかとこのように考えております。

ご質問の中で続けて実施する予定があるかというご質問があったと思いますが、可能な限り住民のニーズ、ご希望を参考にしながら続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の、何パーセントを目指すかということの部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成 27 年度版では、この特定健診の受診率につきまして重要業績評価指標では平成 31 年度に 52.5 パーセントを目指すということで目標を立てております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

よく分かりました。

3 番目の方に入らせていただきます。

主治医の方から、年間に 2 回から 4 回ぐらいの定期健診を継続的に受けてる方は受診を義務付けられた方がおいでます。こういう方で、ずっと真面目に受診を受けちょう方ですけど、国保担当職員にその受診を受けていることを報告された場合の対応、町の。は、結局特定健診に受けなくてもいいのか。

そういうことはどのような対応になるのかということでお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の 3 番目の、主治医から年間 2 回から 3 回の定期健診を義務付けられている方への対応につきまして、お答えをさせていただきます。

議員のご質問の対応につきましては、特定健康診断の未受診者への受診勧奨事業にかかわることだと思えます。この事業について若干説明をさせていただきます。

この事業は国保保健指導事業として、特定健診未受診者対策としまして平成 27 年度から取り組んでおります。事業費は 400 万円を上限と致しまして、国の調整交付金に 100 パーセント算入される大変有利な事業で、外部委託により実施をしております。

その事業の内容につきまして、1 つ目は平成 25 年から 27 年度の未受診者の方への受診意向調査を行いました。それから 2 つ目に、かかりつけのお医者さんへの相談を依頼をさせていただきました。3 つ目に、専門職員、保健師または管理栄養士による電話受診勧奨を行いました。4 つ目は、退職者、60 歳から 65 歳への皆さんへの意向調査を行いまして受診勧奨を行っております。そして最後に、健康記録の作成をして来年度につなげるような事業を行っております。その電話受診勧奨の業務については、黒潮町電話受診勧奨マニュアルを作成し、それに基づいて電話連絡について承諾をいただいた未受診者の皆さまに受診勧奨をさせていただいております。

その電話の流れは、あいさつに始まり、アンケート調査への協力についてのお礼を致します。本人と会話ができる場合は、受診の意向を確認し、通院をしているので特定健診は不要という方へは、定期的に血液検査などを行っている方も特定健診の対象になることについてご説明をさせていただいた上、通院先が特定健診を受け入れてもらえる医療機関の場合は、通院時に定期検査に併せて特定健診の受診票を使用させていただくことで特定健診と重複項目については検査料が安くなるため、その方の負担する医療費が安くなることにつながるというご説明をさせていただいております。それで受診券を使って検査ができないか、一度かかりつけのお医者さまにご相談くださいとお勧めをしております。

本人が不在で家族と会話ができる場合は、本人が受診されたかどうか確認して、未受診者または不明の場合は、最寄りの集団検診の日程などをお知らせし、また、個別で医療機関でも受診できることも併せて、ご本人にお伝えいただくようお願いをしております。この電話受診勧奨マニュアルは、担当職員にも適用し実施をし

ております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

要は、定期健診を義務付けられちよう方でも、特定健診の項目が入ってない場合は、というよりも受けてもらわないかんということですね。で、重複するものについてはこっちで定期健診を受けてもらうか、受けちゃったらもう、それは省いたものだけを受けたらいいわけですね。その特定健診ですけど。

血液検査なんかはもう既に出た結果がありますやんか。年に4回受けたら必ずそのうち2回ぐらいは血液検査ものすごい詳しいにやってると思います。何種類もの検査を。その中に該当する検査については、特定健診は省けるわけですか。そういうダブる部分は省けるもんですか、それとも省けないんですか。その受診のときに。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の特定健診の健診項目につきまして、ご質問にお答えします。

特定健診は1年に必ず1回ということになっております。従いまして、病院でこの特定健診の受診券を渡された場合は、病院でその特定健診の項目を行うこととなりますので、集団検診に来られた場合はもう特定健診を元から受けることができません。

で、集団検診で特定健診を受けられた方は、もう特定健診の受診券がこちらで頂いておりますので、病院にその特定健診の受診券を持っていくことができませんので、もう特定健診にかかわる受診項目は年に1回だけということになります。ただし、定期的に血液検査等は行っていただくのはそのかかりつけ医の判断でございますが、特定健診としての対象となるのは年に1回だけでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

特定健診の券を持って指定された自分のかかりつけのお医者様が特定健診受けれる場合ですよ。その場合に、いうたら一月前に行って血液検査も全部しちよった部分があった場合ですよ。そうすることは次の特定健診の審査の中を受けた場合、主治医の所で。それでもダブる部分については検査なんかが、削除しといて向こうのデータを入れてもろうたもので、何言いますかね、特定健診が完了したというようなことになるがですか。もしそうやなかったらダブったような、保険の中でダブリが出てきますので、やっぱり保険料にも関係してくると思いますので、そのへんは可能なかどうか。もし特定健診を受けちよる、かかりつけのお医者で役場からきた特定健診の券を持って行って受けますよね。受けた場合に、それで先月受けた分とダブリがあったときには、もう一遍受けなくて必要とこだけの検査でいいんですかということ。その代わり、主治医の方から先のデータを特定健診の方に書き込んだものでよろしんですか。それともその日に受けてなかったら、その特定健診の受けたデータやなかったら駄目ながですかということでお伺い致します。

要は、分かったらうか。手前に受けたものが同じものをひと月後に特定検診で受けた場合に無駄でないらうかということです。その血液検査なんかも。だから、先に受けたものの主治医の指示するものを特定健診の

中の書類に書き込んだものでもオーケーながですかということでお伺いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の再質問にお答え致します。

特定健診の部分につきまして、かかりつけのお医者さまに、この特定健診ではなくて定期健診で受けられた項目と、特定健診で例えば一月後に受けた場合の項目とが重複する場合に、その場合、特定健診の健診項目から省かれるのかということのご質問だと思いますが。特定健診は決められた健診項目を行う必要があるので、定期健診で2カ月に一遍、3カ月に一遍と受けられておる方についてもですね、同じように特定健診で血液検査とか尿検査を行いますので、その部分は重複をしてしまいます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。

それで4問目の方に入ります。

これ、担当の職員さんがたとえ職務に忠実だといえども、受診を受けるようお願いの電話ですよ。今言うた、電話で確認するとか言うてましたけど。個人宅へ8時過ぎて電話があったという苦情が来ております。それはそれで済んじょうけど。これ私、このことだけで、ここの質問はちょっとその絡んでおりますけど。これは非常に常識的に考えても、行き過ぎた行為だと思います。仕事に熱心なばかりに、何のコンタクもなく連絡もなく、いきなり8時ごろにかけていかれたら相手方も迷惑しますよね。手前のときに何時ごろ戻りますとか8時過ぎてもよろしいですか、結構ですよいうところで電話かける分には問題も起こりませんけど。ある日突然電話かかってきて、あなたは受けてませんが受けてくれという電話が入ってきても、時間考えた場合に8時過ぎてからかかってきたら、やはりなんぼ受けてなかったらむかつとしますよね。受けてない方も。ほんで、これはこの保健業務だけじゃないんですけど、町全体の職員さんへのそのいろんなことの業務全体に言えることだと思いますけど。

こういうように、時間を相手方に約束してない時間帯でかなり、8時いうたら深夜になると思います。その時間帯に電話をかけるということが、業務上の遂行の上ではいいのか悪いのか。業務をこなしていく上では当然あるべきだと思われるかどうか。ほんでこれは、今から全部の職員さんにも当てはまるんです。こういうことがないように、遅い時間に電話するときには事前の了解を得たものでやっていくのか。

そのことをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告に基づきまして、森議員の4番目の、たとえ職務に忠実とはいえども、8時過ぎに個人宅へ電話をかけるのはいかがなものかということのご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、この電話による受診勧奨に限らず、ほかの業務におきましても一般的に20時を過ぎて個人宅へ電話をかけるということは避けるべきことであると認識しております。ですので、今後ともそのような対応をして取り組みたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

分かりました。今後ないように十分、全職員さんで気を付けていただきたいと思います。課長さんはくれぐれもよろしく願い致します。その件は、

3 問目の漁業関係についてを問います。

県管理の佐賀漁港の防波堤内に稚魚の保護育成機能強化を目的として、小型魚礁、貝藻くんの設置を個人で取り組んでおったけど、どうしても個人では許可が出ず、どうしても県の方から個人じゃ許可が下りないということで、県の漁協が主体で、それに個人が参加するというような形態で設置をされております。許可が下りたということで、あくまでも許可は個人に下りたがじゃないです。県漁連に下りたもんですけど。そういうことで、港の中に小型の魚礁を 3 カ所で合計 5 基設置されております。

このように個人で取り組まれることは私は素晴らしいことだと思いますが、行政はこれの手助けを、まあ見たら、町に言うていったら町が率先して県に言うて行って、できるように個人的な私欲でやったものではないと思います。こういうこと。だからこのことについて、行政は今後どのような考えを持たれるかについてをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、森議員の 3、漁業関係についてカッコ 1、佐賀漁港の防波堤内に小型魚礁の設置による実証実験における行政の考えについてお答え致します。

ご質問の小型の魚礁はホタテ貝の貝殻を使った小型貝殻魚礁でして、設置については昨年 12 月上旬にご本人から佐賀地域での海洋環境の調査、そして貝藻類の育成を調査したいとの相談が私どもにありました。この貝殻魚礁につきましては、私どもも興味を持っていましたので一緒に佐賀漁港へ出向き、定点観測がしやすい設置場所の選定を一緒にしたところです。

本魚礁は長さ 60 センチ、幅 55 センチ、高さ 45 センチの小型の魚礁で、地上での重量は約 60 キロ、海中での重量は約 30 キロになるため、設置場所の選定につきましては波浪の影響を受けにくい漁港内の堤体基礎や静温度の高い泊地が適しているため、漁港を使用しています高知県漁業協同組合佐賀統括支所に漁船の係留の支障にならないかとの相談をし、その内諾を得た後、漁港管理者であります高知県幡多土木事務所に設置協議を行いました。そのとき担当者からは、設置目的については理解はできるが、設置場所は公有水面のため個人からの申請は受付できないとの回答を受けました。この回答についてはご本人とも話をしまして理解をされ、その後、定点観測を実際行う本魚礁の高知県の代理店でもなっています高知県漁業協同組合連合会が許可申請を行い、昨年 12 月 16 日付で設置期間を 29 年 3 月 31 日までとして許可を受けています。その後、本年 1 月 18 日に佐賀漁港の 3 カ所 5 基の本魚礁の設置を行っています。

なおその後、本魚礁の設置報告書を私どもも頂いていまして、設置場所の海洋環境については設置時には付着生物の生息は少ないようでしたが、今後の本魚礁の効果を注目しているところです。

ご質問の行政はどのように考えているかについてですが、冒頭に申し上げましたように、担当課としては本魚礁の効果に興味を持っていますので、ご質問の佐賀漁港における実証についても関係漁協や高知県との事前協議ならびに設置申請事務の補助協力をさせていただいております。今後も可能な範囲で対応をしていきたい

と考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

この件にかんしてですけど。先輩議員が再々、ここで質問しておりました。それで、2年ぐらい前ですかね、こういう小型なものをやってみたらどうかというような質問がした場合に、町としては大掛かりなことはできないけど、町でできる範囲で取り組むというような答弁があったんですけど。その後、見積もりも取ったようでもありますけど、なしのつぶてであったというようなことも聞いております。やはり、そういうジレンマもあったと思いますよ、それ。それやるやる言いもって、お金が掛からん範囲でやってみるとか言いもって何もしてなかったということで、こんなことでの行動もあろうかと思えます。けど一般の方が自分の私財でやるんですから、そこはそういう申し出があった場合は、町はやはり今回のようにできる所に行って許可を取り、かま範囲の所へ設置し、そしてその継続的にどのように変化があるかを。やっぱり町はお金が必要なんですから、ある程度個人負担でやってくれる部分は。そういうことで、調査した実績を取るということは大事なことだと思います。

ほんで今後も、こういう申し入れがあった場合は町が前に立って、今回もどうやったらええかが分かってしまったんで、それは順調ようにいくと思えますけど。個人のそういう申し出があった場合も町は連携してきちっと増やしていくということかな。調べる場所、件数を。そういうことに声が挙げれば取り組んでいかれるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

先ほどもご答弁させていただきましたが、可能な範囲で手続き、その他についてはですね協力をしていきたいと考えております。

また、冒頭の再質問でありましたが、町としましても田野浦漁港、そちらの方で水産庁の事業を使って事業計画を27年度計画をしていましたが、補助採択に至っておらず、また28年度に別事業をちょっと今検討をしているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

ほかでも取り組んでいることで、そこは理解致します。

2番目の方ですが、これ沿岸区域での漁業で生計が立てれるように、今漁業者の方々もなかなか魚が捕れないとかいろんな問題があって、なかなかその収入一本で食べていきぬくようになってきております。そういうことで、その方々の収入増となるような取り組みとして、沖合い何十キロの所に大陸棚があるようですが、そこに小型じゃなくって中型、大型か、そのへんぐらいの魚礁の設置をし。それは県の許可も要と思いますし、またこれ、完全に県の補助金とか国の補助金で町の持ち出しは1割ばあのもんでやらんとなかなか巨額なものになると思いますけど。そういうものを要請することで早期に実現できるように、私は取り組む必要があると思います。

これは先ほどからも言ってますけど、やはり住民が逃げていかないと言うたらおかしいけど、こう転出していかないいうことの一つの条件だと思います。親がやってるその一次産業で食べていける見込みがあれば、やはり子どもさんかその前の親戚の方が、その方が廃業するときには僕が継ごうかとかいう形で残る部分が出てくると思います。そういうように今おる漁業者の方の生活が安定すれば、それを継いでみようかという方もできてくると思います。そういう目的で、この私は当然何カ所かこういう魚礁を設置が必要と考えております。これは多額な費用が要ると思いますので、なかなかその町単独でできる事業ではないというように、いろいろ今までの質問の答弁を聞いておりましたら、なかなかその簡単にいくぐらいのものじゃないということも分かっておりますけど。やはりほんまに漁業の方、一次産業で生活している漁業者の方々を継続してそれに就かすには何らかの方法が要ると思います。稚魚の放流も結構です。それもいいと思います。こういうような設置を沖合いにすべきであって、私はまたこれをいわゆる漁業関係者以外がすることを禁止する。まあ言うたら税金が入ったものを一定の方に限っての利用ということはなかなか縛りがあるかもしれませんが、あくまでも目的は、漁業の継続してできるための設置という目的で、漁業関係者、特に漁業組合の方だけがそこに行き釣りができるようなものでもええし、期限を決めて釣る時期もきちっと決めていろんな規約を設けないかんなくてくると思いますけど。そういうようにしてでもこの大型のものか、せめて中型ぐらいの魚礁を入れて、そこでちょっと入れたけんすぐに漁が増えるわけじゃないです。と思います。けど、そうやって継承者ができるような形の漁業政策が要ると思います。ハウスのレンタルハウスがあるようなもんだと、私は思っております。漁業にもこういうもんがあってもいいと思います。

それから、そういう形で一次産業の育成がないと、やはりここの食を構えるにも、本当に食の安全というんやったら、そういうものがあって地元の魚が食べれることが食の安全だと思いますし。一次産業の農業にしてみても、こっちで作ったお米が食べれる、野菜が食べれる、ということが食の安全にもつながると思いますので。ぜひとも、遅いかもかもしれませんが、こういう魚礁に関して取り組むべきと思いますが、行政が県と一体になって早期に実現するように取り組まれる気持ちがあるかどうかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、森議員の3、漁業関係についてのカッコ2、沿岸域での漁業で生活をしている方たちの収入増になるよう、沖合いに中型魚礁の設置を行政は県に要請をされ早期に実現するように取り組むよう行政の考えについてお答えします。

魚礁設置につきましては、森議員も先ほどから言われておりますように沿岸漁業の現状を大変厳しく、漁業従事者の高齢化、また昨年末まで高止まりでした燃油価格、このようなことにより沿岸漁業者は出漁を控えるなど、漁業所得の低迷を招いています。燃油価格の動向で漁業活動が左右される沿岸漁業者の収漁対策として、漁港の近くに人口魚礁による漁場整備をすることで漁業経費を抑制し、また高齢漁業者の安全な操業にも寄与することから、沿岸漁業の振興を図る上で魚礁設置事業は必要度の高い施策と考えています。しかし高知県では、沈設魚礁による漁場整備は費用対効果が明らかではないことから、平成16年度以降、魚礁設置事業は中止の状態となっています。本事業の再開については、県からもBバイCの算定の中でも大変厳しいと説明を受けているところですが、この沖合いへの魚礁設置につきましては高知県への要望活動の取り組みをしております。これまでも黒潮町と四万十市の漁協と行政で組織をしています幡東水産振興会、そちらでは県水産振興部長への例年、翌年度の予算要求、これに向けて要望活動を行い、また黒潮町独自では、町長を筆頭に高知県議会商工農林水産委員会への出先機関の視察調査時などに、沿岸漁業者の漁場活動を支援すべく沿岸域の沈設型

魚礁の設置を含めた漁業振興の政策提言、要望活動を行っているところです。

今後も引き続き要望活動を行っていきますが、漁業継承者の育成については、繰り返しになりますが漁協の近くに魚礁を構える。これが一番の施策だと考えておりますので。また、魚礁の目的に合わせた一般プレジャーの規制につきましては、県の税金その他も入っておりますのでそれを規制するということはなかなか海上での部分ではできておりませんが、漁業者独自でお互いによさね、そのプレジャーの方には注意とかそういうふうなことは見掛けたらしているように行っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

私が言うたのは、なかなか極論だと思います。その漁業者だけに限定せよということで。

確かに税は入っております。税は入っておりますけど、この設置について、まあここにも一例がありますけど、ちょっとですが島根県の太田市の方で温泉津町（ゆのつまち）というかな、そこでは同じメーカーのもんですけど、貝藻くんらしいですけど、幅が7.8メートル、奥行き7.8、高さ10メートル。これになったら中型ですか。こういう魚礁をやっているという事例もあるみたいです。そこがどういう成果があったかも一応調べてもらうたらよろしいかと思いますが。

私が思うのは、あくまでもこれは確かに税金が要ります。で、税金を入れた以上、県民が自由に使えるということにしてしまうと、やはりそこで漁業者よりも、言われんですけど、プレジャーボートというんですかね、お金が余って買ったような人の方が足が速いとか、釣る道具もすごいもん、魚探もお金掛けて買うとか。逆に言われんですけど、本当の専業でやって食べてる方よりも豪華な設備をやるぐらいな人らが行くとなると、どうしてもその漁場はその人らに荒らされてしまいますよね。荒らされるという言葉は悪いかもしれませんが。やっぱりそういうもので、行政がここに設置するのはあくまでもこの地域の漁業者が生計が立てるようにやっていかなくは今から本当に漁業者がおらんくなると。跡継ぎがおらんくなってくるという大きな問題があると思います。農業の方も、後継者育成のためにレンタルハウスとかいうて町はお金を入れております。まあ農協さんとの絡みになりますけど。それに入れておると一緒じゃないでしょうか。ハウスの中へ、私も作りたいいうては勝手に入ってけれんと思います。正直。ここのとこ1列私トマト作りたいけん私はここでトマト作らして、とかいうて勝手に入ってけれんしよ。それを考えた場合に、やっぱ沖もそういうものを造ったときに、やっぱり県費が入っちゃうかもしれん、税金を投入しちゃうかもしれんですけど、あくまでもこれは地域の漁業者の生活を守るために造るということを前提にせんことには、お金も入れてけれんろうし、またそのさっき言うたように費用対効果が上がらんと言われますけど、これも長い目で見ていかんとなかなか短時間で結論が出るもんじゃないと思います。

私がかうんと思うのは、今住民が外へ出ていく、転出するというのも、やっぱりそこで食べていけないということがあろうんすよ。呼び込むのも結構です。で、漁師で食べていけたら漁師のしたい人は来てくれると思います。そういう形もいろいろあろうかと思いますが、やはり費用対効果がないから県がいかんと言っちゃうかもしれませんが、そこはそこで何とか理屈つけて、こういう設置していく。放流することもいいです。放流して、その漁獲が上がればそれでいいんです。ただ、漁業者が地域で取ったもので生活ができる、そういう子育てができるように、やはり農業と一緒にだと思えます。農業は畑で作る、それから海の方も、釣るだけじゃ駄目だと思います。そうやって海の中でも養殖とか増やしていくことを考えると。放流は大事なことだと思いますけど、それと別個にお金の要ることだと思いますけど、やはりこういうことを考えていかなければ、本

当の過疎の歯止めにはつながっていかないがじゃないでしょうか。お金の要ることばかりで町長も頭痛いと思います。けど、やはり要るものは要るとして、やっぱりそこで入れていって、子育てができて子どもを大学に行けるぐらいの収入を得れるということが今でしたら前提でしょうかね。そういうことが要るのではなからうかと思しますので、そのためにはやはり、私はこういうものをやるべきだと思います。また、なかなか県には声挙げてくれて、言ってるということでしたが。

課長、本当に腰入れて、本気で県とけんかするぐらいにこれを設置するがをやっていただけますか。その気があるかないか。

お尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

まず、プレジャーボート。プレジャー漁業者への注意喚起ですが。なかなか、おかと違って海は視野の届く範囲が広過ぎて、すべてに目が届かないのが現実です。こちらにつきましては、先ほどの答弁にも重複しますが、漁業者の方が漁場で釣っているときにはですね漁業者の方からも注意をしています。

また、新たな魚礁設置につきましては、先ほどから出てますBバイC費用対効果、これをどうやって満たすか、それが必須条件となってます、それがないと補助採択になっていかないと。その部分をお互い漁業者の方も話しながら、どういうふうなものをとっていくか。通常沿岸漁業になりますと、アジ、サバ。そういうものになってきます。単価は高くてもどうしても魚体が小さいために、水揚金額としてはなかなか乗っていかないので現実です。

また、魚価も現在下がっている部分もありますが、こういう中でどうしても補助に乗らないとなかなか町単独ではやっていけないと。例えば1カ所、議員が申されました規模よりは少し小さいですが、黒潮町沖でやっていますコンクリート礁4メートル角、これが大体20基ぐらいを1回に入れますと2,000万から2,500万ぐらい発生します。それをなかなか町単独ではなくてですねやはり国庫補助、そしてまた県費補助を上乗せしてもらおう。そして黒潮町、そして漁協の負担額を軽減さすと。そういうふうなことに持っていくと、なかなかできないと。そういうことで考えていますので、繰り返しになってきますが、とにかく県の補助事業を再開してもらいたいと。そういうことについてはですね、私どもずっと腰を入れてやっていくつもりでありますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これ以上質問しても答えは一緒だと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 16時 58分